

資料集：三世紀の長沙における吏民の世帯

—走馬楼呉簡吏民簿の戸の復原—

鷺尾 祐子



東京外国語大学
アジア・アフリカ言語文化研究所

Copyright © 2017 鷺尾 祐子 (WASHIO Yuko)

ISBN 978-4-86337-246-7

この作品は PDF フォーマットによる電子出版物として刊行されました。
この作品はクリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンスの下に提供されています。



<http://creativecommons.org/licenses/by/4.0/>

はじめに (1)

凡例 (7)

【吏民簿 1】 (9)

苗霸 (12) / 謝高 (13) / 區張 (14) / 張喬 (15) / 烝平 (16) / 孫潘 (17) / 烝敦 (18)
謝車 (19) / 董得 (20) / □宜 (21) / 劉戰 (22) / 朱佃 (23) / □純 (24) / 聶首 (25)
五將 (26) / 松斐 (27) / 朱碩 (28)

【吏民簿 2】 (29)

黃蔦 (31) / 男姪坑 (32) / 鄧樞 (33) / 區象 (34) / 卓子確 (35) / 蔡困 (36)
蔡喬 (37) / 潘囊 (38) / 吳司 (39) / 謝牛 (40) / 某子世 (41) / 韶弟毛 (42)
梅誌 (43) / 鄧盆 (44) / 吳遠 (45) / 蔡庫 (46) / 呂次 (47) / 黃樂 (48) / 謝張 (49)
盞弟盡 (50) / 潘翔 (51) / 李兒 (52) / 范宜 (53) / 區汗 (54) / 陶弟堅 (55)
蔡邪 (56) / 蔡賢 (56) / 烝尾 (58) / 怡兄愆 (59) / 潘釘 (60) / 楊禿 (61) / 朱賢 (62)
□文 (63) / 朱萇 (64) / 昭小父緒 (65) / 惠巴 (66) / 潘囊 (67) / 謝文 (68)
敢父利 (69) / 楊明 (70) / 周明 (71)

【吏民簿 3】 (72)

番霸 (76) / 呂詔 (77) / 張厥 (78) / 文慎 (79) / 陳顏 (80) / 劉桓 (81) / 虞囊 (82)
何統 (83) / 黃阿 (84) / 鄧僮 (85) / 唐達 (86) / 尹桓 (87) / 劉露 (88) / 黃士 (89)
/ 呂不 (90)

【吏民簿 4】 (91)

區文 (94) / □豪 (95) / 黃風 (96) / 謝唐 (97) / 烝陽 (98) / 羊男弟□ (99)

【吏民簿 5】 (100)

□文 (102) / 鄧展 (103) / 李刳 (104) / 李果 (105) / 何珍 (106) / □租 (107)
黃陽 (108) / 鄭佺 (109) / 李仝 (110) / 周顏 (111) / 周慶 (112) / 孫傳 (113)
周城 (114)

【吏民簿 6】 (115)

蔡廉 (116) / 章子碩 (117) / 利禿 (118) / 李客 (119)

【小武陵 2】 (120)

謝贊 (121) / 謝達 (122)

【小武陵 3】 (123)

何高 (124) / □表 (125) / 宗孝 (126)

参考文献 (127)

はじめに

1996年、湖南省長沙走馬樓街古井群中のJ22から出土した呉簡には、戸を単位として個人を記述した簿籍簡が多数存在する（「吏民簿」）。「吏民簿」から、当地（呉・長沙郡臨湘侯國）に籍を置いていた人々の戸を、根拠を説明しつつ復元し、戸籍制度と家族実態の一次資料を提供することが、本資料集の目的である。

1.対象

復元の主な対象は、『湖南出土簡牘とその社会』（汲古書院）所収鷲尾祐子 2015a「分異時期と家族構成の変化について—呉簡による検討」の【表3、吏民簿にみえる妻帯男性とその妻・家族】にて掲出した各戸である。本論文の目的の一つが「妻帯と分異」の関連を考察することであったため、復元対象はおのおの年齢が明らかな夫婦一組以上を擁する戸に限定している。夫婦双方が把握できない戸については、対象としていない。また、夫婦以外の成員一人以上の記述が得られる戸のみを対象とする。

本資料集では、「竹簡壹」～「竹簡肆」掲載の簡より、「吏民簿」六つを集成し、同じ簿に属する簡を把握したのち、各戸を復元した。このため特定の簿からの復元であって、「竹簡壹」～「竹簡肆」に含まれるすべての吏民簿からの復元ではない。

また、戸を構成するすべての簡が得られる事例は希であり、多くの戸は、戸内成員の部分的な把握にとどまる。

ただし、筆者の不注意によって、対象簿に記載されている復元可能な戸であるにもかかわらず、拙論から抜け落ちていた戸については、新たに追加した。

先行研究にて復元されている戸であっても、疑義が存在する場合は対象としていない。例えば、【吏民簿1】にみえる殷叙の戸について、王子今 2004 と凌文超 2011 の復元結果は相違する。実際、壹 10070 について帰属を確定し難いため、本資料集ではとりあげなかった。

また、【吏民簿3】の戸については、凌文超 2015 によって修正した。大きな改変は、表3冒頭 No.1 の壹 9399「男弟阿」、No.62□禮の戸を削除したことである。No.1については【吏民簿3】黄阿にて説明した。No.62は、凌説により、妻の簡冒頭にある夫の名を「化」に改めたためである。しかし、凌説の復元を採用していない例もある。たとえば壹 9164 黄端の名を凌は竦に改めるが、字の右半分についてほかの例と相違するため従わなかった。

2.研究史

「吏民簿」は、戸単位で記録された当地の郡県に属する人々の簿であり、家族の実態の解明に貢献する多大な可能性を有する。しかし、編綴痕が切れて簡相互のつながりが失われた状態で出土したため、そのまま史料として用いることには困難が伴う。分散した個別の簡から、いかにして何らかのまとまりを見いだし、有効に使うかについて、様々に模索されてきたのであり、その方法の一つが戸を復元することであった。つとに「竹簡壺」で整理小組が復元可能な家族例を挙げて以降、各簡相互の関連をとりもどして戸を復元し、そこから家族の実態を読む試みがなされてきた。

このような研究の初期における代表的な成果が、町田隆吉 2007 である。町田は「竹簡壺」の簿から戸を復元し、当時の家族構成について考察している。

また、戸を復元する方法について批判的に検討した研究として、安部聡一郎 2005 が存在する。安部は、名籍中には同名異人と考えられる事例が少なからずあり、家族簡や口数簡において記された続柄対象の人物名から戸単位の名籍を復元しようにも、記された情報からだけではその人物名が指す対象が同一人物かそれとも同名異人かを判別するのが困難であると指摘する。この問題の解決策として、簡の長さ、編綴痕の位置、筆跡などの共通性を確認することを試み、同じ盆に属し、簡番号が近接しているものに限定して簡相互の関係を議論してはどうかと提言する。簡の出土位置を重視し、書式や記載内容のみならず、簡自体の状態から復元の妥当性を検討すべきという安部の意見は、復元方法を論ずる上で傾聴すべきものであった。

その後、本来の位置を出土状況から判断する具体的な方法として、侯旭東 2009 は「掲剥位置示意図」（以下、示意図と略称する）を用いて簡相互の位置を認識した上で戸を復元することを試みる。侯は、「竹簡貳」掲載の示意図から、まず廣成里の簿を復原し、この簿の簡の配列を検証しつつ各戸の復元を行った。つづいて、侯旭東 2013 にて弦里の簿を復元し、この簿の簡から弦里所属の戸を剔出している。侯は、各戸の復元に先んじて、その戸が記載された簿を復元し、同一簿内の諸簡から戸を復元した。この方法に準ずれば、相違する簿に記された簡を同一戸と誤認する危険性を回避し得る。

本資料集では、これらの方法的な成果を参照し、複数の判断基準を組み合わせることで戸の復元を試みた。次に、戸を復元する原則について説明する。

3.復元方法

(1) 簿の集成：同戸を構成する諸簡は、当然同じ簿に含まれている筈である。本資料集で

は、ある程度の数の簡をまとめて把握できる六つの簿（【吏民簿1】～【吏民簿6】）から戸を復元し、さらにこれに関連して同一簿構成簡を把握し得る簿から、復元を試みた。

簿の復元方法については、凌文超 2013 に説明されている。本資料集も基本的に凌の手法と同様の方法で簿を集成している。つまり、簡の出土位置、書式、簡のサイズなどに依拠して、同簿である可能性が高い簡を集成した。

（2）書式：同一簿でも複数の書式を含む事例は存在するが、同じ戸の構成員を記述する書式はすべて同一であり、相違することは無い。簡相互で記述の書式が相違する場合、相違する戸に属すると判断した。

（3）出土位置：同一簡冊が同時に廃棄された場合、編綴痕が切れたとしても近接する位置で出土する可能性が高い。出土位置を明らかにする最も有効な方法は、前掲侯旭東の復元のごとく示意图を参照することである。示意图が対象とする簡群には簡冊の状態を留めて出土しているものも存在し、この場合編綴されていた状態をもある程度知ることが可能である。ただし、編綴が切れたあとで圧迫されて簡の位置が変化することも想定されるため、示意图にみえる位置がそのまま本来の位置ではない可能性も考慮に入れる必要がある。示意图が存在しない場合、同盆であること、番号が近いことが一つの手がかりとなる。ただし、一つの簿が複数のかたまりに割れた状態で出土することあり得るため、たとえ番号が離れていても、同盆であれば本来は近接していた可能性は存在する。

（4）人名＋続柄：呉簡吏民簿では、戸人以外の成員を記述する際に、その冒頭に「人名＋続柄」と記して、他の成員との関係を表示することが多い。現在に至るまで、多くの復元研究において同一戸であることを判断する最大の手段が、この記述であった。しかし、安部が述べるように同名者が複数存在するため、これは重要な手がかりであっても、絶対的な判断基準ではないと言える。

（5）サイズ、編綴痕の位置：鷲尾祐子 2010 にて「竹簡貳」示意图・廣成郷の簿を検討した際に、この簿は長短二種類の簡に分かれるが、長い簡と短い簡がそれぞれ異なる書式を有することを述べた。侯旭東 2013 は長い簡を弦里の簿であるとした。このように、同一の簿であればその書写材料である簡のサイズが近似してくる現象が、呉簡には存在する。これを一つの判断の手がかりとする。また、連続して編綴される同一戸の簡であれば、編綴痕の位置が相互に近接しているため、これも同戸か否かの手がかりとなる。

（6）字跡・筆記の特色：筆記者によって字の書き方に特色が存在することがある。ある者は太く大きく、ある者は細く小さく書く。丁寧を書く者もいれば、乱雑な者もいる。また、

特定の字の書き方に特徴を有する者もいる。このような字の相違は、判断の一基準となり得る。しかし、鷲尾祐子 2011（2010 特刊所収）で述べたように、同一戸の記述であることが確定的である諸簡でも、同一字の書き方が相違する場合もあり、筆跡に基づいて筆記者の異同を判断することは慎重になされなければならない。

以上の複数の手がかりを本資料集では判断の基準とした。どれか一つが絶対的な基準であるわけではないのであり、複数の要素を検証しつつ、復元結果の妥当性につき蓋然性を高めていく必要がある。

4. 意義

(1) 戸籍の編成は、戦闘が大規模化し、兵力・労働力を担う資源としてのヒトの大量動員と、戦争を遂行するための財の集積が必要となった戦国時代より始まった。各国は戸籍を、財と人の徴収に役立ててきた。戸籍とは、ある集団よりなんらかの区切りによって特定の範囲を抽出し、その成員を記述する簿であるが、その区切られた範囲が「戸」である。戸を現在のことばに置き換えると、同居し生計をともにするという点で世帯に近いと言える。例えば、「二年律令」に見える漢初の制度では、戸とは同居と不動産をともにする単位である（鷲尾祐子 2006）。やや時代がくだり晋においても、その制度は踏襲されている。例えば近年甘肅省臨沢縣黄家湾灘墓群 23 号より出土した西晋末の訴訟文書によれば、この時期でも戸は同居し不動産を共にする単位である（財産争いの当事者たちは、同居同籍（未分異）から、「分異」して財を分割し居住を別々にする状態に移行している。町田隆吉 2016 に見える文書参照）。故に呉簡吏民簿の戸集計簡では某家と記述すべきところを、某居としている箇所がある（【吏民簿 5】p102□文参照）。主に親族関係によってつながれた集団から同居共財する集団を区切ったものが、戸である。

当然のことだが、戸という区切りは、政権が制度上設けたものであり、その意味では戸とは人為的に設けられた単位である。そして、制度上の単位である以上、戸には制度によって規定された特徴が存在する。そのひとつは、誰が戸人に為るのかということであろう。例えば、「二年律令」では配偶者がいる女性は戸人とは為れないことが規定されている（戸律 345）。戸人をめぐるこのような規定は他にも存在すると考えられる。

だが、漢代～三国時代における一戸の成員を記述した資料は現状ではあまり見られず、戸の制度については、具体的には不明な点が多い。走馬樓呉簡吏民簿からは、各戸を復原しそれを構成する成員の情報を、大量に得ることが可能である。故に、三国呉の吏民簿は当時にお

ける編戸の制度を検討する上で極めて有意な資料たり得る。

(2) 先に述べたように、戸とは制度上の単位である。一方それは同時に、同居共財する世帯に近い単位でもある。ゆえに復元した戸は、家族の実態を知るための史料であることが期待される。しかし、当時の戸については、それが帳簿上でのものであり、実態を反映していないのではないかという疑義が存在する。王利華 2007 (p.373) は、後漢末～曹魏以降戸によって税を徴収する制度に移行すると、人々は負担を逃れる目的から実際は分家していても帳簿上の戸を分けなくなったと述べる。戸品出銭簡が存在するように、呉においてすでに戸単位の徴収が実施されていたことが明らかである。また、吏民簿の里の集計簡によれば、同じ郷の場合、所属する里の戸数が一定しているか近似している現象が存在する(鷲尾祐子 2010 参照)。この二点から、戸とは机上の操作で組みあげられた実態無きものではないかという疑問が生ずる。

しかし、呉簡の記述を検討すると、この疑問が妥当では無いことが明らかとなる。まず、呉簡に見える一戸あたりの平均口数は、五人程度であることが知られている(【吏民簿 1】～【吏民簿 6】の解説参照)。合戸が行われているならば、戸の平均口数はもっと多くなるはずである。

また、呉簡の吏民簿で同郷の一里の戸数を近似する数にすることは、徭役の徴発を容易にする目的が存在するようである。例えば、吏民簿には里単位で徭役対象となる戸を集計する簡が含まれることがあり、「竹簡柒」示意図 6 の吏民簿には二簡存在するが、どちらも 41 戸である(276・450)。また、示意図 42 の簿には同様の簡が三簡見えるが、二つは 32 戸(5564・5883)であり、もう一つは 37 戸(5513)である。このように同じ簿の里の場合徭役徴発対象となる戸の数が等しいか近似する現象は、一里の徴発対象数を均等にするために、里に所属する戸を調整していることによると考えられる。里の戸数が相互に近似する現象に関しても、里の所属を机上で決定していることによるという説明が可能なのではないか。このような集計を有する吏民簿は徴発と関連する簿であると考えられるが、為政者からすれば徴発する対象となる戸が増えることは望ましくとも、減少することは避けたいであろう。

また前掲鷲尾祐子 2015 a で述べるように、男性の有戸人率は年代によって相違する。二十代までは低く、三十代以降上昇し、六十代以降低下する。復元した戸による考察によっても、二十代で生家から分異する男性は少なく、その後独立する者が増加し、六十代以降再び他の壮年男性と同居するという傾向が存在することを述べた。負担逃れのために合戸する

ならば、このようなサイクルが存在することは不自然であり、すべての壮年男性において同じ傾向が存在するべきである。

以上の理由によって、呉簡吏民簿の戸が同居共財一家庭の実態から乖離しており、一戸は実は複数の家族のあつまりであるという見解には、本資料集ではとらない。

(3) 家族構成・親族関係と変化の過程

復元された戸（世帯）は、当時の家族構成を知る重要な資料となる。典籍にみえる世帯は特定の視点による選択を経て記述されたものだが、吏民簿にみえる世帯はそのような選択を経ない真に一般的な家族構成を表す。すでに、鷲尾祐子 2015 a では、男性の年齢の変化にとまらぬかれをとりまく世帯構成員がどのように変化するかを検討し、既婚未婚を問わず二十代までは分家せず父母兄弟と生活しており、終生分家しない者も少なくとも三割程度存在することを明らかにした。今後全世帯員を完全に把握し得る事例、あるいはそれに近い事例を増やすことができれば、家族構成の検討に資することができると思われる。

また、世帯の記述は、人がいつ結婚し、いつ子をもうけるかなど、ライフイベントが発生する年齢を推測する材料となるであろう。鷲尾祐子 2015b では、吏民簿の記述から女性がいつごろ初婚をむかえいつまで再婚可能なのかを検討した。鷲尾祐子 2016 では、夫婦の年齢差が女性四十代男性五十代で一気に拡大する傾向が存在することから、配偶者の死亡後再婚することが一般的であることを論じた。さらに、兄弟の年齢差から、どれくらいの間隔で子を得ていたかがわかり、父子年齢差よりいつまで子をもうけたかなども、明らかになるであろう。これらは家族の変化ともかかわるのであり、当時の人々の標準的な一生を知るための、資料となり得る。

以上の意義に鑑みて、本資料集では 100 戸ほどの戸の復元を試みた。最初に述べたように、本資料集の復元対象は全吏民簿の一部にすぎない。また、今後呉簡の残りの部分が公開されることによって、復元対象となる吏民簿も新たに増加し、また本資料集の復元結果が正しいか否かの検討に資する資料も出現するであろう。今後とも復元作業を継続し、さらに復元の蓋然性につき再検討を試みたい。

本資料集は、東京外国語大学アジアアフリカ研究所共同研究課題「里耶秦簡と西北漢簡にみる秦・漢の継承と変革—中国古代簡牘の横断領域的研究(2)」の研究成果である。また、平成 26 年度科学研究費基盤研究 A「新出簡牘資料による漢魏交替期の地域社会と地方行政システムに関する総合的研究」(JSPS 課題番号 25244033)によって簡牘を調査する機会を得た。また両プロジェクト参加者各位よりご指導を賜った。

凡例

(1) 掲載順：【吏民簿 1】・【吏民簿 2】・【吏民簿 3】・【吏民簿 4】・【吏民簿 5】【吏民簿 6】
【小武陵 2】【小武陵 3】の順に記載し、同簿のばあい前掲鷺尾祐子 2015・表 3 の掲載順に従った。表 3 には無いが追加した戸は、簿の最後に記載した。

(2) 家系図：某の子と記述されており、某が男性の場合、男の現妻との子であるか否かは不明であり、前妻との子である可能性なども存在する。図ではとりあえず妻との間に子を表示したが、妻の子か否かは不明なため、点線で表示する。

また、「某の子」「某の兄」などと表記されていても、某が記載された簡を見いだせないことがある。しかし、某が戸内に存在することは、この記述によって明らかである。このような場合、図では「某」もその名前で表示する。

親族関係を表示するために記述が必要な親族については、その時点で同一戸内に存在するか否か不明であっても、男性△・女性○で表示した。

記述は存在しても親族関係が明らかでない場合は、図には表示しない。奴婢・客も図には表示しない。

(3) 簿の本文：家族関係図の下に、吏民簿の記述をそのまま転記した。編綴痕を | で表示した。編綴痕が図版からは明らかでなくとも、存在が確実である場合は記載した。位置が不明な場合は記載しない。

不明字は□で代替した。一字の偏・旁のみ明らかな場合、{木□}のように不明部分を□で表示した。推測で釈読している部分は、[]で表示した。

簡が折れている場合、「」で表示した。

【吏民簿 4】の戸の末尾簡には下記のような記述が存在する。

其／二人男／二人女

「其」の下を二行に分けて、右の行に「二人男」左の行に「二人女」を書く書式を、このように表記した。

(4) 修正：釈文に修正を加えた場合、その修正箇所につき記述した。

(5) 示意図：該当する簡の示意図上の位置を○で表示し、配置について説明する。示意図に表示される簡が一簡のみである場合は付さない。

(6) 版面の状態：サイズや編綴痕の位置を、計測によって客観的に記述した。計測は、図版上でおこなった。実測データがある場合は付記している。しかし実測データがそろっていない

る戸は少ないため、主に図版写真を計測している。

編綴痕は通常上下二本存在するが、上のものを上編綴痕、下のものを下編綴痕とする。

全長は、左右端の長いほうを計測し、幅は上編綴痕の位置で計測した。上下の端はひび割れ広がっていることが多いため、本来のサイズを知るために、この位置で計測した。切断・欠損やひび割れのため上編綴痕の位置で計測することが適切で無い場合は、下編綴痕の位置で計測した。

(7) 備考：とりあげた戸を復元した先行研究を記載した。また、他に留意すべき点がある場合もそれを記述した。

【吏民簿 1】

※「竹簡壺」嘉禾四年小武陵郷吏民簿

吉陽里戸人公乘孫潘年卅五筭一	(壺 10381)
潘妻大女蔦年十九筭一	(壺 10382)
潘子女□年五歳	(壺 10379)
凡口三事二 筭二事 訾 五 十	(壺 10380) (示意図 2)

簿の書式を説明する。まず冒頭に戸人簡が置かれ、戸人簡は「里名・戸人・爵位（公乗）・姓名・年齢・筭一（該当者のみ）」の順に記載される。筭は、詳細は不明だが、徭役や算賦などの国家負担に関する記述であると考えられる。続いて、各成員の簡が並ぶ。成員簡は一般的に「名前+続柄」ではじまり、他の成員とその者との親族関係が明示される。次いで成人女性の場合「大女」（十代女性は妻以外の場合記載されていない）と記載され、名前・年齢・筭（該当者のみ）が記載される。戸成員簡に続いて戸全体を締めくくる簡（戸計簡）が置かれる（10380）。【吏民簿】の他の書式の場合、戸集計簡には一般的に口数や資産状況などが記されるが、この簿の戸集計簡の各項目が何を意味するかについては、未だ定説が無い。

平陽里戸人公乘丞平年卅二筭一腫兩足	(壺 10480)
平妻大女取年廿八筭一	(壺 10481)
平子男各年七歳	(壺 10488)
平母大女妾年七十	(壺 10479) (示意図 2)

戸人簡 10480 末尾に付されている「腫兩足」は、疾病を表す。次にあげる 10269 末尾の刑左手は左手に刀傷があることを意味する。

東陽里戸人公乘丞敦年卅一筭一刑（創）左手	(壺 10269)
高遷里戸人公乘苗霸年十七筭一給郡吏	(壺 10048)
東陽里戸人公乘□贊年廿一筭一給縣卒	(壺 10308)

10048 末尾・10308 末尾には、「給郡吏」「給縣吏」と見え、彼らが郡吏・縣吏の職務に従事していることが記載されている。

①簡番号 採集簡 14 盆「竹簡壺」10040-10545。全 493 点。

「竹簡壺」示意図 1・2 および前後に連続する同一書式簡からなる。示意図によれば簡冊の状態を維持して出土しており、示意図に含まれる簡と、連続する同書式の簡は、同一の簿を構成すると考えられる。

10201・10072・10150・10201・10496・10520・10526・10532・10533・10536・10538・10539・10540 の 13 点を除く。

②作成時期 「嘉禾四年（235 年）」（「小武陵郷□嘉禾四年吏民人名妻子年紀簿」示意図 1, 巻 10397）

③調査対象 小武陵郷。

所属の里：示意図 2 は、簡冊の外側から平陽里・東陽里・高遷里・吉陽里の順で並び、もっとも外周に、安陽里が一つ存在する。示意図外の戸人簡も、平陽・東陽・高遷・吉陽で占められる。

そのほか示意図外に一例のみ宜都里（10201）、□[興]里（10539）が見える。宜都里簡は、所属不明なため除外した。小[尚]（？）里（10496）は中郷所属の小赤里と考えられる（楊芬 2011 に中郷所属の里を考察する）ため、除外した。10539 も里名が不明のため除外する。また、宜陽里と釈読されている簡が一点あるが、図版に依拠すれば吉陽が適切である（10139）。

嘉禾四年の戸口数を記載した簡から小武陵郷は 194 戸であることが明らかであり、当該簿中に出現している里集計簡（後述）にみえる戸数はみな 36 戸と 38 戸であることから、凌文超 2011 は、嘉禾四年の小武陵郷は 5 里からなるとする。

④把握可能人数 388 人

性別と年齢・続柄の三者把握可能な者のみ計数すると、小武陵郷総人口の 40%を把握することが可能である（鷲尾祐子 2012 のデータを修正のうえ再集計した）。

⑤特徴

里集計に現れた一里あたりの戸数が、すべて 38 と 36 である（10229 では 38 戸、10248 では 36 戸、10397 では 36 戸）。

●右高遷里領吏民卅八戸口食一百八十人（巻 10229）

●右平陽里領吏民卅六戸口食□百□□人（巻 10248）

●右吉陽里領吏民卅六戸口食一百七十三人（巻 10397）

訾（財産・財産税を指し、その戸が所有する資産を表す）の平均値が他郷よりも高い（【吏民簿 3】【吏民簿 4】【吏民簿 5】参照）。戸末尾の集計簡に付されている訾の量を平均すると、一戸あたり 101.47 となる。

奴婢（張榮強 2010 に奴婢記載が無いことを指摘）・客・死（物故）の記載無し。一歳児無し。

一般的に「吏民簿」に見える記載事項のすべてが、漏らさず記載された簿である。ほかの簿の場合、いくつかの事項については記載しないか、あるいは記載が不徹底であるなどの現象が見える。

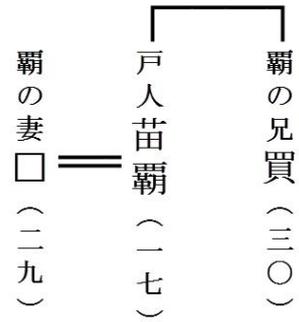
⑥備考 示意図 2 には 51 片の無字簡を含み、これらは主に連続し層を成して出現している。

⑦研究

張榮強 2006・凌文超 2011・鷺尾祐子 2012・張榮強 2010

附記：各戸復元の補助資料として、「竹簡柒」示意図 32 に属す諸簡よりなる吏民簿を、適宜引用するが、この簿は【吏民簿 4】と同一簿である。書籍出版時はいまだ【吏民簿 4】と同一簿であると認識していなかったため、【吏民簿 1】と同年に作成された小武陵郷の簿であるとしか説明していないが、これらは本来【吏民簿 4】の一部と考えられる。【吏民簿 4】の項にて改めて説明する。

〈苗覇〉



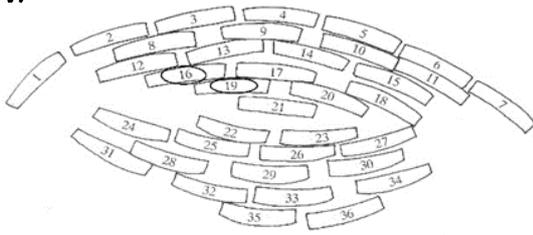
高遷里戸人公乘苗覇年十七 | 筭一給郡吏 | (壺 10048)

| 覇妻大女□年廿九筭一 | (壺 10060)

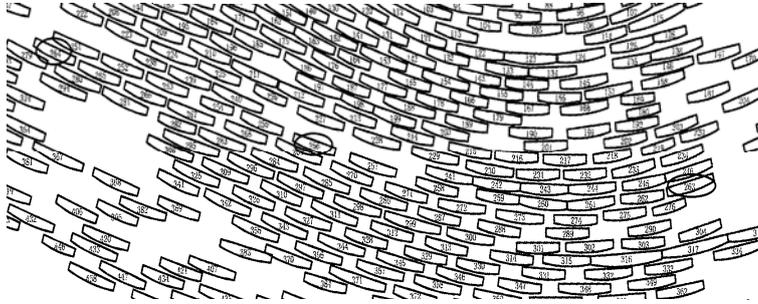
| 覇兄公乘買年卅筭一盲 | 左目 (壺 10061)

〔版面の状態〕三簡で幅は等しく（0.9 cm）全長は近似する（23.6～23.9 cm）。上編綴痕の位置が近似する（10048 右端上から 8.0～8.1、10060 左端上から 8.0 cm、10061 左端上から 8.0 cm）。

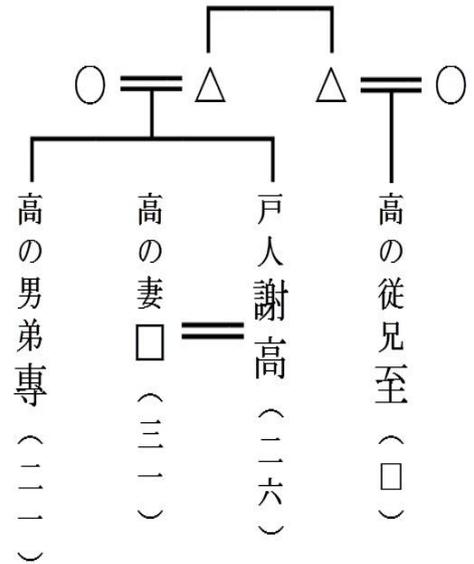
〈謝高〉



「竹簡壺」示意图 1・(1)



「竹簡柒」示意图 32・(2)



- (1) 東陽里戸人公乘謝高年廿六 | 筭一盲左目 | (壺 10263/示意图 1・19)
 | 高妻大女□卅一筭一 (壺 10260/示意图 1・16)

- (2) 東陽里戸人公乘謝高年廿六 | 盲左目 | (柒 3791/示意图 32・264)
 | 高男弟專年廿一盲左目 | 高従兄公乘至年廿口 (柒 3783/示意图 32・256)
 右高家口食五 | 人 | 其四人男/一人女 (柒 3790/示意图 32・263)

(1) 〔修正〕 図版「竹簡柒」の積文と写真により、謝高の年齢を卅六から廿六に改めた。

〔示意图〕 層は異なるが、10263・10260 が反時計回りに並ぶ。

〔版面の状態〕 全長は等しく (23.6 cm)、幅は近似する (0.7~1.0 cm) 上編綴痕の位置が同じ (10263 左端上から 7.9 cm、10260 左端上から 8.0 cm)。

〔備考〕 近い番号に以下の三簡が存在する

- 高子男領 (?) 年五歳 (壺 10249/示意图 1・5)
- 高妻大女敦年六十四 (壺 10259/示意图 1・15)
- 高子男史年廿筭一苦腫病 (壺 10255/示意图 1・11)

この三簡は、示意图上での位置が近接し、互いに同一戸を構成する可能性が高い。10259 を妻とすると、年齢が謝高の倍以上であり、10255 を子とすると謝高が六歳の時の子になるため、謝高の戸からは除外した。

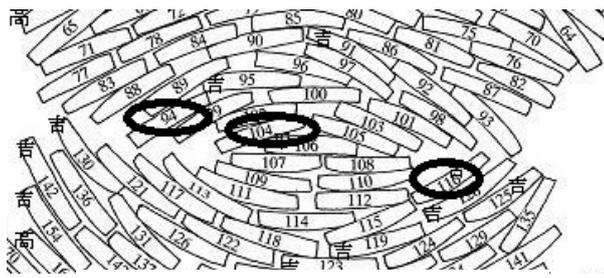
(2) 〔修正〕 原積文の庾陽里を、写真により東陽里に改めた。

〔示意图〕 近接する層に三簡が存在するが、両端と中央に分散している。編綴が切れて拡がったためであり、本来相互に近接していた可能性が高い。

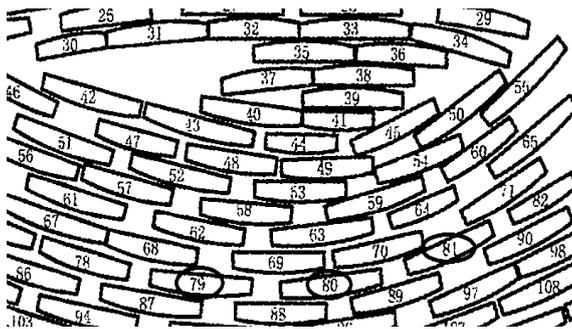
〔版面の状態〕 三簡の幅は近似する (0.8~1.0 cm) 上下の編綴痕が近似する位置にあり、編綴痕間の長さの最大値が近似する (3791・3790 左端 7.8 cm、3783 左端 8.0 cm)。下の痕は上下二本に分離している点も同じ。

〔備考〕 「竹簡壺」からは夫婦のみ摘出されるが、「竹簡柒」の同年の簿に見える謝高の戸によれば、壮年の男弟と従兄も同戸内に属す。謝高一家につき、合計五人中の四人は把握可能である。

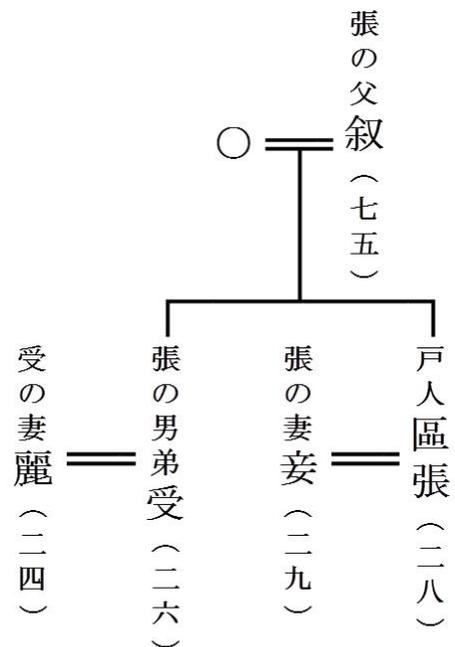
〈區張〉



「竹簡壺」示意图 2・(1)



「竹簡柒」示意图 32・(2)



- (1) 吉陽里戸人公乘區張年廿八筭一 | 給州卒 (壺 10367/示意图 2・116)
 | 張妻大女□年廿九筭一 | (壺 10359/示意图 2・104)
 | 張父□年七十五 | (壺 10349/示意图 2・94)
- (2) □陽里戸人公乘區張年廿八 | 給州卒 (柒 3607/示意图 32・80)
 | 張父叙年七十五 | 張妻大女妾年廿九 (柒 3606/示意图 32・79)
 | 張男弟[受]年廿六 | [受]妻大女麗年廿[四] (柒 3608/示意图 32・81)

(1)〔修正〕「竹簡柒」3606 写真により、妻の年齢を廿九に修正した。また、戸人壺 10367 は積文では州吏であったが、柒 3607 より州卒に修正した。

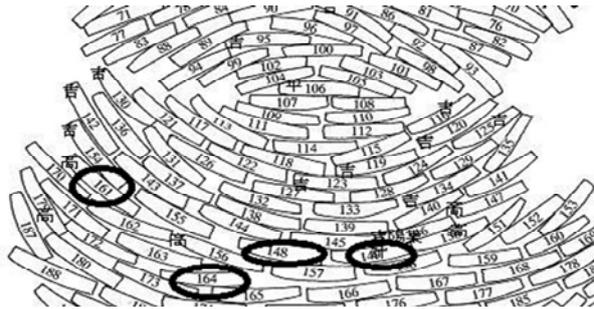
〔示意图〕10349 (94) と 10359 (104) は近接する。10367 (104) はやや離れるが、編綴が切れ圧迫された際に他簡が割り込んだと考えられる。

〔版面の状態〕三簡の全長・幅は近似する (全長 23.5~23.7 cm、幅 0.8~1.0 cm)。10367 と 10349 の編綴痕の位置は近似する (編綴痕間の長さが、10367 は右端最長で 8.3 cm、10349 は左端 8.0 cm)。

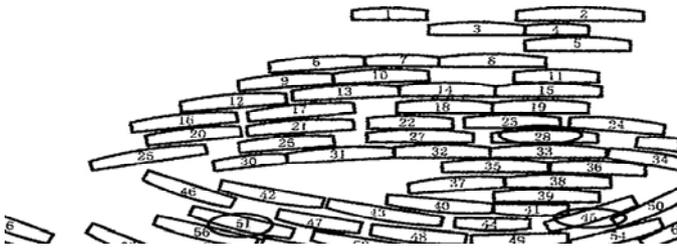
(2)〔示意图〕反時計まわりに 3606-3607-3608 の順に並ぶ。本来は 3607-3606-3608 と並ぶべきであり、3606 と 3607 の位置が逆転している。

〔版面の状態〕三簡の全長・幅が近似する (長さは 23.1~23.3 cm、幅は 0.8~1.0 cm)。編綴痕の位置も近似する (編綴痕間の長さが、3607 右端 8.0 cm、3606 左端 8.0 cm、3608 左端最小 7.8 cm)。

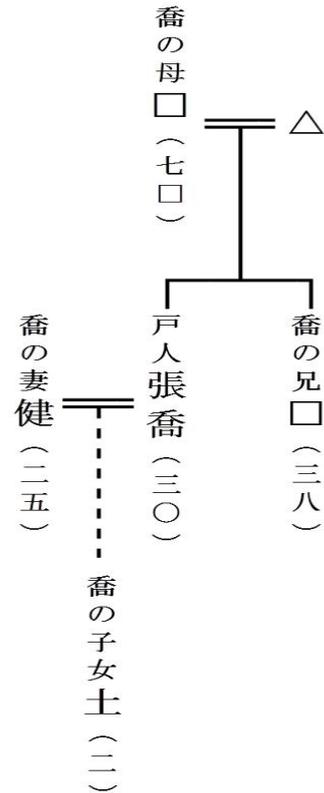
〈張喬〉



「竹簡壺」示意图 2・(1)



「竹簡柒」示意图 32・(2)



- | | |
|-------------------------|---------------------|
| (1) 高遷里戸人公乘張喬年卅筭 一給縣吏 | (壺 10412/示意图 2・161) |
| 喬妻大女健年廿五筭一 | (壺 10415/示意图 2・164) |
| 喬兄□年卅八筭一刑左 足 | (壺 10400/示意图 2・148) |
| 喬子女土年二歲 | (壺 10399/示意图 2・149) |
| (2) 高遷里戸人公乘張喬年卅 給縣吏 | (壺 3555/示意图 32・28) |
| □女弟山年九歲 喬母□[年七十]□ | (柒 3572/示意图 32・45) |
| 右喬家口食九 人 其五人男/四人女 | (柒 3578/示意图 32・51) |

(1) [修正] 10400 兄の年齢は廿八と积読されるが、廿の中央にひび割れがあり卅の可能性もある。戸人の兄であることにより卅に修正した。王子今 2004b も卅に修正する。

[示意图] やや層がずれるが、10412-10415-10400-10399 と反時計回りに並ぶ。

[版面の状態] 編綴痕は上下に見える。上下二本ともに裂け、二本に分かれている様子が 10412・10415 から観察できる (図版上で、上は上から 7.4~8.0 cm、下は下から 7.8 cm~8.8 cm)。10399・10400 の編綴痕は不明瞭だが、上は前二者と同じ箇所に痕跡あり。四点すべて縦のひび割れがひどく、数字の確認ができない。

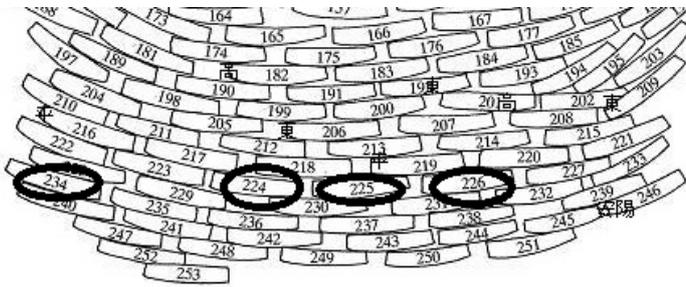
[備考] 「竹簡壺」 p.1116、王子今 2004b に戸が復元されている。

(2) [修正] 3555 戸人簡は、积文では年齢が「卅九」であり、「竹簡壺」と相違するが、図版写真からはこの部分の摩滅が観察され、確認できない。年齢は「竹簡壺」に従った。

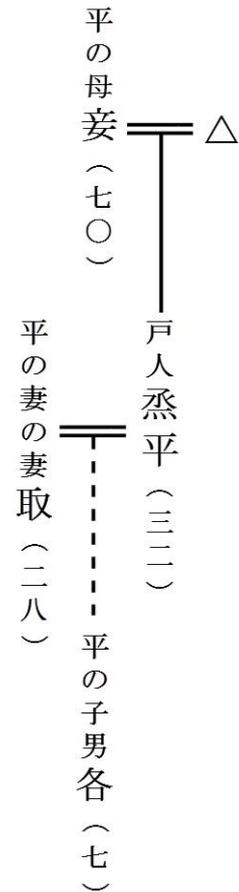
[示意图] 互いにやや間隔を置いて、時計回りに 3555-3572-3578 の順で配列される。

[版面の状態] 3572・3578 の喬・九は確認可能。3555・3572 上下の編綴痕は二本に裂け、上は図版上で上より 7.0~8.0 cm、下は下から 7.0~7.5 cm の位置に通る。3578 下の編綴痕は、下から 7.2 cm に一本確認される。上の編綴痕は確認し難いが、右端に残存する痕跡は上から 8.1~8.5 cm に見える。

〈烝平〉



「竹簡壺」 示意图 2・烝平の戸



平陽里戸人公乘烝平年卅二筭 | 一踵兩足 | (壺 10480/示意图 2・225)
 | 平母大女妾年七十 | (壺 10479/示意图 2・224)
 | 平妻大女取年廿八筭一 | (壺 10481/示意图 2・226)
 | 平子男各年七歳 | (壺 10488/示意图 2・234)

〔示意图〕時計回りに 10480-10479-10488 と並ぶが、妻 10481 は烝平の右に見える。圧迫された際に位置がずれた可能性がある。

〔版面の状態〕名前、年齢の数字はすべて明瞭である。10480・10479・10481 は下の編綴が二本に裂ける（三本ほぼ同じ位置、下から 7.6~9.5 cm）。10479 と 10488 は、上の編綴痕が裂け、もう一本が上にずれて張り付いているのが見える（二本同じく右端上から 6.5 cmの位置）。

〔備考〕10488 は、「竹簡壺」 积文に「朱筆の痕跡あり」と見える。

町田隆吉 2007p.17 に、同戸が復元されている。

凌文超 2011 は、「竹簡参」 示意图 2 にみえる吏民簿に、同一戸の記述が存在することを指摘する。

平[母]大女妾年七十 平妻大女取年廿八筭一 (参 4274/示意图 2・7)

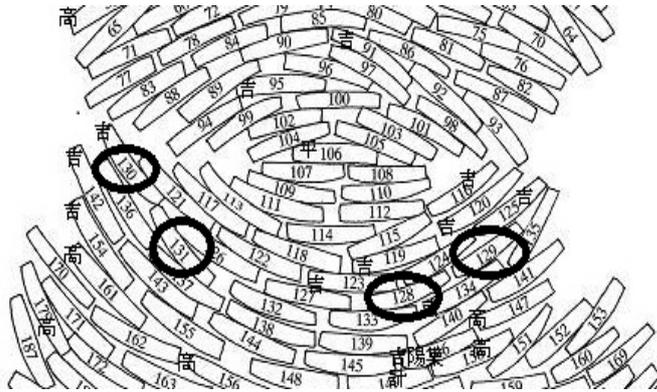
平陽里戸人公乘烝[平]年卅口 筭一 踵兩足 (参 4275/示意图 2・8)

平子男右年四歳 □姪子男帆年七歳一名喜 (参 4273/示意图 2・6)

凌は、4273 の右を、各と积読し、また、母の名前が相違するが、妾と妻は字形が似るために誤りやすいと述べる。

4275 戸人の年齢は【吏民簿 1】の例と相違するが、図版で確認すると卅が妥当であると考えられる。

〈孫潘〉



「竹筒壺」示意图 2・孫潘の戸



吉陽里戸人公乘孫潘年卅五 筭一	(壺 10381/示意图 2・130)
潘妻大女葛年十九筭一	(壺 10382/示意图 2・131)
潘子女□年五歲	(壺 10379/示意图 2・128)
凡口三事二 筭二事 訃 五 十	(壺 10380/示意图 2・129)

〔示意图〕反時計回りに 10381-10382-10379-10380 の順に、近接して位置する。

〔版面の状態〕10381 上編綴痕左側上から 7.6~7.9 cm (図版計測) が、10382 右側上から 8.0 cm の編綴につながる。10382 上編綴痕左側上から 7.8~8.0 cm が、10379 右側上から 8.0 cm の編綴痕につながる。10379 上編綴痕左側上から 7.8 cm が、10380 右側上から 7.9 cm の編綴痕につながる。

〔研究〕「竹筒壺」p.1116 に、完全な戸と例として紹介された。夫婦と子からなる核家族である。

〈悉敦〉



「竹簡壺」示意图 2・悉敦の戸

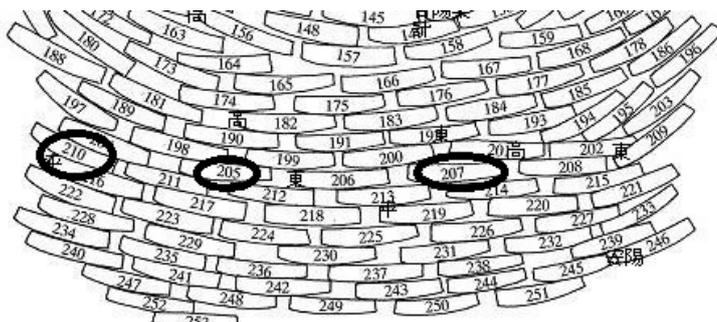
戸人悉敦（四一）
 敦の子直（五）
 敦の妻思（三七）

東陽里戸人公乘悉敦年卅一 | 筭一刑左手 | (壺 10269/示意图 2・26)
 敦妻大女思年卅七筭一 | (壺 10264/示意图 2・20)
 | 敦子女直年五歳 | (壺 10261/示意图 2・17)

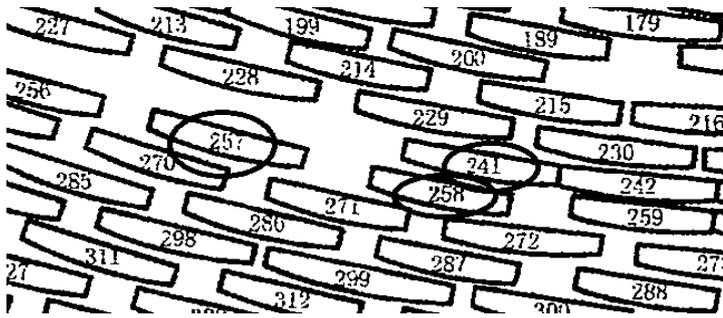
〔示意图〕反時計回りに 10269-10264 と並び、10261 は 10269 の後ろに位置する。

〔版面の状態〕年齢・人名は図版から確認可能である。三簡で全長・幅が近似する（全長 23.4~23.7 cm、幅 0.7~0.8 cm。10261 は下編綴痕で計測。）。編綴痕はほとんど見えない。

〈謝車〉



「竹簡壹」示意图 2・(1)



「竹簡柒」示意图 32・(2)



- (1) 東陽里戸人公乘謝車年卅三 | 筭一 | 𠄎 (尙 9820)
 | 車妻大女然年卅六筭一 | (尙 10471/示意图 2・210)
 | 車母大女阿年八十三 | (尙 10466/示意图 2・205)
 | 車子女口年三歲 | (尙 10468/示意图 2・207)
- (2) | 車母大女口年八十三 | 車妻大女[然] (?) 年卅六 (柒 3768/示意图 32・241)
 | 車子女奶 (?) 年四歲 | 車季父公乘羅年八十三 (柒 3784/示意图 32・257)
 右車家口食五 | 人 | 其二人男/三人女 (柒 3785/示意图 32・258)

(1) 〔修正〕妻 10471 の名前を、「竹簡柒」积文などによって「然」に积読した。然字の上部を「升」状に記載する例は、草書にも存在する。

〔示意图〕反時計回り 10471-10466-10468 の順に並ぶ。

〔版面の状態〕10471・10466・10468 三簡の全長は近似する (23.7~23.8 cm)。9820・10471・10466 の幅は近似する (0.8~1.0 cm) 四簡につき上編綴痕の連続が観察される。9820 は不明瞭だが上編綴痕がわずかに残り、左側上から 8.0 cm の位置にある。これにつながる 10471 の上編綴痕は、上から 8.1~8.0 cm に見える。10468 は上から 8.1 cm にあり、10471 は 7.8~8.3 cm の位置に見える。

〔備考〕「竹簡尙」9820 は、【吏民簿 1】外であるが、書式・形状から同一簿であると判断した

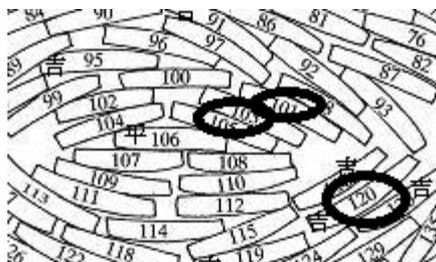
(2) 〔修正〕3768 不明の母の名は、偏の部分 that 卩 であることから、「阿」である可能性が高い。

〔示意图〕3784-3785 は反時計回りに並ぶ。3768 は近接するが位置がずれている。

〔版面の状態〕3768 の下編綴痕は二本に分裂し、左端下から 6.8 cm のところに下側の一本の痕跡があり、7.9 cm に上の一本が見え、上下に 1.1 cm の間隔があいている (図版上計測)。これに連続する 3784 の下編綴痕も同じく二本に別れ、右端で下から 6.8 cm・7.8 cm に見える。下編綴痕の状態の類似と位置の合致からも、二本は連続すると考えられる。

〔備考〕(1) (2) から戸人・母・妻・娘・おじ (季父) からなる完全な戸の復元が可能である。

〈董得〉



「竹簡壹」 示意图 2・董得

戸人董得（五一）
 得の子男貞（七）
 得の妻難（四九）

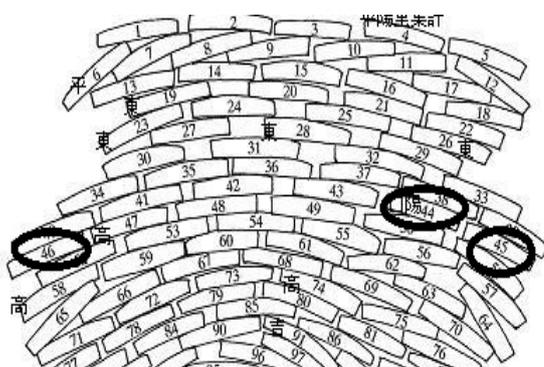
吉陽里戸人公乘董得年五十一 | 筭一 | (壺 10371 / 示意图 2・120)
 | 得妻大女難年卅九筭一 | (壺 10356 / 示意图 2・101)
 | 得子男貞年七歳 | (壺 10358 / 示意图 2・103)

〔示意图〕 反時計回りに 10371・10356・10358 の順に並ぶ。

〔版面の状態〕 10371 はひびわれが顕著であり、年齢名前が確認できない。三簡は幅が等しい (1.0 cm) が、全長はやや相違する (10371 は 23.3 cm、10358 は 23.7 cm)。

10371 の上の編綴痕は右端上から 8.8 cm、左端上から 7.8 cm にあり、これに続く 10356 の上編綴痕は右端にみえず、やや内側上から 7.9 cm に痕跡が残存する。

〈口宜〉



「竹簡」示意图 2・口宜

戸人□宜（五二）
 宜の妻導（四一）
 宜の子男得（七）

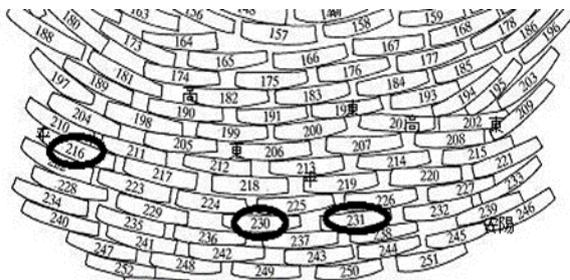
吉陽里戸人公乘□宜年五十 | 二筭一 | (尙 10286/示意图 2・44)
 | 宜妻大女導年卅一筭 | 一 (尙 10288/示意图 2・46)
 | 宜子男得年七歲 | (尙 10287/示意图 2・45)

〔修正〕 凌文超 2011 の修正に従い、10286 冒頭不明字を吉に改める。

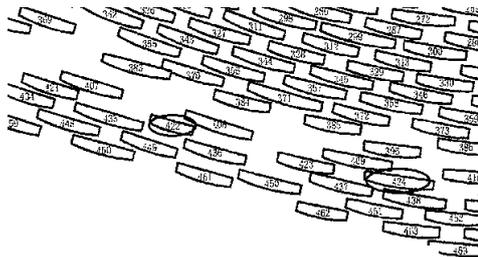
〔示意图〕 反時計回りに 10287-10286-10288 の順で並ぶ。10287・10286 の位置が逆である。10288 はやや離れる。

〔版面の状態〕 写真からは名前・年齢の確認がし難い。三簡の全長・幅が近似する（全長 23.6～23.7 cm、幅 0.9～1.0 cm）。上の編綴痕が連続し、三簡ともに上から 8.0 cm の箇所には痕跡が残存する。

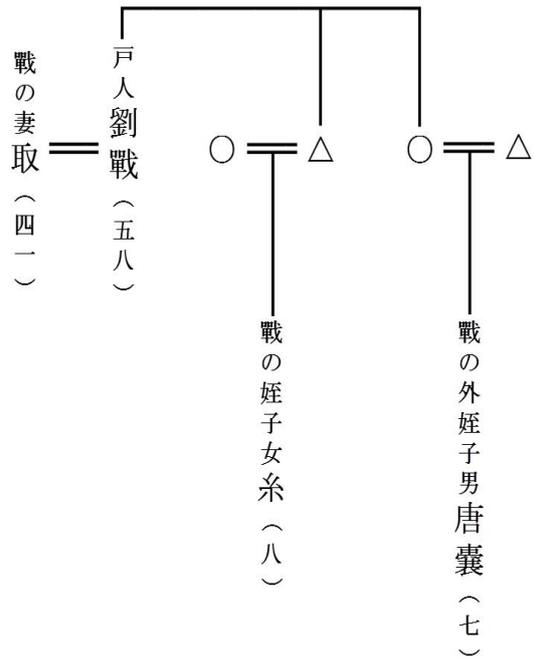
〈劉戦〉



「竹簡 壺」示意图 2・(1)



「竹簡 染」示意图 32・(2)



(1) 平陽里戸人公乘劉戦年五十 | 八刑兩足 (壺 10475/示意图 2・216)

| 戦妻大女取年卅一筭一 | (壺 10485/示意图 2・230)

| 戦姪子女糸年八歳 | (壺 10486/示意图 2・231)

(2) 平[陽]里戸人公乘劉戦年五十八 | 刑兩足 | 訃 五 十 (染 3949/示意图 32・422)

| [妻]大女取年卅一 | [外]姪子男唐囊(?) 年七歳 (染 3951/示意图 32・424)

(1) 〔示意图〕反時計回りに 10475-10485-10486 の順に並ぶ。10425 と 10485 の間が、ややあいている。

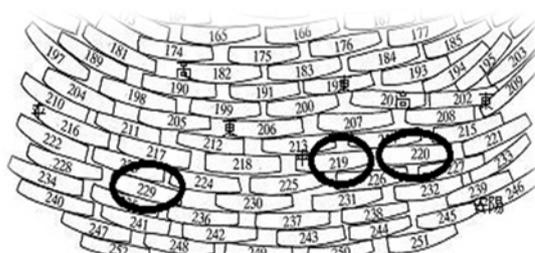
〔版面の状態〕年齢・名前は確認可能である。下編綴痕が同じ位置にあり、10475 は左端下から 7.6 cm、10485 右端は二本に分裂し下から 7.7 cm・8.0 cm の位置に見え、10485 でほぐれた編綴の糸の痕跡が右端下から 7.7~8.0 cm の位置に見える。

(2) 〔修正〕戸人所属の里は積文では東陽里であったが、写真および「竹簡壺」の記述にあわせて平陽里に修正した。

〔示意图〕反時計回りに 3949-3951 の順に並ぶ。

〔版面の状態〕人名・年齢はほぼ確認可能だが、3951 はひび割れがひどく、特に「外」と「囊」の二字は見えにくい。3949 は上下の編綴痕が明瞭であり、上は左端上から 7.7 cm、下は左端下から 8.2 cm に位置する。3951 は上編綴痕の痕跡が右端上から 7.9 cm に見え、下は右端下から 7.6~8.5 cm にかけてほぐれた糸の痕跡が見える。

〈朱佃〉



「竹簡 壺」 示意图 2・朱佃

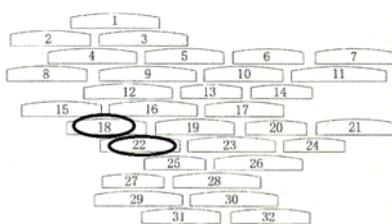
戸人朱佃（六一）
 佃の子男焮（九）
 佃の妻畢（五八）

平陽里戸人公乘朱佃年六十一 | | (壺 10476/示意图 2・219)
 | 佃妻大女畢年五十八筭一 | (壺 10477/示意图 2・220)
 | 佃子男焮年九歳 | (壺 10484/示意图 2・229)

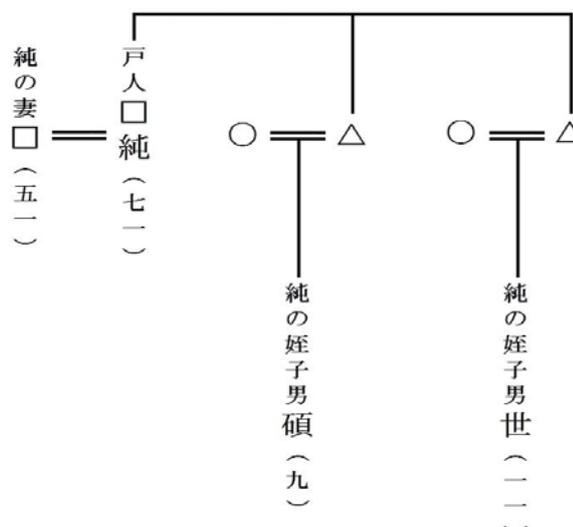
〔示意图〕 反時計回りに 10484-10476-10477 の順に並ぶ。10484 は 10477 よりも右に位置すべきであり、これのみ位置が逆になっている。

〔版面の状態〕 年齢・名前は、ひび割れが顕著な 10477 以外確認可能。下編綴痕は三点ともほぐれて三本に分かれ、10476 左端下から 7.4~7.8 cm、10477 右端 7.5~8.0 cm 左端 7.5~8.0 cm、10484 左端 7.4~8.2 cm と接続する。

〈口純〉



「竹簡 柒」示意图 18・(2)



- (1) 吉陽里戸人公乗口純年七十一 | 盲右目 | (壺 10089)
 | 純妻大女口年五十一筭一 | (壺 10088)
 | 純姪子男世年十一 | (壺 10131)
- (2) | 姪子男世年十二 | 純姪子男碩年九歳 (柒 2409/示意图 18・18)
 右純家口食六人 | | 其五人男/一人女 (柒 2413/示意图 18・22)

(1)〔版面の状態〕10088 妻の名以外、年齢名前など確認可能。上の編綴痕が三簡で同じ位置にあり、10089 は上左端上から 7.8 cm、10088 は上右端上から 7.5~7.9 cm、左端上から 7.6~8.0 cm、10131 は右端上から 8.0 cmに見える。

〔備考〕「竹簡壺」【吏民簿 1】には、「純」の親族の簡がもう一枚見える。

純子女主年九歳 (壺 10078)

この簡が吉陽里の純の戸に属するか否かが問題となるが、(2) に掲示した「竹簡柒」の純戸の集計によれば、純の家は女性が一人である。また、10078 の編綴痕を観察すると、上の編綴痕が上から 8.2 cm~8.3 cmにあり、10089・10088 の上の編綴痕と位置が相違する。むしろ、番号が近接する高遷里の諸簡と近似する(10079 で上から 8.2 cm)ため、高遷里に所属すると考えられる。

(2)〔示意图〕前後に近接する。

〔版面の状態〕名前・年齢は確認可能。編綴痕も明瞭であり、2409 の上編綴痕は左端上から 7.8 cmとその下 8.0 cmに見え、2413 上編綴痕は右端上から 8.2 cmの位置に見える。

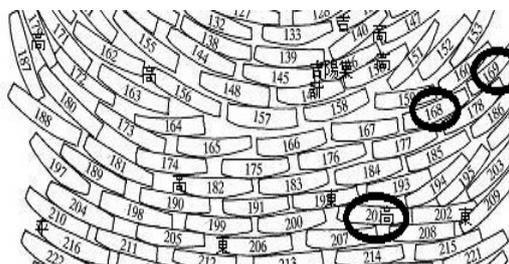
〔備考〕周辺には以下に挙げるように吉陽里の戸が見えるため、この二簡についても吉陽里の戸である蓋然性が高い。

吉陽里戸人公乗廖甚年卅五 (柒 2406)

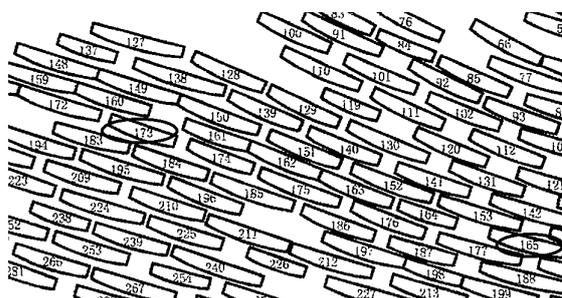
吉陽里戸人公乗大女鄭妾年五十七 (柒 2407)

右妾家口食八人 其四人男/四人女 (柒 2416)

〈聶首〉



「竹簡 壺」示意图 2・(1)



「竹簡 染」示意图 32・(2)

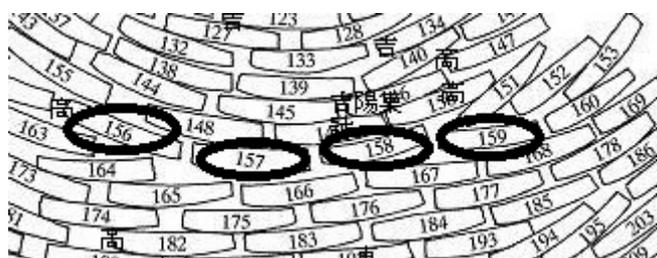
戸人聶首（七五）
 ───首の子女冷（五）
 首の妻姑（六七）

- (1) 高遷里戸人公乘聶首年七十 | 五 | (壺 10449/示意图 2・201)
 | 首妻大女姑年六十七 | | (壺 10419/示意图 2・168)
 | 首子女冷年五歳 | | (壺 10420/示意图 2・169)
- (2) 高遷里戸人公乘聶首年七十 | 警 五 十 (染 3700/示意图 32・173)
 | 妻大女姑年六十七 | 子女冷年六歳 (染 3692/示意图 32・165)

(1) [示意图] 反時計回りに 10419-10420 が並ぶ。やや離れて 10449 が見える。
 [版面の状態] 年齢・名前は確認可能。上の編綴痕が三簡で連続し、10449 左端上から 8.0 cm、10419 右端近く上から 8.0 cm、10420 左端上から 8.0 cm に見える。

(2) [示意图] 二簡ほぼ同じ並びだが、やや離れる。
 [版面の状態] 3700 は、字・編綴痕どちらも「七」以外見えない。
 [備考] 「竹簡壺」示意图 2 の三簡とこの二簡とは、名前・年齢がほぼ同じであるが、「竹簡染」では子女の年齢が一歳高い。父が 69~70 歳時の子である。妻の姑が実母であるとする、61~62 歳時の子となり、一般的な出産可能年齢を超えるため、冷は姑の実子ではない可能性が高い。

〈五將〉



「竹簡壺」示意图 2・五將の戸

將 の 妻 □ (三二)	=	戸 人 五 將 (三五)	=	將 の 妻 筭 (二五)
	-	子 男 角 (七)		

高遷里戸人公乘五將年卅五 筭一		(壺 10407/示意图 2・156)
將妻大女□卅一筭一		(壺 10408/示意图 2・157)
將妻大女筭年廿五筭一		(壺 10409/示意图 2・158)
將子男角年七歲		(壺 10410/示意图 2・159)

[示意图] 反時計回りに 10407・10408・10409・10410 の順に並ぶ。

[版面の状態] 四簡の幅は等しく (1.0 cm)、長さは近似する (23.7~24.0 cm)。編綴痕間の長さ (最短) が近似する (右端で計測、10407・10408・10410 で 7.3~7.4 cm)。

[備考] 楊際平 2007 は、さらに下記の二簡を同戸とする。

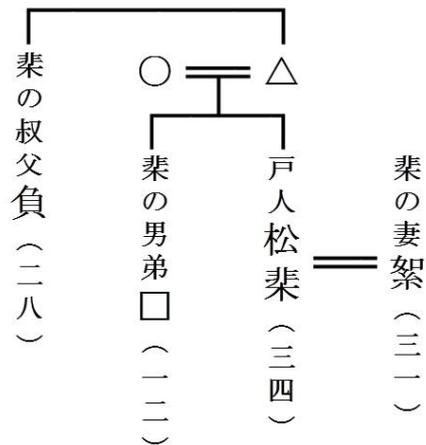
將男弟□年廿三筭一盲左目 (壺 10231)

將男弟級年五歲 (壺 10228)

この簿の場合、兄弟は年長→年少の順に相互に繋げて記載するため (例：碩女弟糸年四歲 壺 10187、糸女弟多年三歲 壺 10188)、どちらかが同戸であると考えられる。サイズや編綴痕間の長さに違和感はないが、どちらなのか決め難いため、判断を保留する。

一般的な書式では、妻と小妻・中妻を区別して記述する。この記述では区別されていない。王子今 2004b は、157 を大妻、158 を小妻と記すべきと解する。

〈松棊〉

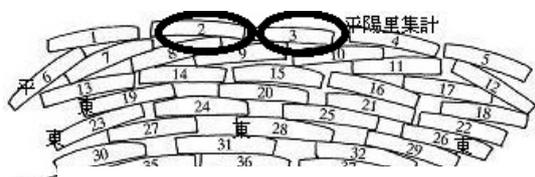


高遷里戸人公乗松棊年卅四 | 筭一給縣吏 | (壺 10080)
 | 棊妻大女絮年卅一筭一 | (壺 10128)
 | 棊男弟□年十二 | (壺 10083)
 | 棊叔父負年廿八筭一 | (壺 10079)

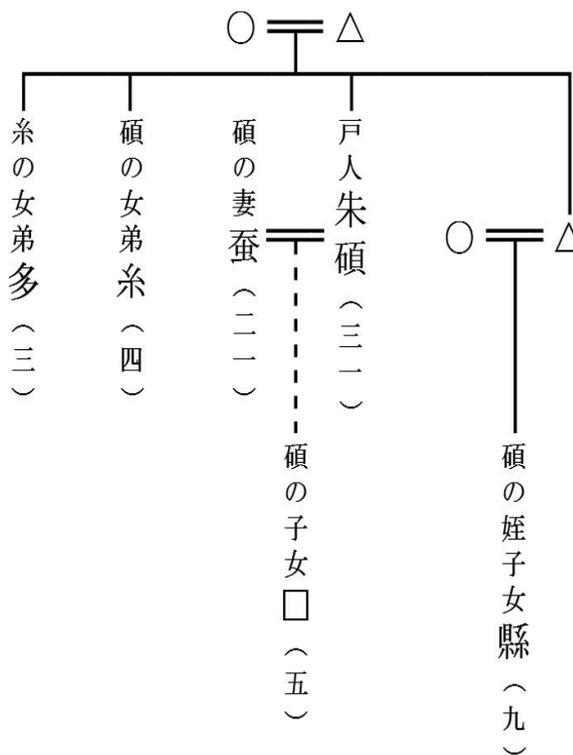
〔版面の状態〕四簡の幅は近似し (0.9~1.0 cm)、長さも近似する (23.5~23.7 cm)。編綴痕は総じて見えにくいだが、10080・10128・10079 上編綴痕の位置は近似する (左端で計測し上から 8.1~8.3 cm)。

〔備考〕楊際平 2007 にて復元される。妻以外の簡は番号が近いと、妥当であると考えられる。妻は番号がやや離れるが、サイズや編綴痕の位置から同一戸である判断した。

〈朱碩〉



「竹簡壺」示意图 2・朱碩の戸



- | | |
|----------------|-------------------|
| 平陽里戸人公乘朱碩年卅一筭一 | (壺 10246/示意图 2・2) |
| 碩妻大女蚕年廿一筭一 | (壺 10247/示意图 2・3) |
| 碩子女□年五歳 | (壺 10195) |
| 碩女弟糸年四歳 | (壺 10187) |
| 糸女弟多年三歳 | (壺 10188) |
| 碩姪子女縣年九歳 | (壺 10198) |

〔示意图〕時計回りに 10246・10247 の順に並ぶ。

〔版面の状態〕六簡の幅は近似し (0.8~1.0 cm)、長さも近似する (23.4~23.6 cm)。編綴痕は、ほとんど見えない。

〔備考〕楊際平 2007 にて復元される。10246 と 10247 が同一戸であることは確かであり、番号が近接する 10195・10187・10188・10198 が同一戸であることは確実であるが、前者と後者がつながるか否かが問題となる。後者の近辺には東陽里の戸が多く、示意图上で平陽里と東陽里は近接するため、両者の接続は妥当と考えられる。

なお、戸人朱碩は【吏民簿 4】にも見える。

平陽里戸人公乘朱碩年卅一 訾 五 十 (参 4287)

【吏民簿 2】

※「竹簡貳」嘉禾六年廣成郷吏民簿

①書式

- (1) 民男子楊秃六十 秃妻大女姑年卅九筭一 (貳 1795/示意图 204)
秃子仕伍白年四歳 秃弟公乘[期]年五十腹心病 (貳 1799/示意图 208)
□妻事年卅八筭一 秃母大女妾年八十四 (貳 1796/示意图 205)
- (2) 郡卒潘囊年廿三 (貳 1708)
囊妻大女初年廿六 囊父公乘尋年六十一苦虐(?)病 (貳 1696)
尋妻大女司年卅四踵(腫)右足 囊男弟公乘祀年十一 (貳 1694)
●祀女弟□年二歳 尋好(姪?)子女陵年廿六 (貳 1655)
●右囊家口食八人 (貳 1697)

この簿の書式は、示意图簡冊内の簡では上記(1)・(2)の二種類に分かれる。(2)は戸人簡に戸人以外の成員を記載せず、また筭を記載しないが、(1)は戸人簡にさらにもう一人成員を記載し、該当者には筭を記載する。(1)は比較的短く、(2)は長い(鷲尾祐子 2010)。

(1)は廣成里の簡であり、(2)は弦里の簡であると考えられる(侯旭東 2009・侯旭東 2013)。廣成郷簿全体が、これに下記(3)の書式を加えた三つの書式からなる。(1)(2)が圧倒的に多い。(3)の書式は、戸人簡に戸人以外の成員を記載する点では(1)に同じだが、筭を記載しない点では(2)に同じである。關尾史郎 2015 は、疾病・障碍と職役(全て「養官牛」)を、中段の中程近く書き入れている点で、独特の様式であることを指摘する。

- (3) 民男子謝張年卅八 | 養官牛 | 妻大女泓年卅八 (貳 2280)
| 張子仕伍訓年六歳 | 訓女弟□年四歳 (貳 2148)
| 張男弟□年□四 | ……年卅一 (貳 2165)

②簡番号 採集簡第 16 盆「竹簡貳」1536~2496。全 870 点。

『竹簡貳』の示意图諸簡は簡冊の形をとどめて出土しており、(1)・(2)の二種類の書式からなる。示意图全体が一つの簡冊であり、これと同書式の簡番号が連続する簡も含めて同

一簡冊を構成していたと確定し得る。

示意图簡に前後する簡番号が付される諸簡にも、示意图簡と同じ(1)(2)の書式の諸簡とこれに類似する(3)の書式が連続して存在する。こうした同じ書式および類似の書式の諸簡は、示意图簡と同一簿を構成する簡とみなした。

このようにして得られた番号が連続する諸簡から、断片しか残らない簡・書式の相違する簡以下の91点を除外した。

1543.1600.1603.1605.1606.1812.1882.1999.2023.2024.2025.2062.2094.2096.2099.2133.2134.2135.2137.2138.2140.2141.2143.2144.2146.2150.2157.2159.2160.2179.2180.2193.2212.2215.2218.2226.2227.2228.2229.2230.2231.2232.2233.2235.2236.2237.2240.2241.2243.2244.2245.2247.2252.2253.2257.2258.2260.2261.2268.2289.2294.2330.2340.2345.2350.2351.2361.2394.2395.2421.2424.2427.2430.2431.2432.2449.2450.2451.2452.2453.2454.2456.2457.2458.2461.2466.2474.2479.2485.2488.2490。

③作成時期 嘉禾六年(237年)。「廣成郷謹列嘉禾六年吏民人名年紀口食爲簿」(貳1798)

④作成対象 廣成郷。

⑤把握可能人数、911人(鷺尾祐子2012の表を再検討し、物故・死者を除外した)

総人口2311人(貳2529 □凡廣成郷[領吏民]□□[五]十戸口[食]二千三百一十人)中911人の年齢と性別・続柄の三者が把握可能。全郷の約40%。

⑥特徴

里集計に現れた一里の戸数は、すべて50戸。(貳1663・1671・1947・2320)

貳1663 五十戸口食[四]□□

貳1671 右廣成里領[吏]民五十戸口食二百九[十]□[人]

貳1947 ●右弦里領吏民五十戸口食三百冊人

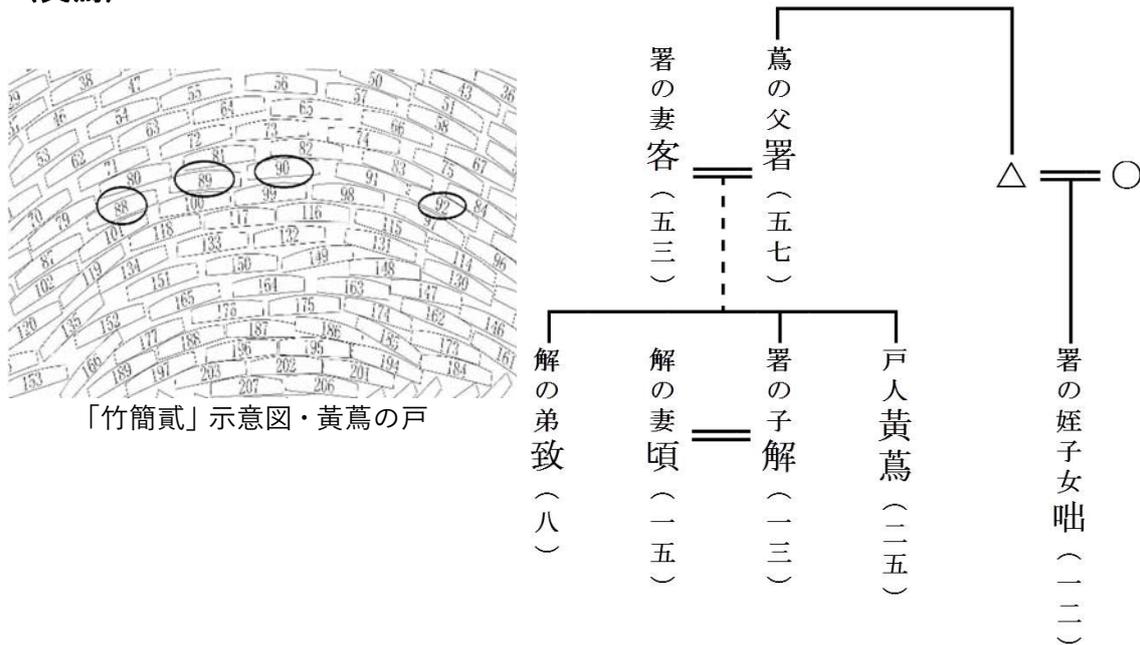
貳2320 [右]□里領吏民五十戸口食……

戸単位の平均口数は、弦里6.8人(1947)。全簿の各戸末尾簡による計算では、各戸平均6.32人であり、他の簿より多い。1戸あたり最大口数は23人である。奴婢・客を記載し、死(物故)を注記している箇所がある。一歳児が見える。

⑦備考 69片の無字簡が存在する。

⑧研究 侯旭東2009・關尾史郎2015・鷺尾祐子2010・鷺尾祐子2011・鷺尾祐子2012

〈黄蔦〉



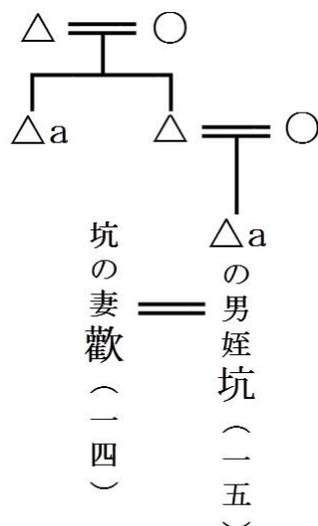
郡吏黄蔦年廿五 | | 蔦父公乘署年五十七 (貳 1720/示意图 90)
 | [署]妻大女客年五十三 | 署子公乘解年十三刑目 (貳 1719/示意图 89)
 | 解妻大女頃年十五踵(腫) | 解弟士伍致(?)年八歳腹心病 (貳 1718/示意图 88)
 | 署姪子女咄年十二 | (貳 1722/示意图 92)

〔示意图〕反時計回りに 1720-1719-1718 の順に並ぶ。記載順から、1722 は 1718 より左に見えるべきであるが、1720 より右に見える。

〔版面の状態〕年齢・名前は確認可能である。編綴痕は総じて見えにくいだが、上編綴痕の位置が近似する。1719 の上編綴痕は右端上から 7.5 cm にあり、1718 は 7.6 cm、1722 は 7.5 cm にある。

〔備考〕侯旭東 2009 が復元し、廣成里の簿の一部とする。鷲尾 2010 にて、「竹簡貳」示意图廣成郷簿の二つの書式のうち (2) 短いグループに分類し、侯同様に廣成里の戸とした。1718 簡については、2009 年に実物を調査した。長さ 23.2 cm、幅は 1.0 cm (最大値) (2009 年特刊参照)。

〈男姪坑〉



| 客女弟勉年七歳 | □男姪公乗坑年十五☑ (貳 2078)

| 坑妻大女歡年十四 | (貳 1943)

〔版面の状態〕2078 の男姪の前以外は年齢・名前が確認可能である。二簡の幅は近似し 1943 は 0.5 mm、2078 は 0.7 mm である（2078 は、縦のひび割れにより横に広がっている可能性がある）。上の編綴痕が近似する位置にあり、2078 左端上から 8.0 cm、1943 右端上から 7.9 cm に見える。

〔備考〕鷺尾 2010 廣成郷簿二書式のうち、(1) 長いグループの特徴を備える。

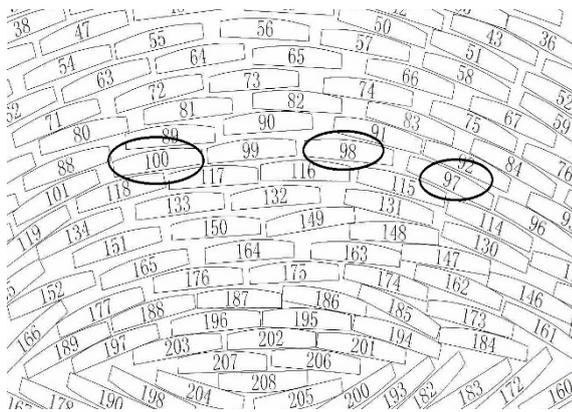
2078 勉の兄・客の記述として考えられるのは、下記の二簡である。

妻大女□年十六 □弟公乘客年十一 (貳 1934)

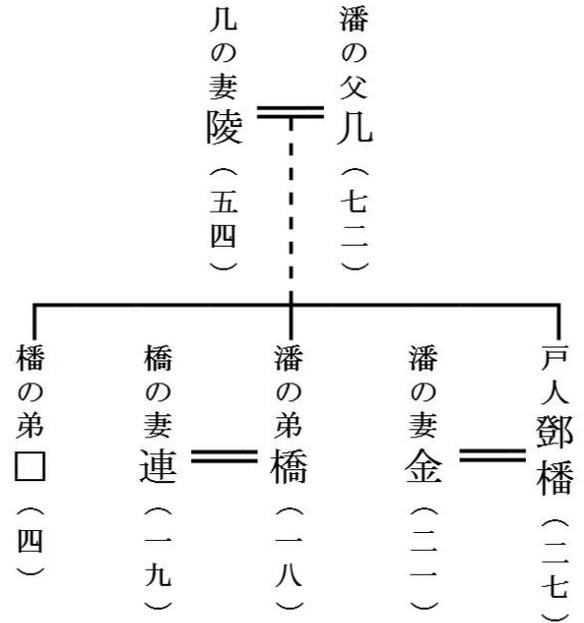
妻大女姑年七十六 晏(?) 男仕伍客年八歳 (貳 2072)

二点ともに横幅が細いという特徴を有し（1934 は 0.5 cm、2072 は 0.6 cm）上編綴痕の位置も上端より 7.9~8.0 cm にあり、どちらも 2078 に接続する可能性を有するため、同戸か否かは保留した。

〈鄧播〉



「竹筒貳」 示意图・鄧播の戸



縣吏鄧播年廿七 | | 潘妻大女金年廿一筭 (貳 1729/貳示意图 100)

| 潘父[几年]七十二[雍] (癱) 病 | 几妻大女陵年五十四 (貳 1940)

| 潘 (?) 弟公乘橋年十八盲左目 | 橋妻大女連年十九筭一 (貳 1727/貳示意图 98)

| 橋弟仕伍□年四歳 | (貳 1726/貳示意图 97)

〔修正〕 図版写真・「竹筒壹」 13 盆の同戸の記述に基づき、1940 潘の父の名前を修正した (九→几)。

1729 妻の前の一字を、播→潘に修正した。

〔示意图〕 時計回りに 1729-1727-1726 の順に並ぶ。1940 は示意图に含まれないが、「竹筒壹」 13 盆に見える同戸の記述から、同一戸に属すと判断した。

〔版面の状態〕 下編綴痕が左端下から 7.4 cm (1729)、7.1 cm (1940) 7.0 cm (1727) 7.1 cm にあり、位置が近接する。

〔備考〕 侯旭東 2009 は、廣成里簿の一部とする。鷲尾 2010 にて、「竹筒 貳」 廣成郷簿の(2)短いグループに分類し、廣成里簿の一部とする。

「竹筒壹」 13 盆に同戸と考えられる記述が存在する。

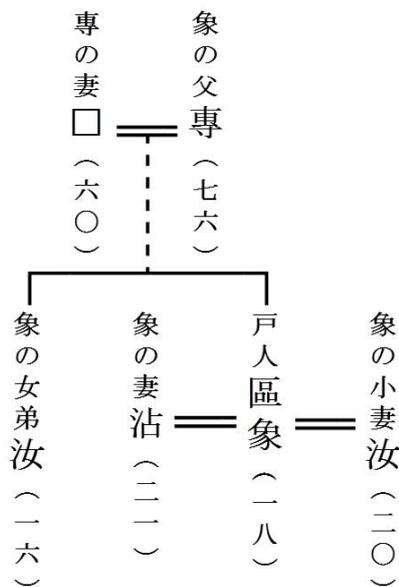
縣吏鄧播年□ (壹 7771)

潘父机年七十一確病 机妻陵年五十三 (壹 7686)

潘妻金妻 (?) 年廿 潘男弟橋年廿盲左目 (壹 7652)

各人の年齢が、「竹筒貳」 示意图廣成郷簿よりも一歳下である (7652 橋のみ一歳上) が、続き柄・名前や障碍の記述などが一致することにより、同戸であると考えられる。

〈區象〉



縣卒區象年十八 | | 象妻大女沾年廿一第一 (貳 2119)
 | 象小妻大女汝年廿 | 象父公乘専年七十六 (貳 2117)
 | 専妻大女□年六十 | 象女弟汝年十六第一 (貳 1536)
 ●右象家口食廿二人 (貳 1728/示意図 99)

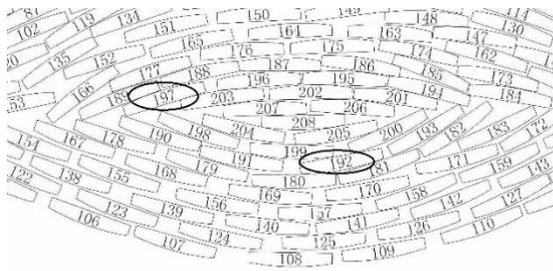
〔修正〕 2117 小妻大女汝の年齢は、「竹簡貳」積文では十とされるが、2014 年夏の調査結果に基づき廿に改める。

〔示意図〕 1728 のみ示意図内である。

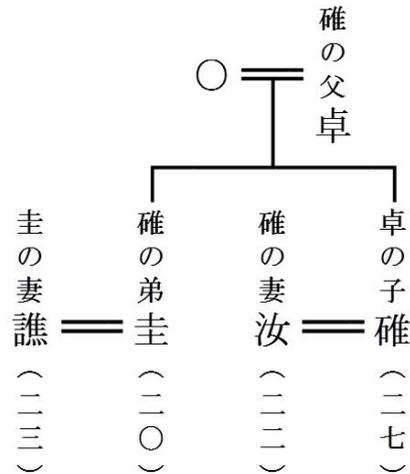
〔版面の状態〕 2014 年に 2119・2117・1536 三簡につき実物を調査し、上編綴痕、編綴痕間、下編綴痕の位置の連続を確認した（編綴痕間が、2119 で 7.8～8.2 cm、2117 で 7.8～8.3 cm、1536 で 7.9～8.3 cm）。2119 の大女の名は、占である可能性もある。三簡ともに全長 24.1～24.2 cm であり、同簿の他の簡に比較して長い（例えば、貳 1544 は 23.6 cm。特刊 2008 参照。）1728 も、図版上計測だが他の簡に比較して長く、全長 24.8 cm である（廣成里簡である貳 1729 が図版上で 23.8 cm。區象の戸の簡の書式は廣成里簡と同じであるが、サイズが相違する。）以上の特徴の共通性から、四簡は同戸であると判断した。

〔備考〕 鷺尾祐子 2010「竹簡 貳」廣成郷吏民簿の書式二分類のうち、(2) 短いグループに属す。

〈卓子碓〉



「竹簡貳」 示意图・碓らの戸



● | 卓 (?) 子公乘碓年廿七刑左足 | 碓妻大女汝年廿二第一 (貳 1808)

| 碓弟公乘圭年廿腹心病 圭妻大女譙年廿三腫 (腫) 足 (貳 1792/示意图 197)

● | 碓 (?) 弟仕伍頭年六歳 | 頭弟仕伍奴年四歳 (貳 1789/示意图 192)

〔示意图〕 1792・1789 は同じ層に並ぶが、二簡ほど間に割り込んでいる。

〔版面の状態〕 1789 冒頭の碓字は確認が困難。編綴痕は 1792 の上編綴痕以外不明瞭である。サイズは、1792・1789 は長さと同幅が近似する (長さ 23.7 cm、幅 0.7~0.8 cm) が、1808 は長さ 23.1 cm であり、やや相違する。

〔備考〕 侯旭東 2009 は、1792 と 1789 を同一戸とし、廣成里の戸とする。鷲尾祐子 2010 は、(1) 短いグループに分類し、侯に同じく廣成里所属とする。

侯旭東 2009 は、沓 8631 (碓妻汝年廿一 碓男弟圭年十六苦腹心病) も同一戸の記述である可能性を指摘する。【吏民簿 3】冒頭で述べたように、『竹簡 沓』13 盆の近接する番号の簡には、廣成郷嘉禾四年の簿が複数存在する。この簡は同戸である可能性が高い。

谷口建速 2015 は貳 1818 ([民]大女郭思年八十三 思子公乗□年六十一給子弟) も同一戸とする。侯の挙げた 8631 を含む次の 3 簡が同一戸であり、これを本戸と同一戸であるとする事による。

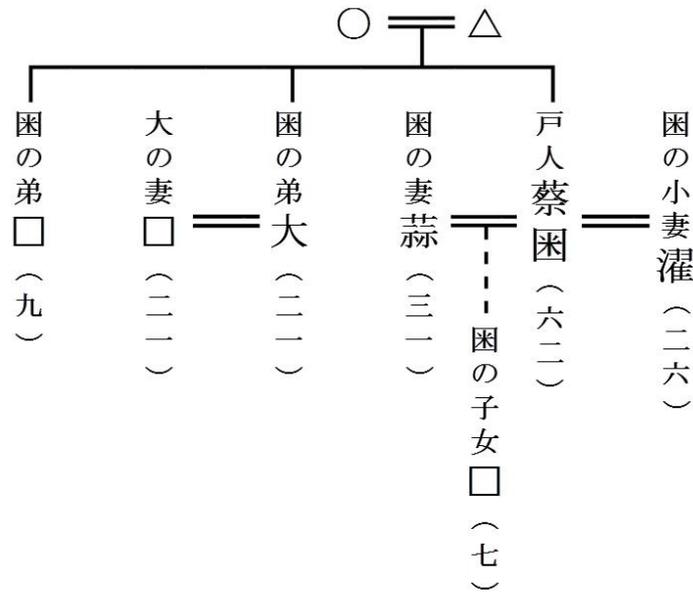
[民]大女[郭]思年八十二 (沓 8431)

思子男伸 (申?) 年六十常限客 伸 (申?) 子男碓年廿六 (沓 8396)

碓妻汝年廿一 碓男弟圭年十六苦腹心病 (沓 8631)

三戸は長さが同じ (24.3 cm) で幅が近似する (0.8~0.9 cm)。編綴痕間も近似しており、同一戸と判断される。しかし、戸人・思の子の名が、貳 1808 では卓・沓 8396 は伸と釈読されている。1808 の卓は図版では不鮮明であるが、日字の下に十あるいは少のような附加部分が存在するのが確認される。8396 はそのような附加部分は見えない。墨跡以外のよごれや竹簡のけずれによって違うように見えている可能性もあるため、実見が必要であると考え。現時点では判断を保留する。

〈蔡困〉



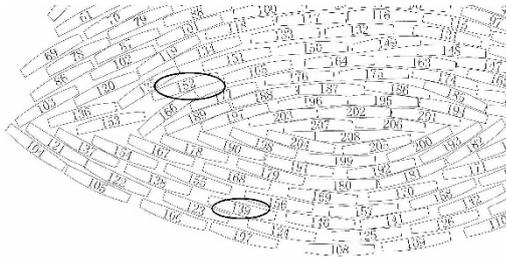
子弟蔡困年六十二 | | (貳 2015)
 | ●困妻大女蒜年卅一 | 子小女□年七歳 (貳 2010)
 | 困弟公乘大年廿一 | 妻大女□年廿一 (貳 2013)
 | 困小妻大女濯年廿六[盲左目] | 困弟仕伍□年九歳 (貳 2019)

〔版面の状態〕 2013 の子小女以下は確認できず、2013 の年齢はひび割れのために確認が困難である。編綴痕も把握し難いが、2010 と 2013 の下の編綴痕の位置は近似する（2010 左端で下から 7.4 cm と 7.7 cm の二本あり、2013 で左端下から 7.5 cm）。2019 は編綴痕の中間が 8.8 cm であり、2013 が 8.2 cm であることに比較するとやや長い。

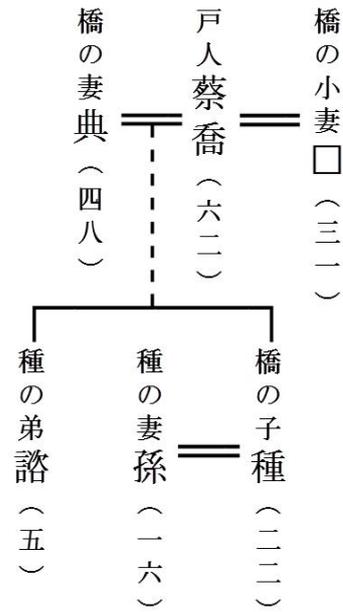
〔備考〕 侯旭東 2013 にて復元し、廣成郷弦里の簿の一部とする。

2019 の戸人小妻の記述順序が、弟大とその妻、さらに大の弟の間に割り込む形であることには、違和感がある。通常は妻の次に書かれる（【吏民簿 2】 區象の例参照）。

〈蔡喬〉



「竹簡貳」 示意図・蔡喬の戸



民男子蔡喬年六十二 | 給驛兵 | 橋妻大女典年卅八[筭] (貳 1903)

● | 橋子公乘種 (?) 年廿 (?) 二腹心病 | 種妻大女孫年十六筭一 (貳 1759/示意図 152)

● | 種弟仕伍諮年五歳刑右足 | 橋 (?) 小妻大女□年卅一踵 (腫) 足 (貳 1752/示意図 139)

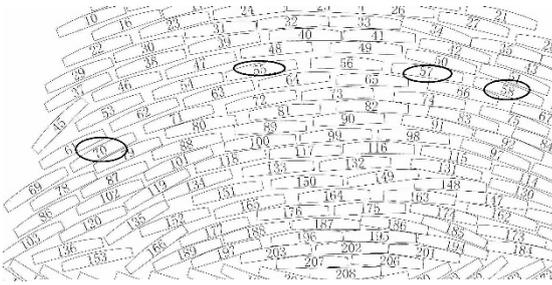
〔示意図〕 1759-1752 はやや離れるが、同じ層にあると考えられる。反時計回りに 1759-1752 の順に位置する。

〔版面の状態〕 三簡の全長は近似し (23.4~23.6 cm)、幅は等しい (0.8 cm)。1903 の典年齢、1759 種年齢は確認できない。1752 小妻の前は橋である可能性がある。三簡とも下編綴痕が裂けて二本に分かれ、位置が近似している (1903 で左端下から 7.5 cm と 7.9 cm、1759 で左端下から 7.6 cm と 8.0 cm。1752 で右端下から 7.5 cm と 7.8 cm)。

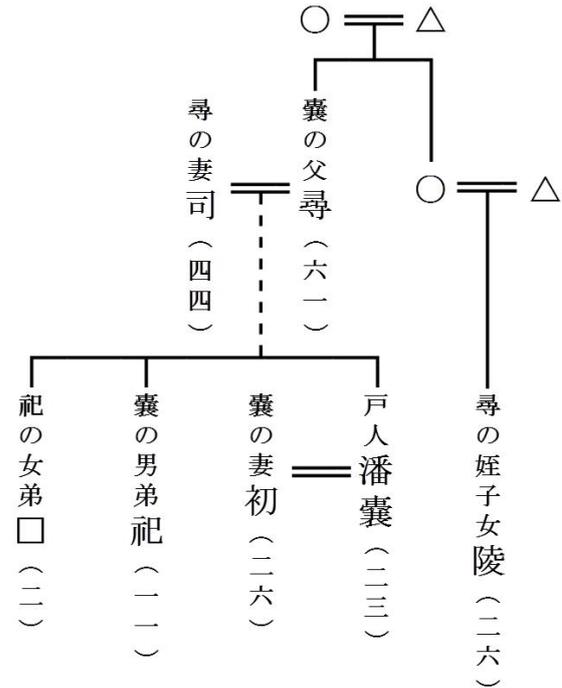
〔備考〕 侯旭東 2009 に、1759 と 1752 が同戸であり、廣成里所属であることが指摘されている。鷲尾祐子 2010 も、この二簡が (2) 短いグループの簡であり、廣成里所属であるとする。

また、侯旭東 2013 によれば、戸人の蔡喬は廣成里の里魁である。

〈潘囊〉



「竹簡貳」 示意図・潘囊の戸



- 郡卒潘囊年廿三 | | (貳 1708/示意図 70)
- | 囊妻大女初年廿六 | 囊父公乘尋年六十一苦虐 (?) 病 (貳 1696/示意図 57)
- | 尋妻大女司年卅四踵 (腫) 右足 | 囊男弟公乘祀年十一 (貳 1694/示意図 55)
- | 祀女弟口年二歳 | 尋好 (姪?) 子女陵年廿六 (貳 1655)
- 右囊家口食八 | 人 | (貳 1697/示意図 58)

〔示意図〕 1708 のみ層がずれている。また、1708-1696-1697 は時計回りに並ぶが、1694-1696 は反時計回りに並ぶ。順列がかなり乱れている。

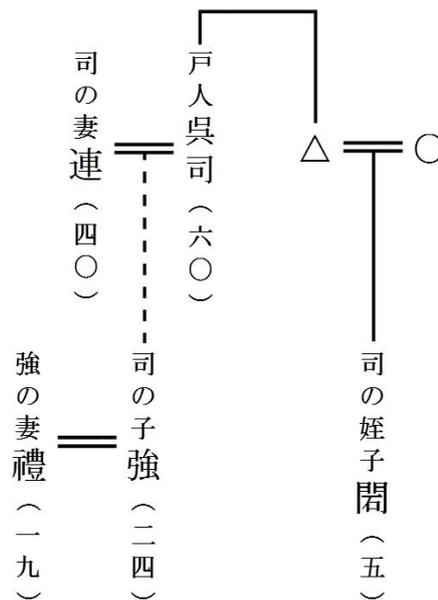
〔版面の状態〕 全長は近似 (24.3~24.5 cm) し、幅も近似する (0.7~1.0 cm)。1708 の廿は中央にひびがはいついて確認できないため、卅の可能性もある。編綴痕は見えにくいだが、1708 と 1697 は編綴痕間の長さが近似し (1708 で 7.6~8.2 cm、1697 で 7.8 cm)、1655 と 1697 は下の編綴痕の位置が近似する (1655 は左端下から 9.0 cm、1697 は右端近くで下から 9.0 cm)。

〔備考〕 侯 2013 に弦里に所属する戸として復元されている。

1708 は 2011 年に原簡を調査した。長さ 23.7 cm、幅 0.7~0.8 cm。中段 7.6 cm~7.9 cm。囊以下中央にひびがはいついて、年齢廿三か否か確認できない。廿以外の可能性もある。

1655 の尋の「好」字について、「竹簡貳」 釈文で姪の誤りと述べている。妥当である。

〈吳司〉



- | | | | |
|--------------|--|-------------|------------------|
| 民男子吳司年六十 | | 司妻大女[連]年卅第一 | (貳 1804) |
| ●司子公乘強年廿四腹心病 | | 強妻大女禮年十九第一 | (貳 1658) |
| ●□女弟説年六歳 | | 司姪子仕伍閏年五歳 | (貳 1744/示意图 123) |

〔版面の状態〕書式は鷲尾 2010 分類の (2) 短いグループだが、廣成里簡より 1 cm 近く長い (1804 は全長 24.6 cm、1658 は全長 24.6 cm、1744 は 24.7 cm。廣成里の簡である 1795 は 23.7 cm)。1804 と 1658 で編綴痕間の長さが近似し (1804 は 8.3 cm、1658 は左端で 8.1 cm~8.5 cm)、三簡ともに上編綴痕の位置が近似する (1804 は上端から 8.3 cm、1658 は左上端から 8.2 cm、1744 は左上端から 8.2 cm)

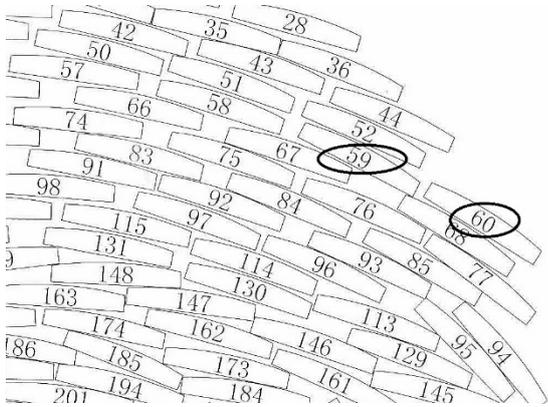
〔備考〕侯 2009 は 1744 と下記の簡を同戸とし、廣成里所属とする。

司 (?) 子仕伍士年五歳 士女弟非年三歳 (貳 1745/『竹簡 貳』示意图 124)

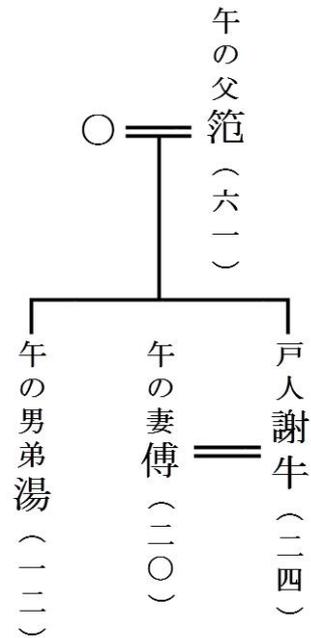
示意图上の位置は隣接するが、全長 (1745 は 23.7 cm) や編綴痕位置 (1745 は上編綴痕が左端上から 7.3 cm) が相違し、同じ里の簿でない可能性が強い。この簡は同戸に属しないと判断した。

書式は鷲尾祐子 2010 の (2) 短いグループ・廣成里の簡と同じだが、簡の全長が異なることから、これは廣成里の簿ではないと考えられる。

〈謝牛〉



「竹簡貳」 示意图・謝牛の戸



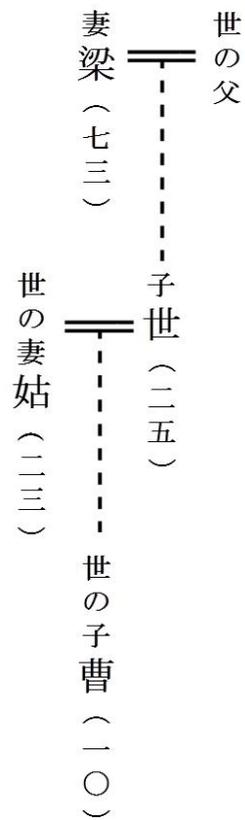
- 縣卒謝牛年廿四 | | (貳 1698/示意图 59)
- | 午妻大女傅年廿 | ●午父公乘范年六十一 (貳 1699/示意图 60)
- | 午男弟公乘湯年十二☐ (貳 1654)
- 右午家口食七人 | | (貳 1653)

〔示意图〕時計回りに 1698-1699 の順に並ぶ。

〔版面の状態〕四簡の幅は等しく (0.7 cm)、全長は 1654 以外 (折れているため不明) 近似する (23.2~23.3 cm)。名前・年齢の文字はすべて明瞭に視認され、確認可能である。示意图上の位置が近接する 1698 と 1699、番号が近接する 1654 と 1653 は連続すると考えられる。一方、1699 と 1653 の編綴痕間の長さは等しい (左端 8.0~8.7 cm) ことから、四簡は同簿に属す可能性が高い。

〔備考〕侯旭東 2013 が戸を復元し、弦里の簿の一部とする。鷺尾祐子 2010 は廣成郷簿二書式のうち (1) 長いグループに分類する。

〈某子世〉

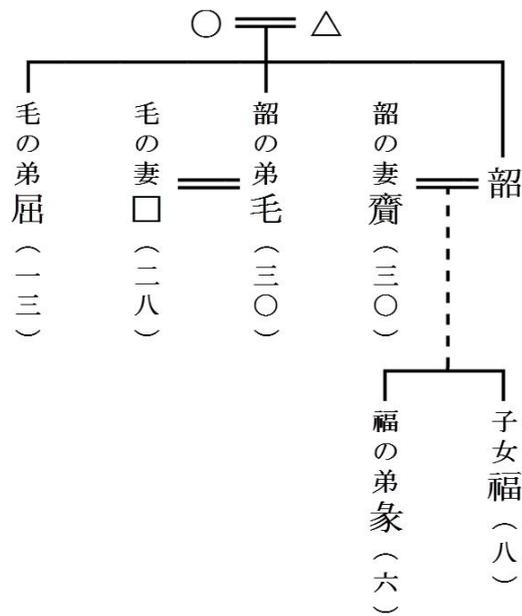


| 妻大女梁年七十三 | 子公乘世年廿五給習射 (貳 1961)
 | 世妻大女姑年廿三 | 世子公乘曹年十 (貳 1938)

〔版面の状態〕二簡の全長・幅は近似する（全長 23.9～24.0 cm。幅 0.6～0.7 cm）。
 二簡で編綴痕間の長さが近似する（1961 は 8.5 cm、1938 は 8.5～8.8 cm）。

〔備考〕 鷺尾祐子 2010 廣成郷簿二書式中、(1) 長いグループに属す。

〈韶弟毛〉



| 韶妻大女齋年卅 | 子女福年八歳 (貳 1688/示意图 44)

| ●福弟仕伍彖年六歳 | 韶弟公乘毛年卅給習射 (貳 1979)

| 毛妻大女□年廿八 | 毛弟公乘屈年十三腹心病 (貳 1598)

(付) ●右韶家口食八人 | | (貳 2250)

〔版面の状態〕三簡すべて幅が近似 (0.7~0.8 cm) し、全長は 1598 以外近似する (24.1~24.2 cm。1598 は 24.5 cm)。1979 の編綴痕間の長さが 8.2 cm~8.5 cm、1598 は 8.7 cm~9.0 cmであり、やや相違するが、許容範囲内と考えた。2250 は上部のみ残存し、同戸であると断定することはできないが、同戸の可能性も存するため付記した。

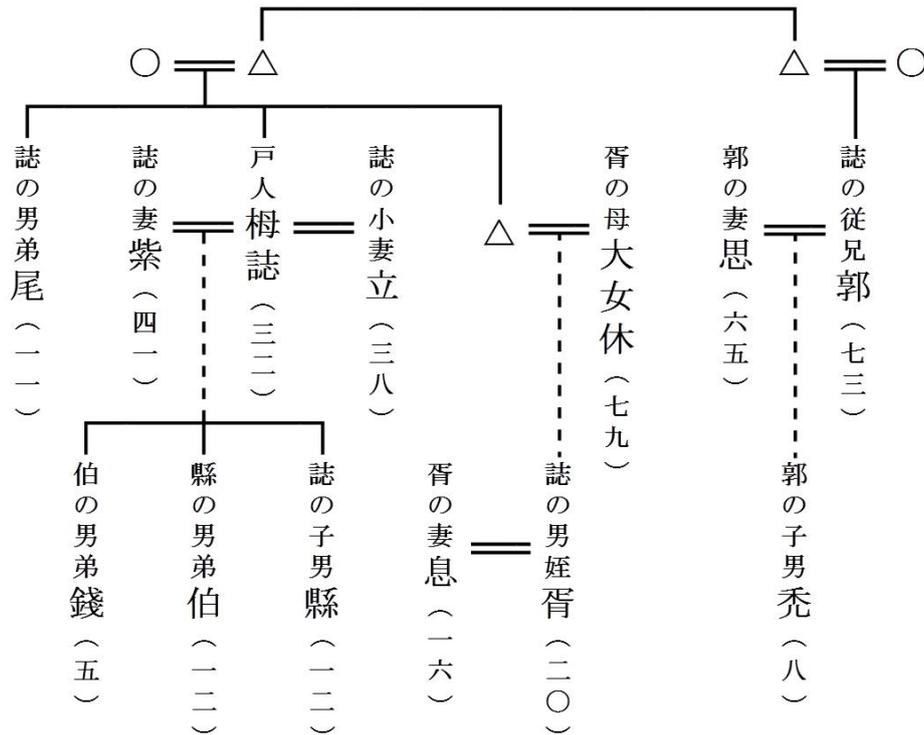
〔備考〕侯旭東 2013 で同戸を弦里の戸として復元し、以下の簡も同じ戸とする。

縣吏謝韶年五十一 (1806)

1806 と 1688 については、2014 実見調査の際に、版面を確認したところ文字などに違和感が存在したため、この簡が同戸であるか否かは保留した。1688 は実測で全長 24.0 cm、幅 0.7 cm。

1979 の冒頭の字を、侯旭東 2013 は福と釈読する。これに従う。

〈梅誌〉



州卒梅誌 (?) 年卅二 | | (貳 1539)

| 誌妻大女紫年卅一 | 誌小妻大女立年卅八 (貳 1883)

| 誌子男公乘縣年十二 | 縣男弟公乘伯 (?) 年十二苦腹心病 (貳 1858)

| 伯男弟仕伍錢年五歲 | 誌 (?) 男弟公乘尾年十一腹心病 (貳 1976)

● | [誌] 従兄公乘郭年七十三 | 郭妻大女思年六十五 (貳 2057)

| 郭子男仕伍禿年八歲 | 誌男姪公乘禿 (胥 ?) 年廿給縣卒 (貳 2063)

| 禿 (胥 ?) 妻大女息年十六 | 禿 (胥 ?) 母大女 [休] 年七十九 (貳 2097)

● 右誌家口食 [十] | 口人 | (貳 1560)

〔版面の状態〕 すべて全長 24.0~24.2 cm であり、廣成里簡よりも長い (廣成簡 1786 で 23.7 cm)。また幅も近似する (0.7~0.8 cm)。

〔備考〕 侯旭東 2013 に、弦里の戸として復元されている。1539 の卒の次の字を「竹簡 貳」釈文は「梅」とするが、侯旭東 2013 は「梅」に改める。これに従う。

示意图内に簡が存在せず、番号も離れているが、各簡に見える名前の組み合わせが合致することから、同一の戸である蓋然性が高いと判断した。

〈鄧盆〉



☒郡吏鄧盆年卅 (?) 二 (?) | 已…… | (貳 2047)

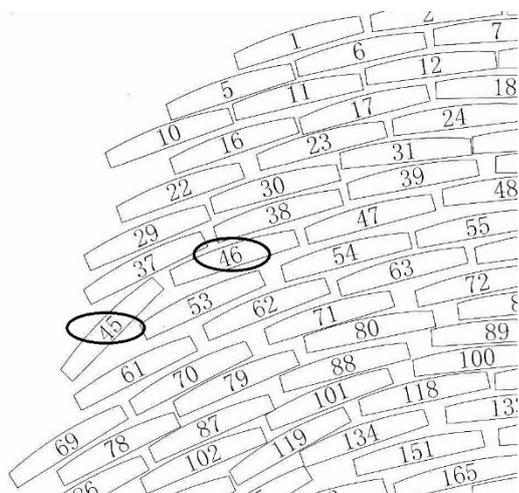
| ●盆妻大女煎年卅 | 盆父巡年七十三盲[左]目☒ (貳 1879)

〔版面の状態〕 1879「盆」の上の黒点は、図版では確認できない。

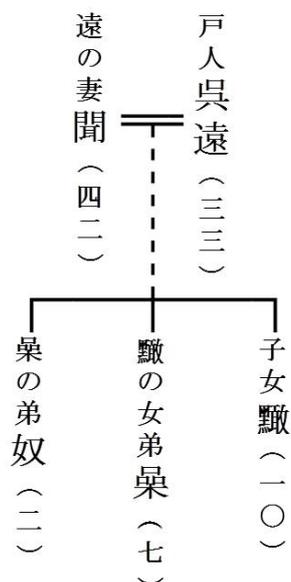
二簡どちらも上あるいは下が欠けているため全長は不明、幅は二簡で等しい (0.7 cm)。
編綴痕間の長さは近似する (2047 左端 8.0 cm、1879 は 7.8 cm)。

〔備考〕 侯旭東 2013 に、弦里の戸として復元されている。鷺尾祐子 2010 廣成郷簿の二書式のうち、(1) 長いグループの特徴を有する。

〈吳遠〉



「竹簡貳」 示意图・吳遠の戸



民男子吳遠年卅三 | 腹心病

(貳 1854)

| 遠妻大女聞年卅二

| 子女黻年十歳

(貳 1689/示意图 45)

| 黻(?) 女弟臬年七歳

| 臬弟仕伍奴年二歳闇病

(貳 1690/示意图 46)

〔示意图〕 時計回りに 1689-1690 の順に並ぶ。

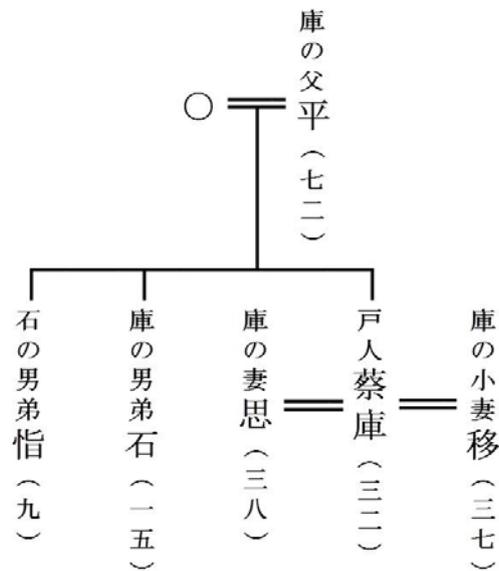
〔版面の状態〕 1854 の卅は、間にひびが入っており不明瞭だが、卅の可能性はある。

三簡とも全長は 24.0 cm~24.2 cmである。

〔備考〕 侯旭東 2013 に弦里の戸として復元されている。

1689 と 1690 は示意图上での位置が近接しているため同戸であると判断されるが、1854 は示意图内に無く、同戸か否かが問題となる。三簡とも比較的長く、また鷺尾祐子 2010 の書式分類では (1) 長いグループの特徴に合致することから、同一戸の可能性があると判断した。

〈蔡庫〉



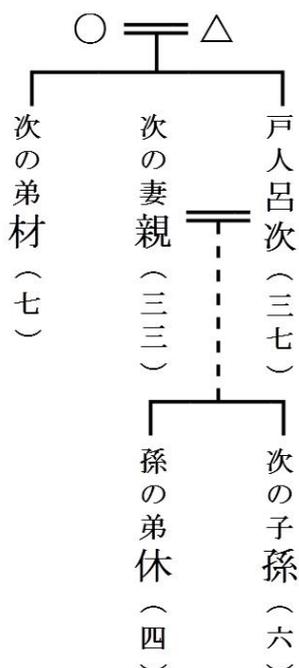
- | | | | |
|------------------|--|------------|----------|
| 縣卒蔡庫年卅三 | | ☐ | (貳 1877) |
| ● 庫妻大女思年卅八 | | 庫小妻大女移年卅七 | (貳 1881) |
| ● {木☐}男弟仕伍黒年四歳 | | 黒男弟仕伍連年二歳☐ | (貳 2103) |
| 連男弟仕伍荊年一歳 | | 庫男弟公乗石年十五☐ | (貳 1609) |
| ●石男弟仕伍[悒]年九歳 | | 庫父公乗平年七十二☐ | (貳 1581) |
| ●右庫家口食十 五人☐ | | | (貳 2199) |

〔版面の状態〕 2103 は、上の男弟まで見えない。1581 冒頭の字は石の可能性が高い。下が欠けている簡がほとんどであるため全長は不明だが、幅は近似し (0.6~0.7 cm)、廣成里簡よりも狭い (例えば 1720 で 0.9 cm)。1877・1881・2103・1581 は、下の編綴痕が分裂し 1 cm 以上の間隔が開いている点で共通し、編綴痕の間の長さも近似する (1877 で右端 6.9~9.0 cm、1881 で中間 7.0~9.2 cm、2103 で中間 7.0~9.3 cm、1581 で 7.2~8.2 cm)。

〔備考〕 侯旭東 1013 にて、弦里の戸として復元されている。鷺尾祐子 2010 廣成郷簿の二つの書式のうち、戸人の簡に他の成員を記載せず、筭を記載しないなどの特徴によって (1) 長いグループに属すと考えられる。

2103 の黒・連、1609 の荊は、庫の男弟よりも前に記載されていることから、庫の子である可能性が高い。

〈呂次〉



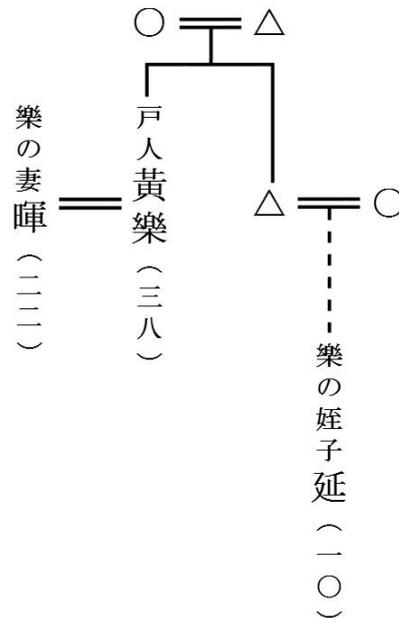
州吏呂次年卅七	次妻大女寛 (親) 年卅三 (貳 1714/示意图 78)
次子仕伍孫年六歳	孫弟仕伍休年四歳 (貳 1631)
次弟公乗材 (?) 年七歳	次戸下奴吉長六尺 (貳 2217)

〔版面の状態〕 2217「次弟公乗材」はほとんど確認できない。それ以外は図版で確認可能である。三簡すべて 23.5 cm～23.6 cm である。1631 と 2217 の編綴痕間の長さは近似する (1631 左端で 9.0 cm、2217 右端で 7.4～9.0 cm) が、1714 はやや短い (7.0～8.5 cm)。1714 と 2217 の上下編綴痕の位置は近い (1714 の上編綴痕は左端上から 7.4 cm、下編綴痕は左端下から 8.0 cm。2217 の上編綴痕は右端上から 6.6～7.5 cm、下編綴痕は右端下から 8.0～8.7 cm。)

〔備考〕 1714 は侯旭東 2009 が廣成里簡の一部とする。

2009 年に原簡を調査した (2009 年特刊参照)。実寸は全長 23.2 cm、横幅 0.9 cm (最大値)。書式としては、(3) 戸人簡に他の親族を記載するが筭を記載しない種類に分類される。長さは (2) 短い簡のグループに合致する。

〈黄樂〉

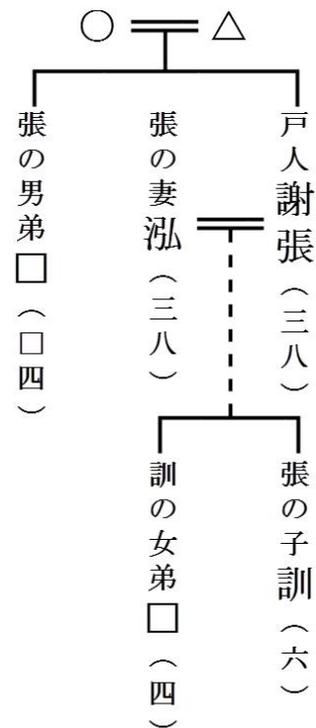


子弟黄樂（？）年卅八腹心病 | | 樂（？）妻大女暉年廿二筭一（貳 1945）
 | 樂（？）姪子公乘延年十歳 | | （貳 1807）

〔版面の状態〕 1807 の姪・延は確認困難だが、樂は確認可能である。1945 は全長 23.2 cm、1807 は全長 23.7 cm とやや相違するが、編綴痕間の長さは近似する（1945 で右端 8.0～8.5 cm、1807 右端で 8.0～9.0 cm）。

〔備考〕 書式・全長は鷺尾祐子 2010 の廣成郷簿二書式の内（2）短いグループに合致する。關尾史郎 2015 は、梅某（貳 2340）を里魁とし、區丘に居住する者からなる α 里所属の戸とする。

〈謝張〉

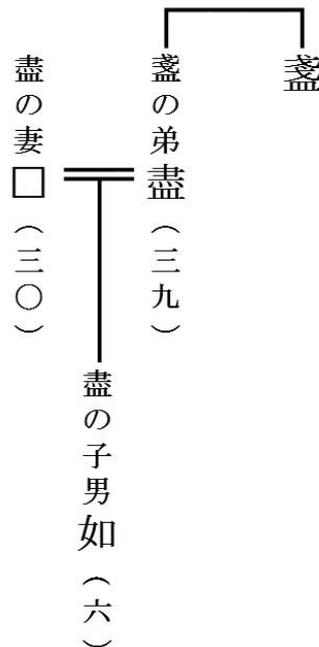


民男子謝張年卅八 | 養官牛 | 妻大女泓年卅八 (貳 2280)
 | 張子仕伍訓年六歳 | 訓女弟□年四歳 (貳 2148)
 | 張男弟□年□四 | ……年卅一 (貳 2165)

〔版面の状態〕全長はすべて 24.0～24.2 cmである。三簡の編綴痕間の長さは近似する（2280 左端で 7.5～8.0 cm、2148 左端で 8.0 cm、2165 左端で 7.7～8.3 cm）。

〔備考〕この戸の書式は、戸人簡に他の成員を連記する点で (2) 短いグループに合致するが、筭を記載しない点では (1) に似ており、冒頭の書式分類では (3) にあたる。長さは廣成里簿の簡より長く、貳 1804 吳司の戸と同様、戸人に他の成員を連記する書式ではあるが、廣成里には属さない戸であると考えられる。關尾史郎 2015 は、區桐（貳 1882）を里魁とし、夢丘に居住する者からなるβ里所属の戸とする。

〈盞弟盞〉



[盞]弟[盞]年卅[九] | 盞妻大女□年卅 | 盞子男如年六歳 (貳 1635)

〔版面の状態〕上の欄の「年」の前はほとんど見えない。年齢はすべて確認可能である。長さは 23.5 cm、幅 0.7 cm。

〔備考〕【吏民簿 2】にて戸人簡に他の二者を連記する例は、これのみとなる。筭を書かない点では鷺尾祐子 2010 廣成郷簿二書式のうち (1) 長いグループに合致する。【吏民簿 2】廣成郷簿の一部ではない可能性もあるが、戸人を含む同戸三人の記述が把握可能なため、掲出した。

盞につながり得る簡は、他に二本存在する。

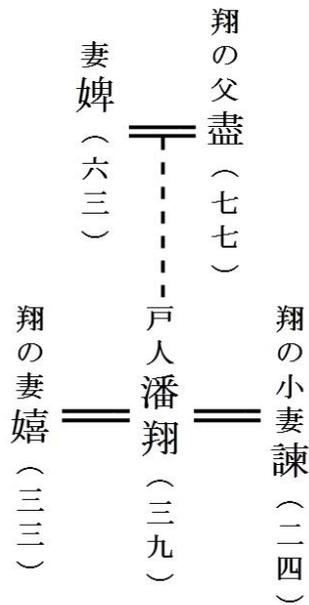
(1) 盞子女金年八歳 (貳 1632)

この簡は幅 0.5 cm・全長 22 cm であり、サイズは 1635 とかなり相違する。また、兄弟姉妹は【吏民簿 2】では一般的に年長を先にし、年少をあとに記述する。六歳を先に八歳をあとに記述することは一般的でないため、この簡は排除した。

(2) □ ●盞男弟得年卅 (?) 二盲□目 …… (貳 2310)

この簡は上部が折れ、右側の破損が激しく、文字の判別もつかず、全体のサイズや編綴痕や記述から同一戸か否か判断することが難しいため、判断を保留した。

〈潘翔〉



縣(?) 吏潘翔年卅九 ㊦ (貳 2242)
 | 翔妻大女嬉年卅三 | 翔小妻大女諫年廿四 (貳 1850)
 | 翔父公乘盡年七十七盲右目 | 妻大女婢年六十三 (貳 1873)
 右翔家口食十人 | | (貳 1685/示意图 39)

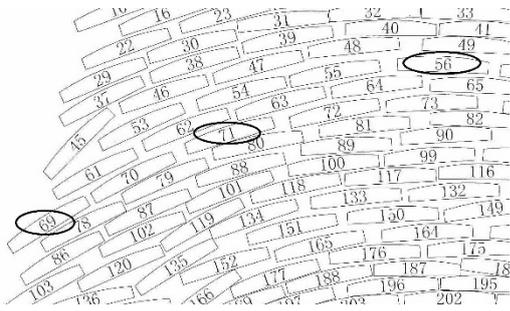
〔修正〕 戸人の名前を**鞠**から翔に改めた。

〔版面の状態〕 すべて幅 0.6~0.7 cmであり、比較的幅が狭い簡である点で共通する。

1873 と 1850 は編綴痕の位置が近似する (1850 右端で上編綴痕は上から 8.0 cm、中間で 8.5~9.0 cm、下編綴痕は下から 7.6~8.1 cm。1873 右端で上編綴痕は上から 8.0 cm、中間 8.2~8.7 cm、下編綴痕は下から 7.8~8.1 cm)。1685 はやや相違するが (上編綴痕右端上から 8.5 cm)、間に二つほど簡を挟むと推測され、これによって位置が多少変化したと考えられる。

〔備考〕 侯旭東 2013 にて弦里の戸として復元されている。鷺尾祐子 2010 廣成郷簿二書式のうち、(1)長いグループに属す。

〈李兒〉



「竹簡貳」 示意图・李兒の戸

戸人李兒（四一）
 兒の妻智（三八）
 兒の子女小（七）

[民]男子李[兒]年卅一 | | 兒妻大女智（？）卅八筭（貳 1707/示意图 69）
 | 兒子女小年七歲 | | （貳 1695/示意图 56）
 ●右兒家口食三人 | | （貳 1709/示意图 71）

〔修正〕「竹簡貳」原積文では、1707 の筭のあとに「龔」字があるが、図版写真から字が無いことが確認されるため、削除した。

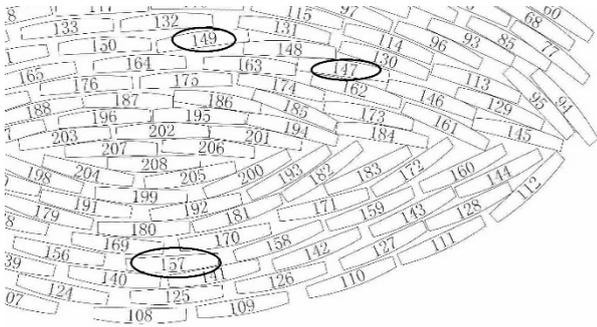
〔示意图〕時計回りに 1707-1709 の順に並ぶ。1695 は相違する層に並び、やや位置が離れる。

〔版面の状態〕すべて幅 0.8～0.9 cm であり、編綴痕間の長さも近似する（1707 中間で 7.1～8.5 cm、1695 右端で 8.5～9.2 cm、1709 右端 8.2 cm）。

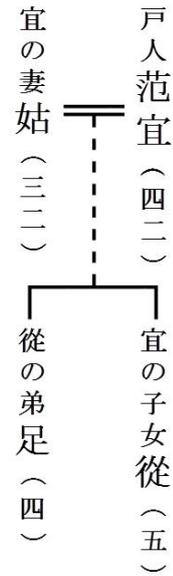
〔備考〕侯 2009 に廣成里の戸として復元されている。鷺尾祐子 2010 廣成郷簿二書式の内（2）短いグループに分類する。

一戸の完全な復元が可能。夫婦と子からなる戸である。

〈范宜〉



「竹簡貳」 示意图・范宜の戸



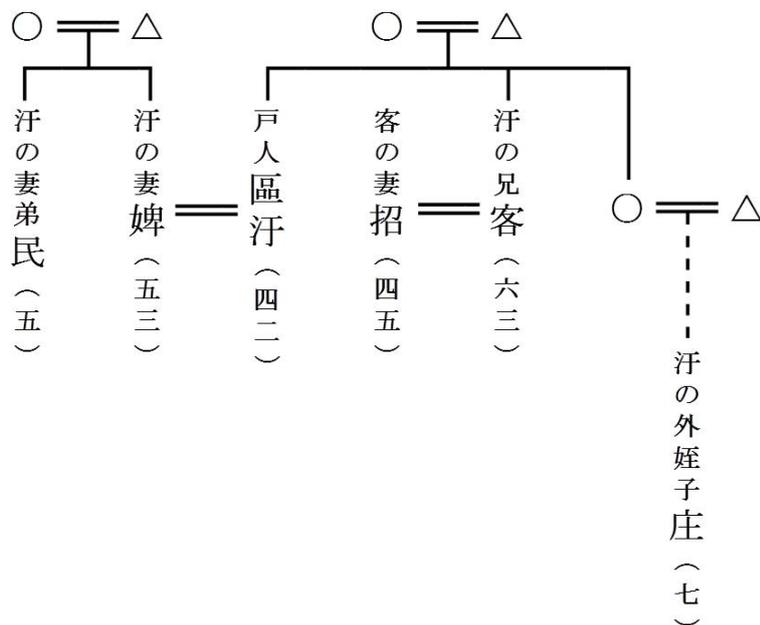
- 民男子范宜年卅二刑右 | 足 | 宜妻大女姑年卅二筭一 (貳 1764/示意图 157)
- 宜子女 従 年五歳 ● 従弟 仕伍 足 年四歳 (貳 1758/示意图 149)
- 右宜家 口食五人 | | (貳 1756/示意图 147)

〔示意图〕 時計回りに 1758・1756 と並ぶ。1764 はやや離れるが、同じ層である可能性もある。

〔版面の状態〕 名前・年齢すべて確認可能である。すべて全長 23.7 cm、はば 0.7~0.8 cm であり、1764 と 1756 の編綴痕間の長さは近似する（左端で計測し、1764 は 8.9~9.1 cm、1756 は 9.0 cm）。1758 の編綴痕は確認できない。

〔備考〕 侯旭東 2009 は、1758 と 1756 を同戸とし、廣成里所属とする。鷲尾祐子 2010 廣成郷簿二分類のうち (1) 短いグループに属す。

〈區汗〉

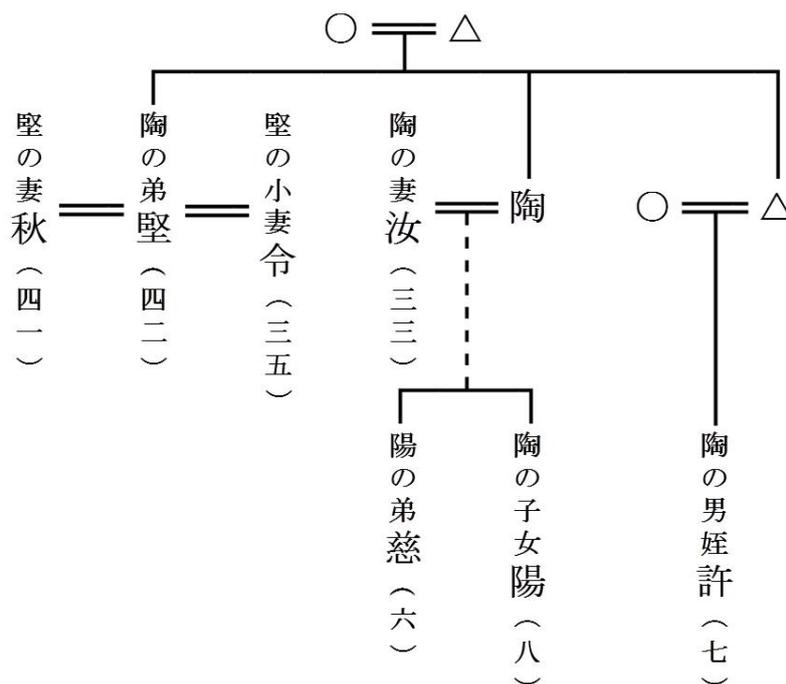


州卒區汗年卅二	汗妻大女婢年五十三	(貳 2110)
汗兄客年六十三	客妻大女招年卅五☑	(貳 2043)
汗妻弟仕伍民年五歲	汗外姪子仕伍庄年七歲	(貳 2108)
●右汗家口食十七人	☑	(貳 1830)

〔版面の状態〕すべて幅 0.7 cm～0.8 cmであるが、2110 は長さ 22.7 cmと他の簡より短く、2108 は 24.5 cmであり 2110 より 2.0 cm近く長い。編綴痕間の長さは近似し、2110 左端で 8.3 cm、2043 左端で 7.9～9.0 cm、2108 右端で 7.8～8.6 cm、1830 右端で 7.8～8.6 cmであり、とくに 2108 と 1830 は編綴痕間の長さが一致し、編綴痕が分裂している状況も類似する。2108 が突出して長いことには問題があるが、このような一致も存在することにより同戸とした。

〔備考〕鷺尾祐子 2010 の廣成郷簿二書式と照合すると、戸人の簡に他の家族を記述する点で (2) に類似する。2043・45 歳女性の「筭」の有無が不明なため、この戸の書式における筭の有無は明らかで無い。關尾史郎 2015 は、母某 (貳 2340) を里魁とし、區丘に居住する者からなる α 里所 属の戸とする。

〈陶弟堅〉



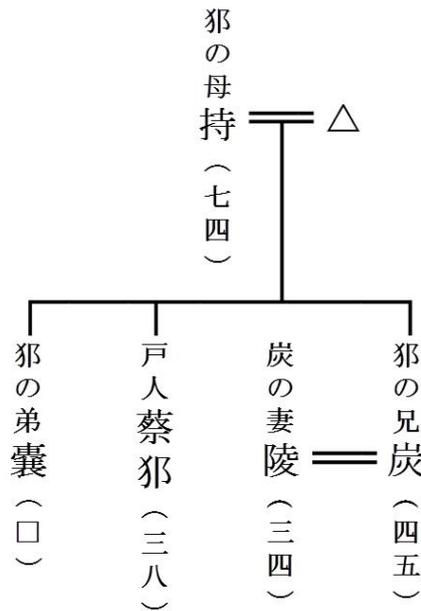
陶妻大女汝年卅三	陶弟公乘堅年卅二刑足	(貳 1886)
堅妻大女秋年卅一	堅小妻大女令年卅五	(貳 1851)
陶子女陽年八歳	陽弟仕伍慈年六歳	(貳 1878)
□□□年九歳	陶男姪仕伍許年七歳	☒ (貳 2120)

〔修正〕 1878 陽弟慈の年齢を九から六に修正した。

〔版面の状態〕 折れている 2120 以外、すべて全長 24.0～24.1 cm、幅 0.7～0.8 cm (2120 は下の編綴痕の位置で計測) である。上編綴痕の位置 (1886 右端で上から 6.9 cm～8.0 cm、1851 左端で上から 8.0 cm、1878 右端で上から 8.0 cm、2120 左端で上から 8.0 cm) と、編綴痕間の長さが近似する (1886 中間で 8.3 cm～9.2 cm、1878 中間で 9.0 cm、2120 左端で 8.1～8.5)。

〔備考〕 侯旭東 2013 は弦里の戸として復元し、嘉禾二年田家蒞にみえる弦丘男子唐陶の戸とする。鷺尾祐子 2010 廣成郷簿二書式のうち、(1) 長いグループに属す。

〈蔡邪〉



- 民男子蔡邪年卅八 | | (貳 1568)
- ☑廿三 | 邪母大女持年七十四 (貳 2191)
- | 邪兄公乘炭年卅五給佃帥 | 炭妻大女陵年卅四 (貳 1562)
- | 邪弟公乘囊☑ | (貳 2735)
- 右邪家口食七人 | | (貳 1566)

〔修正〕 1568 邪を邪に修正する。侯旭東 2103 は、邪と媽の字形が近く、また成員簡のサイズ・字跡が類似することから前掲諸簡を同一戸とする。1568 の写真をみると、偏の部分は分とも歹とも解し得るが、字形から歹のほうが妥当であると考えられるため、こちらに改めた。

〔版面の状態〕 すべて幅が 0.5～0.7 cm である点で近似するが、1568 と 1562 の長さは 0.5 cm 近く相違する。上・下が折れているものもあり、また下の編綴痕位置が不明なものもあり (1562) 比較はしにくい。1568・1562・2735・1566 は上編綴痕の位置が近似し (1568 左端で上から 7.9～8.2 cm、1562 左端で上から 7.8～8.0 cm、2735 左端で上から 8.0 cm、1566 右端で上から 8.0～8.3 cm)、2191 と 1566 は下編綴痕の位置が近似する (2191 中間で下から 7.8 cm、1566 右端で 7.8～8.0 cm)。

〔備考〕 侯旭東 2013 に弦里の簿の一部として復元されている。鷺尾祐子 2010 廣成郷書式二分類のうち、(1) 長いグループに属す。

〈蔡賢〉

賢の妻婢（三三三）
——
戸人蔡賢（四六）
……
賢の子男業（五）

□（郡？）吏蔡賢年卅六 | | （貳 1706/示意図 68）
| 賢妻大女婢年卅三 | 賢子男仕伍業年五歳（貳 1538）

〔修正〕1706 冒頭の字を、侯旭東 2013 は郡とする。かすかに傍の「卩」が確認できるため、妥当である。

〔版面の状態〕全長（1706 は 24.2 cm、1538 は 24.0 cm）・幅（1706 は 0.7 cm、1538 は 0.6 cm）・編綴痕の位置（上編綴痕の位置が、1706 は左端上から 8.0 cm、1538 は右端上から 8.1 cm）・編綴痕間の長さ（1706 左端 8.5 cm、1538 右端 8.5 cm）が近似する。

〔備考〕侯旭東 2013 が弦里の戸として復元する。鷲尾祐子 2010 廣成郷二書式のうち（1）長いグループに属す。

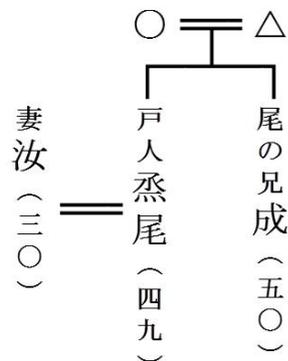
続柄記述の前の名前から、同一戸の可能性ある簡は、次の二簡である。

☑十二 [賢弟仕伍]□年☑ (貳 2239)

唐(?) 男弟巳年卅踵(腫)兩足 賢弟客年廿三 (貳 2331)

2239 は断片のみ残存するため、判断を保留する。2331 は編綴痕間の長さが 9.2 cm であり、他の簡とかなり相違するため、同一戸ではないと判断した。

〈烝尾〉



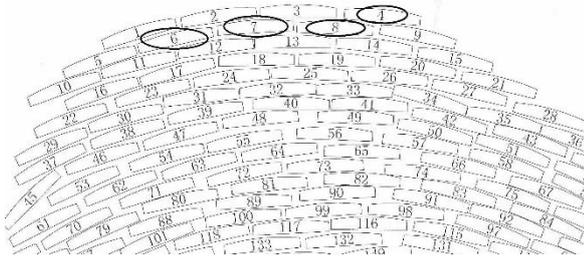
[民]男子烝尾年卅九 | 妻大女汝年卅 (貳 2056)

☑ | 尾 (?) 兄成年五十給常佃 | ☐妻……踵 (腫) 兩足 (貳 2306)

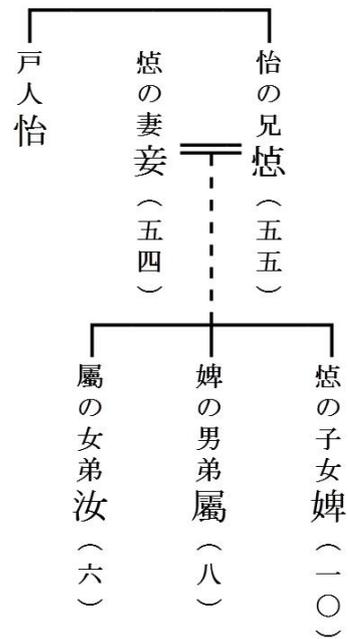
〔版面の状態〕二簡の幅は同じであり (0.7 cm)、下編綴痕の位置も近似する (2056 は左端下から 7.8~8.2 cm。2306 は右端下から 7.1~8.2 cm)。2056 は縦にひびわれが入り年齢の数字は確認し難い。名前は確認可能である。2306 も中段の続柄の前の名前・兄の名は確認可能である。

〔備考〕書式は、鷲尾祐子 2010 廣成郷簿二書式のうち (2) 短いグループの簡に似て戸人簡に他の成員を連記するが、しかし筭を記載しない点で前掲謝張・呂次の戸に似ており、冒頭書式説明の (3) にあたる。簡の長さも 2056 が 24.0 cm であり、(2) 短いグループの簡より長い点において謝張の戸の簡に類似する。關尾史郎 2015 は、區桐 (貳 1882) を里魁とし、夢丘に居住する者からなる β 里所属の戸とする。

〈怡兄惣〉



「竹簡貳」 示意图・怡の戸



- | 邑女弟賈年六歳 | 賈男弟仕伍[武]年四歳[盲] (貳 1662/示意图 4)
- | 武女弟取年二歳 | 怡(?) 兄公乘惣年五十五刑右足(貳 1666/示意图 8)
- | 惣妻大女妾年五十四 | 惣子女婢年十歳 (貳 1664/示意图 6)
- | ●婢男弟仕伍屬年八歳 | 屬女弟汝年六歳 (貳 1665/示意图 7)

〔示意图〕 反時計回りに 1662-1666-1665-1664 の順に並ぶ。1664 と 1665 の位置は本来逆である。

〔版面の状態〕 四簡の全長 (24.2~24.4 cm) ・幅 (0.7~0.8 cm) ・編綴痕の位置 (上編綴痕 1662 左端で上から 8.1 cm、1664 左端で 8.3 cm、1665 左端で 8.1 cm、1666 右端で 8.2 cm) が近似する。1664 の妾字は判別がつかない。

〔備考〕 侯旭東 2013 は弦里の戸として復元する。

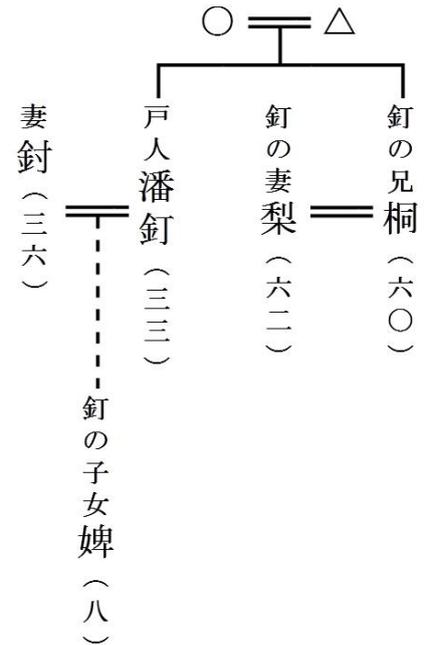
次の簡も同戸である可能性があるが、断片しか残っていないため判断を保留した。

☐右怡(?) 家口食十六☐ (貳 2251)

「怡の兄」が存在するため、尊卑の順に記載する続柄記載の傾向から、この戸は怡という者を戸人とする戸であると考えられる。兄の前の三人の未成年者は、戸人の子である可能性が高い。

鷺尾祐子 2010 廣成郷簿二書式の (1) 長いグループに分類される。

〈潘釘〉



- 州吏潘釘年卅三 | (貳 1552)
 | □妻大女釘年卅六 | 釘子女婢年八歳 (貳 1948)
 | ●釘兄公乘桐年六十盲左目 | 桐妻大女梨年六十二 (貳 1588)
 ●右釘家口食十一人 | | (貳 1650)

〔版面の状態〕 1552・1650・1948 は大きさが近似するが（全長 24.0 cm～24.2 cm、幅 0.6 cm）、1588 は全長 24.4 cm、幅 0.8 cmとやや大きい。編綴痕の位置は近似する（1650 で上編綴痕左端上から 8.0 cm、編綴痕間 8.5 cm、下編綴痕下から 7.8 cm。1588 で上編綴痕右端上から 8.0 cm、編綴痕間 8.4～8.9 cm、下編綴痕下から 7.6～8.0 cm）ため、1588 も同戸とした。

〔備考〕 侯旭東 2013 で弦里の戸として復元する。侯は下記の簡も同戸とする。

婢弟仕伍玉年三歳 客寡嫂大女裁年六十八 (貳 1963)

記載の順番からすれば、この簡は 1948 に続くことになる。寡嫂の関連づけられている「客」がこれより前に記載されていなければならないが、廣成郷簿の一般的な記載順では戸人一妻であり、1552 と 1948 の間に他の簡が割り込む可能性は低い。二例挙げる。

郡卒潘囊年廿三 (貳 1708)

囊妻大女初年廿六 囊父公乘尋年六十一苦虐 (?) 病 (貳 1696)

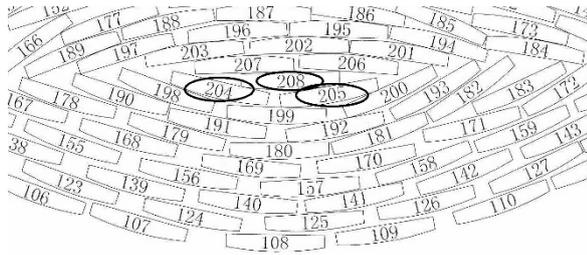
縣卒區象年十八 象妻大女沾年廿一筭一 (貳 2119)

象小妻大女汝年廿 象父公乘專年七十六 (貳 2117)

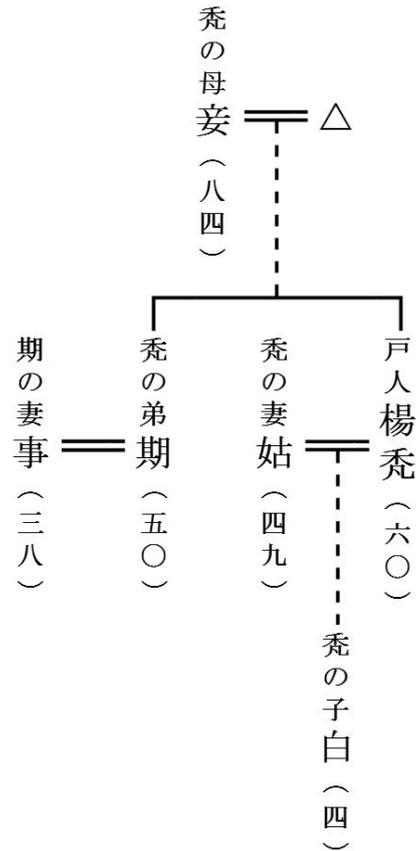
するとこの前に「客」の記述が存在しないことになるため、1963 が同一戸とは判断し難い。

鷺尾祐子 2010 廣成郷簿二書式のうち、(1) 長いグループに属す。

〈楊禿〉



「竹簡貳」 示意图・楊禿の戸



民男子楊禿年六十 | | 禿妻大女姑年卅九筭一 (貳 1795/示意图 204)
 | 禿子仕伍白年四歳 | 禿弟公乘[期]年五十腹心病 (貳 1799/示意图 208)
 | 期妻事年卅八筭一 | 禿母大女妾年八十四 (貳 1796/示意图 205)
 右禿家口食九 | 人 | (貳 1800)

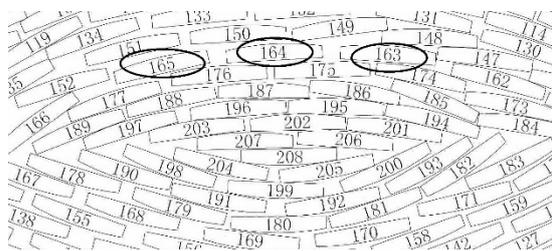
〔修正〕 1796 の妻の名は釈読されていなかったが、写真から期と判断した。

〔示意图〕 反時計回りに 1795-1796 が並び、その上の層の二簡中間に位置して 1799 が存在する。1799 の表面が 1795・1796 と同じ方向に向くことから、本来 1799 は二者の中間に位置していたが、編綴が切れ上下に圧迫された際に押し出されて位置が動いたと考えられる。

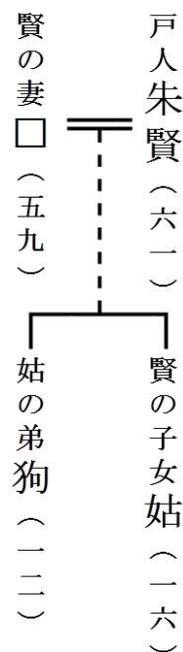
〔版面の状態〕 1795 と 1796 は、2011 年に実見調査した。二簡は全長 (23.2 cm) と上端幅 (0.9 cm) が一致し、下編綴痕の位置が同じであったため、連続する可能性が高い (2010 年特刊参照)。1799 とその左に続く 1796 は、編綴痕の位置が近似し (1799 は編綴痕間が左端 8.5 cm、1796 は右端 8.1~8.5 cm)、1800 も同じである (編綴痕間左端 8.5 cm)。四簡は同一戸と考えられる。

〔備考〕 侯旭東 2009 にて廣成里所属の戸として復元される。鷺尾祐子 2010 も廣成郷簿二書式のうち (2) 短いグループに属すとし、廣成里の戸であると述べた。

〈朱賢〉



「竹簡貳」 示意图・朱賢の戸



民男子朱賢年六十一□□ | | 賢妻大女□年五十九□□ (貳 1768/示意图 163)
 | ●賢子女姑年十六筭一 | 姑弟公乘狗年十二 (貳 1769/示意图 164)
 右賢家口食四人 | | (貳 1770/示意图 165)

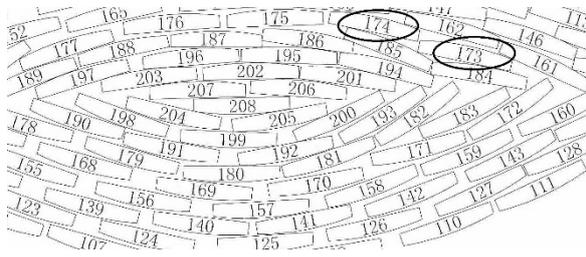
〔示意图〕 反時計回りに 1768-1768-1770 の順に並ぶ。

〔版面の状態〕 三簡は全長 (23.5~23.6 cm)・幅 (0.7~0.8 cm) が近似し、下編綴痕の位置が近似する (1768 左端下から 8.0 cm、1769 右端下から 8.1 cm、1770 右端下から 8.0 cm)。

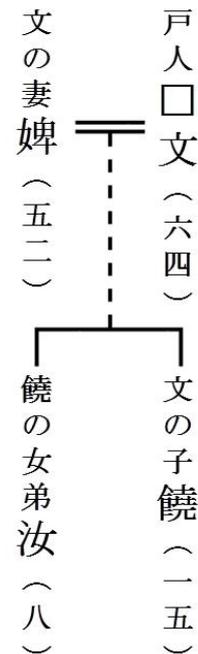
〔備考〕 侯旭東 2009 にて廣成里の戸として復元される。鷲尾祐子 2010 は廣成郷簿二書式のうち (2) 短いグループに属し、廣成里の簿であるとする。

四人からなる戸の完全な復元が可能である。

〈口文〉



「竹簡貳」示意图・口文の戸



民男子口文年六十四 | | ●文妻大女婢年五十二 (貳 1775/示意图 173)

| ●文子公乘饒年十五筭 | 饒女弟汝年八歳 (貳 1776/示意图 174)

〔示意图〕 反時計回りに 1775-1776 の順に並ぶ。

〔版面の状態〕 二簡の全長 (23.7 cm) 幅 (0.7 cm) が同じである。編綴痕間の長さも近似する (1775 右端近くで 8.3~9.1 cm、1776 左端で 8.1~9.4 cm)。

〔備考〕 侯旭東 2009 は廣成里の戸として復元する。鷲尾祐子 2010 は廣成郷簿二書式のうち (2) 短いグループに分類し、廣成里の戸とする。

集計簡として、以下の二簡がつながる可能性がある

右文家口食十人 (貳 1949)

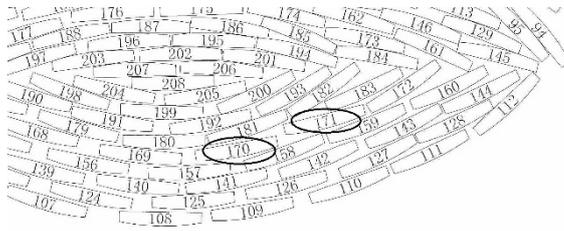
●右文家口食四人 (貳 1820)

1820 は長さが 23.3 cm でやや短い。1949 は 23.5 cm で全長は近似するが、文字に違和感があるため保留した。ほかに同戸の可能性のある簡は、以下の通りである。

沙蓀孫仕伍諸年四歳 文寡女弟碓年五十八踵 (腫) 兩足 (貳 1955)

乘 (?) 弟仕伍唐年六歳 文寡嫂大女以年八十四 (貳 1967)

〈朱萇〉



「竹簡貳」 示意図・朱萇の戸



民男子朱萇年六十七□□ | 亭復人 | 萇妻大女禮年卅三筭一

(貳 1773/示意図 170)

| 萇子公乘興年十刑右足 | 興弟仕伍巡年六歳踵□□ (貳 1774/示意図 171)

〔示意図〕 反時計回りに 1773-1774 の順に並ぶ。

〔版面の状態〕 二簡は全長 (23.6~23.7 cm)・幅 (0.7~0.8 cm) が近似する。下編綴痕の位置も近い (1773 は右端下から 7.5~8.0 cm、1774 は右端下から 7.6~8.0 cm)。

〔備考〕【吏民簿 6】に廣成里所属の同姓同名者の記述が見える。

嘉禾四年廣成里戸人公乘朱萇年六十六刑左足給亭復人 (肆 2042)

萇妻大女礼年卅二筭一 萇子公乘樂年十二 (肆 2051)

2042 は 2014 年に調査し、「竹簡肆」 釈文の「亭雜人」は「亭復人」に修正すべきであることを確認した。また、2051 の妻の名前も「汝」ではなく、「礼」とすべきである。

戸の集計簡は、次の簡である可能性がある。

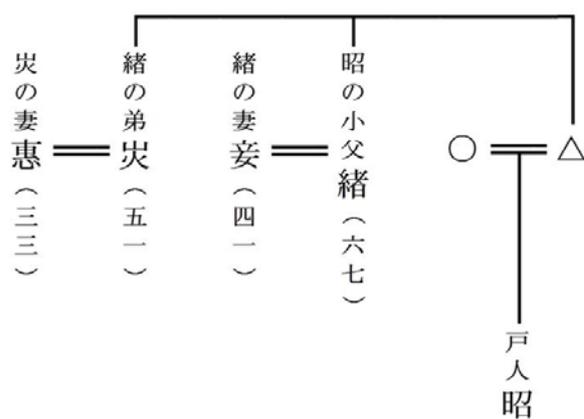
●右萇家口食□[人] (貳 1905)

右萇家口食九人 (貳 1656)

1905 は全長 23.3 cm であり、やや短い。1656 は長さ、幅は近似するが、文字に違和感があり、判断を保留する。

侯旭東 2009 は廣成里の戸として復元する。鷺尾祐子 2010 は廣成郷簿二書式のうち (1) 短いグループに分類し、廣成里所属とする。

〈昭小父緒〉

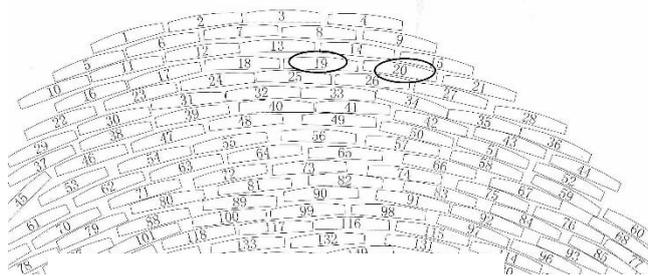


|[昭]小父緒年六十[七] | 緒妻大女妾年卅一筭一 (貳 2414)

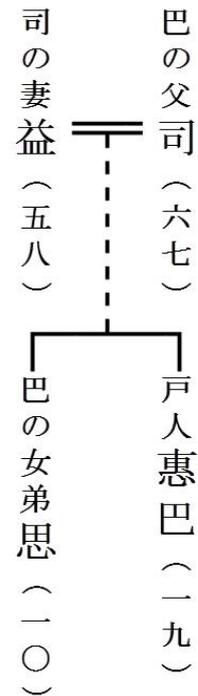
|[緒]弟公乘炭年五十一踵兩足 | 炭妻大女惠(?)年卅三筭一 (貳 2528)

〔版面の状態〕二簡は全長 (24.2~2.43 cm)・幅 (0.7~0.8 cm) が近似する。編綴痕間の長さも近似する (2414 左端で 8.0~8.3 cm、2528 右端で 8.0~8.7 cm)。

〈惠巴〉



「竹簡貳」示意图・惠巴の戸



州吏惠[巴]年十九 | | [巴]父公乘司年六十七張 (漲) 病 (貳 1675/示意图 20)
 | 司妻大女益年五十八 | 巴女弟思年十 (貳 1937)
 | 司戸下婢口長五尺 | 司戸下奴[安]長五尺 (貳 1674/示意图 19)

〔示意图〕反時計回りに 1675-1674 の順に並ぶ。

〔版面の状態〕1675 と 1674 は全長・幅が同じである (全長 23.5 cm、幅 0.8 cm)。1637 は全長 23.2 cm、幅 0.7 cm とやや小さい。編綴痕間の長さは 1675 と近似する (1675 は左端 8.0 cm、1637 は右端 8.0~8.4 cm)。

〔備考〕1937 には司の妻と巴の妹が見え、二重に 1675 の続柄表記前の名前と合致することも、復元の正しさを裏付ける傍証となる。

鷲尾祐子 2010 廣成郷簿二書式のうち、(2) 短いグループに属し、廣成里の戸である可能性が高い。

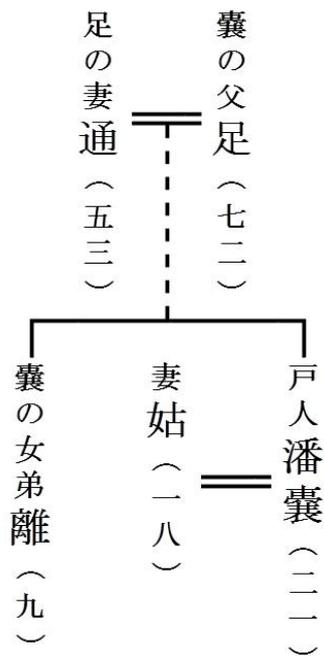
また、「竹簡 壹」13 盆に、同戸を記述した簡が存在する。

巴女弟思年九歳 司戸下婢汝長五尺 (壹 7667)

口父司年六十六腫病 司妻大女益年五十七 (壹 8419)

【廣成郷 3】簿冒頭の説明で記したように、「竹簡 壹」13 盆には【吏民簿 2】と同名者の記述が複数存在する。前掲 13 盆の二簡についても、惠巴の戸と同じ戸の記録であると考えられる。

〈潘囊〉



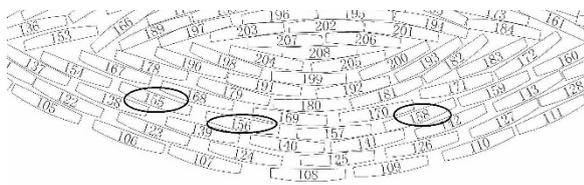
- ☑ 卒潘囊年廿一 | (貳 1590)
- | □ 妻大女姑年十八 | 囊父公乘足年七十二腫 (腫) 兩足 (貳 1957)
- | 足妻大女邁年五十三 | 囊女弟離 (?) 年九歳 (貳 1884)
- 右囊家口食六 | 人 | (貳 1836)

〔版面の状態〕四簡の幅はすべて同じ (0.7 cm)、全長は 23.7~23.9 cm であり近似する。編綴痕間の長さは 1590・1957 (1590 右端で 8.1 cm~9.0 cm、1957 左端で 8.5 cm~8.7 cm) で近似し、1957 と 1884 (1884 は右端 8.0~8.2 cm) の間でやや相違するが、許容範囲と考えられる。

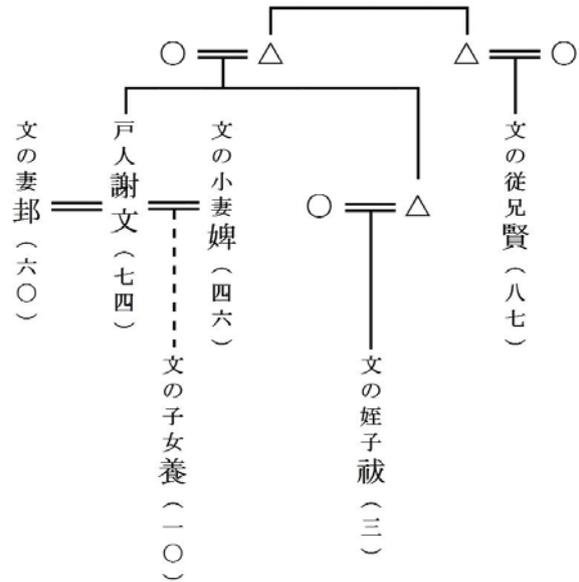
〔備考〕侯旭東 2013 で弦里の簿として復元する。鷲尾祐子 2010 廣成郷簿二書式のうち (1) 長いグループに属す。

侯は 1590 の冒頭の字を「縣」とする。

〈謝文〉



「竹簡貳」 示意图・謝文の戸



- 民男子謝文年七十四 | | 文妻大女邨 (?) 年六十 (貳 1762/示意图 155)
- | 文小妻大女婢年卅六踵 (踵) 兩足 | 文子女養年十歳 (貳 1763/示意图 156)
- | 文姪子仕伍祓年三歳 | ●文従兄賢年八十七 (貳 1765/示意图 158)
- 右文家口食十人 | | (貳 1949)

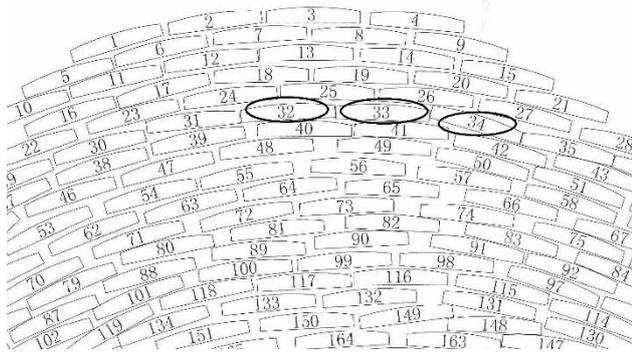
〔示意图〕 反時計回りに 1762-1763 が並び、一簡置いて 1765 が並ぶ。

〔版面の状態〕 1762・1763・1765 は全長が近似し (23.5~23.6 cm) 1762・1763・1949 は幅が等しい (0.9 cm)。四簡で編綴痕間の長さが近似する (1762 は右端 8.0 cm~9.0 cm、1763 は右端 7.9~8.8 cm、1765 は右端 8.7~9.0 cm、1949 は左端 7.7~8.5 cm)。

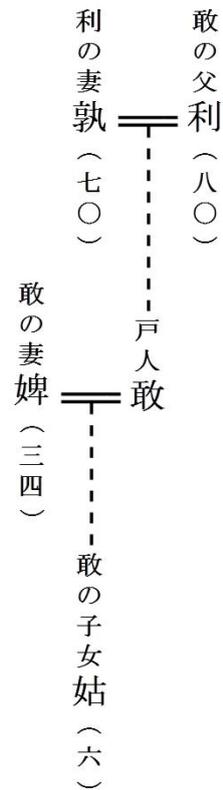
1765 下段の●は、写真では確認できない。

〔備考〕 侯 2009 で廣成里の戸として復元する。1949 は含まない。鷺尾祐子 2010 は廣成郷簿二書式中で (2) 短いグループに分類し、廣成里の戸とする。

〈敢父利〉



「竹簡貳」 示意图・敢父利の戸



- | 敢 (?) 妻大女婢年卅四 | ● 敢 (?) 子女姑年六歳 (貳 1682/示意图 34)
- | □男姪{□葛}年九歳 | ● 敢 (?) 父公乘利年八十給子弟 (貳 1680/示意图 32)
- | 利妻大女孰年七十 | ● 從女弟絹三歳 (貳 1681/示意图 33)

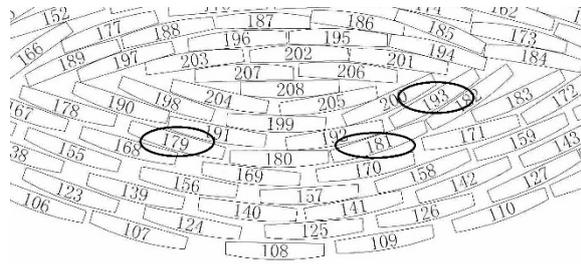
〔示意图〕 反時計回りに 1682・1681・1680 と並ぶ。1681 と 1680 の位置が逆転している。

〔版面の状態〕 三簡の全長 (1680・1682 は 24.2 cm、1681 は 24.4 cm)・幅 (1680・1682 は 0.7 cm、1681 は 0.6 cm) は近似する。

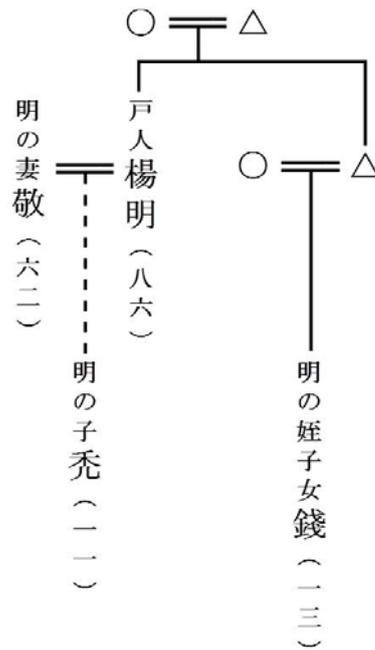
〔備考〕 侯旭東 2013 は弦里の戸として復元する。鷲尾祐子 2010 は廣成郷簿二書式のうち (1) 長いグループに分類する。

「父」が敢? に繋げられていることから、敢を戸人とする戸の一部であると推測される。

〈楊明〉



「竹簡貳」 示意図・楊明の戸



民男子楊明年八十六 | 給驛兵 | 明妻大女敬年六十二 (貳 1778/示意図 179)
 | 明子公乘禿 (禿) 年十一 | 明姪子女錢年十三 (貳 1780/示意図 181)
 ●右明家口食 | 五人 | (貳 1790/示意図 193)

〔示意図〕 反時計回りに 1778・1780・1790 の順に並ぶ。

〔版面の状態〕 三簡すべて全長がほぼ等しく (23.6~23.7 cm)、幅が等しい (0.8 cm)。編綴痕間の長さも近似する (1778 左端で 8.0~9.5 cm、1780 中間で 8.1~9.1 cm、2790 中間で 8.1~9.2 cm)。

〔備考〕 侯旭東 2009 で廣成里の簿として復元する。鷲尾祐子 2010 は廣成郷簿二書式の (2) 短いグループに分類し、廣成里の戸とする。

他に、示意図内に次の簡が存在する。

明從兄公乘梁年六十二踵 (腫) 兩足 | 梁妻大女至卅四筭一? (貳 1687/示意図 43)

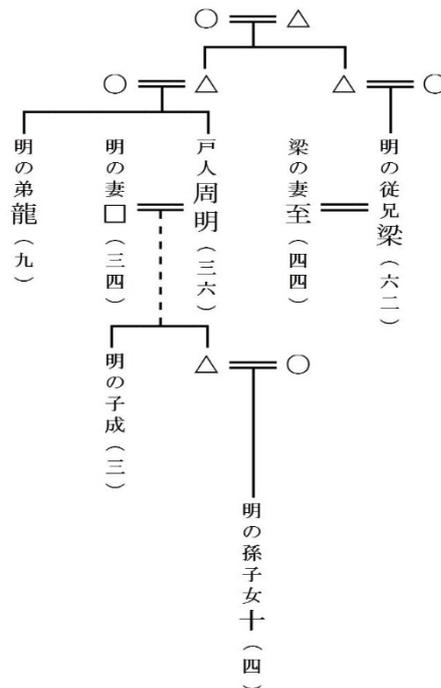
從兄の年齢が戸人明より低いため、同一戸でないと判断した。

「竹簡 壹」 採集簡 13 盆に同姓同名者の記述が見える。

民楊[明]年八十五 (壹 8405)

【吏民簿 3】の冒頭説明に述べるように、13 盆には【吏民簿 2】と同姓同名者の記述が複数見えるため、8405 簡の楊明と【吏民簿 2】の楊明とは同一人物であると考えられる。

〈周明〉



- 民男子周明年卅六（？） | 明妻大女□年卅四筭一 | (貳 1811)
 | 明子仕伍成年三歳 | 明弟仕伍龍年九歳刑足 (貳 1813)
 | 明從兄公乘梁年六十二踵（腫）兩足 | 梁妻大女至卅四筭一 (貳 1687)
 | ●明孫子女十（？）年四歳物故 | (貳 1821)

〔修正〕【吏民簿 6】「周明」の記載では、戸人明の年齢を卅五とする。「竹簡 貳」の写真では年齢を確認できない。【吏民簿 2】と【吏民簿 6】には同一人物が記載されている例が複数存在するが、【吏民簿 6】の年齢は【吏民簿 2】の一歳下である。【吏民簿 6】廣成郷簿の周明の年齢が三十五歳であることから、【吏民簿 2】での年齢を三六歳と推測した。

〔版面の状態〕1811・1813 は全長、幅の長さが近似する（1811 は全長 23.5 cm、幅 0.9 cm、1813 は全長 23.6 cm、幅 0.8 cm）が、ほかの二者はやや相違する。

〔備考〕同一戸の記述が、【吏民簿 6】に見える。

嘉禾四年廣成里戸人公乘周明年卅五盲左目（肆 2016）

また、「竹簡 壹」十三盆にも同姓同名で、同じ名前・年齢の子男を有する戸人が存在する。

民周明年卅五盲[左目]（壹 7633） 明姪子確年八歳 明子男[成]年三歳（壹 7675）

この二簡の戸人周明は、【吏民簿 2】の周明と同一人物と考えられ、さらに「竹簡 壹」に同じ父子の組み合わせが見えることから、1811・1813 が同戸であることが確認される。

鷺尾祐子 2010 廣成郷簿二書式の (2) 短いグループに属し、廣成里の戸である可能性がある。【吏民簿 6】の記述で廣成里とされていることに合致する。

【吏民簿3】

※「竹簡壹」嘉禾四年諸郷吏民簿

宜陽里戸人公乘桓[彝]年卅五真吏	(壹 14 盆 9143)
彝母大女妾年五十	(壹 9145)
彝子女華年六歳	(壹 9431)
彝弟宜□□年廿	(壹 9081)
彝女弟阿年十三	(壹 9079)
彝戸下奴士年六十三	(壹 9134)
彝戸下奴健年十四	(壹 9135)
右彝家口食十人 訾 一 百	(壹 9055) (町田隆吉 2007 参照)

①簡番号 採集簡 14 盆 8891-9509。全 578 点。

書式が相違する 41 点を除外する。

8908.8909.8912.8919.8926.8940.8942.8946.8947.8948.8952.8957.8958.8959.8966.8967.8968.8977.8990.8991.8993.8996.8998.9002.9004.9114.9118.9155.9230.9262.9263.9277.9278.9280.9297.9305.9317.9319.9321.9423.9483.

②作成時期 嘉禾四年か（後述のように複数の簿を含む可能性あり）

表題「南郷謹列嘉禾四年吏民戸數(?)口食人名年紀簿」(壹 9088)

③作成対象 南郷・廣成郷・小武陵郷・中郷などの諸郷

「竹簡壹」14 盆 8891-9509【吏民簿3】については、拙論鷲尾祐子 2012/2015 では嘉禾四年南郷簿?として集成したが、本稿では訂正して嘉禾四年諸郷簿とした。この簿には、嘉禾四年に作成された複数の郷の簿が混在している。この簿内に含まれる四郷を、以下に挙げる。

(1)南郷（宜陽・石門・義成里）

簿中に存在する以下の表題から、南郷四年の簿が含まれていることが明らかである。

南郷謹列嘉禾四年吏民戸數(?)口食人名年紀簿 (壹 9088)

凌文超 2015 は、本簿では宜陽・石門・平樂・義成里を所属する里とする。おおむね凌説に従うが、平樂については廣成郷の可能性が強いため除外する（後述）。

書式は、宜陽里に「真吏」記述が見え、ほかの里には無いこと以外同一である。サイズは宜陽里簡では長さが 23.5 cm前後のものが多いが、ほかの里の戸人簡については 23.2~23.3 cm程度とやや短い。

(2) 廣成郷（平樂・廣成里）

先述の平樂里について、關尾史郎 2015 は廣成郷所属とする。【吏民簿 2】嘉禾六年廣成郷簿に見える唐宜 64 歳（式 2689）に姓名が同じ者が、他の簡に廣成丘所属として見え（☑ 入廣成郷孫丘男子唐宜[布一匹]……（略）（参 256））、また【吏民簿 6】に一歳下で同じ姓名の者が見える（嘉禾四年平樂里戸人唐宜年□十三（肆 5145））。【吏民簿 6】には【吏民簿 2】の姓名が同じ者の記述を複数含むが、その年齢が【吏民簿 6】より一歳下であり、肆 5145 の【吏民簿 2】の平樂里唐宜は、【吏民簿 2】の唐宜と同一人物である可能性が高い。つまり、平樂里は廣成郷所属である。平樂里戸人簡の書式は宜陽里に同一であり（残存する簡に吏の記述が存在しないため、吏の記述書式については確認できない）、サイズにはばらつきがある（長さ 23.1~23.5 cm）。

本簿には、平樂里以外にも、廣成郷所属の里の簡が見える。しかし南郷の簿や平樂里の簿とは書式を大きく異にする。

民馮漢年七十二踵兩足[復]（尙 8986）

漢妻宗年六十二 漢子男□年卅給官□師（尙 8935）

この二簡は戸人簡に某里と書かず、冒頭に民・某吏・某卒などと記述し、成員簡は連記する点で、【吏民簿 2】に類似する書式を有し、南郷簿や平樂里の簿の書式とは異なる。サイズも長さ 24.1 cm と、南郷簿・平樂里簿に比較すれば明らかにかなり長い。

これと同一書式で、サイズも近似する諸簡が 13 盆に存在する。

縣吏尹桓年卅四 | | （尙 8629）

| □桓父□年八十五 | 桓妻汝年廿一 （尙 8472）

| 桓男弟平年廿二 | 平妻姑十八 （尙 8614）【廣成郷 3】簿参照

この前後の簡番号に前掲宜陽里の簡・後述小武陵郷の簡などあり、これらは【吏民簿 3】に見える簿と書式は同じである。13 盆にも当該簿所属の諸簡が存在することが明らかであり、

前掲の馮漢と尹桓は同一簿に属す。

これらの諸簡には、【吏民簿 6】廣成郷嘉禾四年簿と姓名・年齢を同じくする者の記述が、二名存在する。

a 【吏民簿 3】

民周明年卅五盲[左目] (尙 7633)

明姪子確年八歳 明子男[成]年三歳 (尙 7675)

→ 【吏民簿 6】 2016 嘉禾四年廣成里戸人公乘周明年卅五盲左目

b 【吏民簿 3】

民胡文年六十三腹心病 (尙 7671)

→ 【吏民簿 6】

嘉禾四年 [廣]成里戸人公乘胡文年六十三 [腹心病] (肆 2023)

さらに、【吏民簿 2】廣成郷嘉禾六年簿と姓名を同じくし年齢が一歳下である者が複数存在する。【吏民簿 6】嘉禾四年簿にみえる【吏民簿 2】と同姓名者は、【吏民簿 6】記載年齢より一歳下であるから（【吏民簿 6】参照）、これも四年作成と考えられる。

c 【吏民簿 3】民楊[明]年八十五 (尙 8405)

→ 【吏民簿 2】

民男子楊明年八十六 | 給驛兵 | 明妻大女敬年六十二 (貳 1778/示意図 179)

| 明子公乘禿年十一 | 明姪子女錢年十三 (貳 1780/示意図 181)

●右明家口食 | 五人 | (貳 1790/示意図 193)

d 【吏民簿 3】郡吏黃蔦年十三 (廿三が妥当か) (尙 8494)

→ 【吏民簿 2】郡吏黃蔦年廿五 | | 蔦父公乘署年五十七 (『貳』 1720/示意図 90)

c・dについても、【吏民簿 2】〈楊明〉〈黃蔦〉に記載したように廣成里の簿である。

同盆には廣成里簿の表題も見える（廣成里謹列所口吏人名年紀為簿 (尙 8655)）。よって当該簿に廣成里の簡を含むことが明らかである。他に、惠巴 (尙 7667) も廣成里所属である（【吏民簿 2】参照）。【吏民簿 2】の冒頭で述べたように廣成里は廣成郷に属す。

ほかに前掲廣成里の簿と同書式・サイズの諸簡が存在する。里名は不明だが、廣成郷所属と考えられる。

(3)小武陵郷（東陽里）

当該簿に見える東陽里は、【吏民簿1】より小武陵郷に所属することが明らかである（壹9233・9252・9353・9390・9394）。戸人記述の書式は真吏以外南郷簿に同じであり、サイズは南郷の宜陽里以外の簡に相似し、長さがやや短く（23.2～23.3 cm）幅がやや太い（0.8～1.0 cm）。東陽里の諸簡の書式・サイズは、総じて南郷義成里のそれに類似する。

(4)中郷（東秣里・曼洩里・緒中里・小赤里・五唐里）

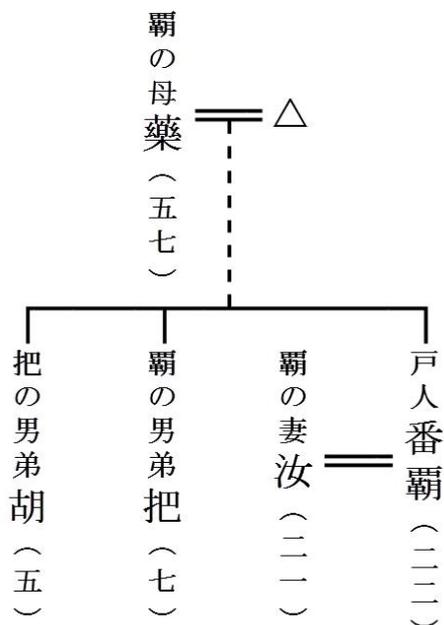
これらの里は【吏民簿5】に見える。中郷の里である。箒を記載する点で南郷簿と相違する。サイズは南郷宜陽里より小さい（長さ 23.1～23.2 cm 幅 0.6～0.7 cm）。さらに 13 盆には同じ書式の五唐里の簡が存在するが、このサイズも 14 盆の中郷諸里の簡に近似する（例えば 8664 は長さ 23.2 cm、幅 0.7 cm）。

複数の郷の簿を一つのまとまりとして把握する理由は、相違する郷の簿であっても書式が同一である現象が見え、さらには書式が同一でサイズが近似する場合（南郷の義成里と小武陵郷の東陽里）もあり、かつ複数の郷の簿の作成時期が同じであるが故にである。郷の枠を越えて存在する共通性を生かすために、一括して扱った。

④把握可能人数 （性別・続柄・年齢把握可能な人数）459 人

⑤特徴 一戸あたり平均口数 5.1058 人。誓の平均は 58.78。奴婢の記載有り、客の記載無し。死物故の記載無し。一歳児は記述されている。

〈番霸〉

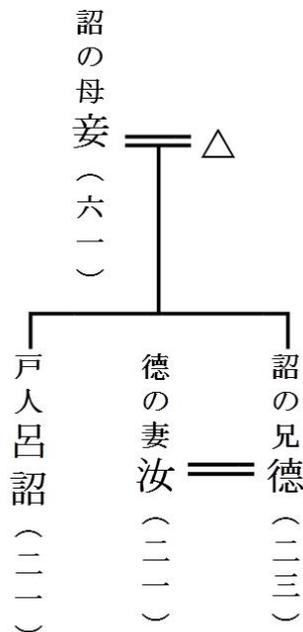


宜陽里戸人公乗番霸年廿二真 | 吏 (壺 9007)
 | 霸妻大女汝年廿一 | (壺 9206)
 | 霸母薬年五十七 | (壺 9220)
 | [霸]男弟[把]年七歳踵左足 把男弟胡年五歳 (壺 9189)

〔版面の状態〕四簡の全長が等しく (23.5 cm)、幅が近似し (0.8~0.9 cm)、三簡の編綴痕間の長さが近似する (9007 は左端 8.0~8.4、9206・9220 は右端 8.0 cm。9189 は下編綴痕が明らかでないため計測せず)。

〔備考〕凌文超 2015 にて復元される。9189 簡は連記簡であり、ほかの宜陽里簡とは書式を異にする。しかし、全長が宜陽里の簡とほぼ同じであり、また 8900 番台に複数存在する連記簡とはサイズが相違する (壺 8951 は全長 24.2、8941 は 24.0) ため、これとは別の里と考えられる。9189 簡については宜陽里と判断し得る。

〈呂詔〉



宜陽里戸人公乗呂詔年廿一	真吏	(尙 9345)
詔母大女妾年六十一		(尙 9333)
詔兄徳年廿三苦腹心病		(尙 9340)
徳妻大女汝年廿一		(尙 9284)

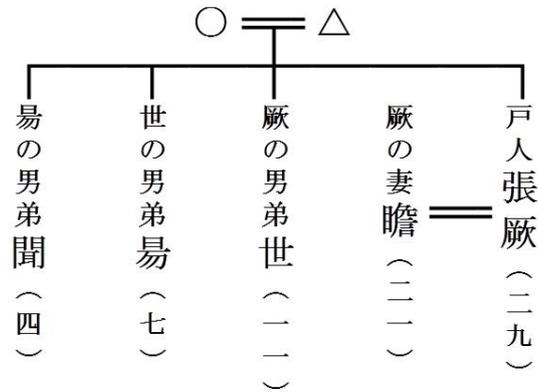
〔版面の状態〕四簡の幅は等しく (0.8 cm)、全長は近似する (23.4~23.6 cm)。編綴痕間の長さは 9345 と 9333 が近似し (9345 左端 7.9 cm~8.2 cm、9333 右端 8.0~8.2 cm)、9340 と 9284 が近似する (9340 左端 8.5 cm、9284 右端 8.1~8.5 cm)。

〔備考〕同一戸の可能性のある簡として次の簡が存在する。

徳男弟羊年十六 (尙 9330)

全長 23.5 cm はば 0.8 cm で、大きさはほぼ同じだが、冒頭の徳字の確認が困難である。故に判断を保留する。

〈張厥〉



宜陽里戸人公乘張厥年廿九		(尙 9322)
厥妻大女瞻年廿一		(尙 9408)
厥男弟世年十一踵兩足		(尙 9374)
世男弟易年七歳		(尙 9459)
易男弟聞年四歳		(尙 9375)
右厥家口食五人 中 訾 五 十		(尙 9366)

〔版面の状態〕 9322・9408・9374・9459・9375 は全長 (23.4~23.6 cm)・幅が近似する (0.7~0.9 cm)。9366 は、やや長い (24.0 cm)。編綴痕間の長さが五簡で近似する (9322 左端 7.6 cm~8.4 cm、9408 右端 8.0 cm、9374 右端 7.5~8.0 cm、9366 右端 8.1 cm、9375 右端 7.7~8.2)。

〔備考〕 凌文超 2015 の復元に依る。9459 の男弟の名前は原釈文では易だが、凌文超 2015 は易とする。凌説に従う。

一戸五人の完全な把握が可能である。

〈文慎〉

戸人文慎(三三)
—
慎の妻汝(三三)
……
慎の子男龔(六)

宜陽里戸人公乗文慎年卅三 | 真吏 (巻 9309)

| 慎妻大女汝年卅三 | (巻 9121)

| 慎子男龔年六歳 | (巻 9176)

〔版面の状態〕三簡の全長は等しく(23.5 cm)、幅は近似する(9309は1.0 cm、ほか二簡は0.8 cm)。編綴痕間の長さも近似する(9309右端で8.1~8.3 cm、9121右端で8.0~8.3 cm、9176右端で8.1 cm)。

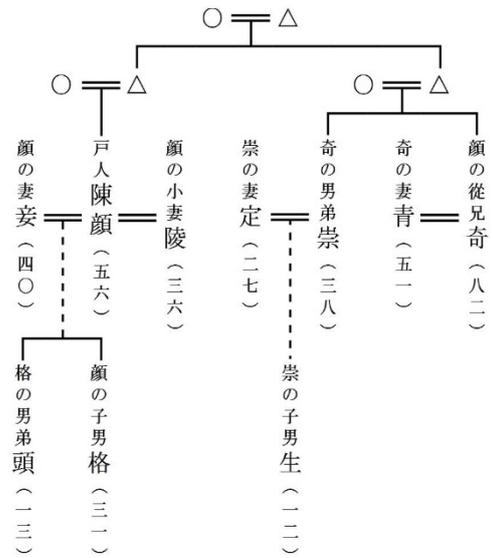
〔備考〕以下の簡は続柄の前の名によって接続する可能性が生ずるが、文字の書き方がこれらの簡とは相違するため、除外した。

慎男弟鼠年十一 (巻 9327)

9327は文字を小さく書く筆記者によって書かれたと考えられる。

〈陳顔〉

- 宜陽里戸人公乘陳顔年五十六 | 真吏 (沓 9156)
 | 顔妻大女妾年卅 | (沓 9073)
 | 顔小妻大女陵年卅六 | (沓 9058)
 | 顔子男格年卅一真吏 (沓 9084)
 | 格男弟頭年十三 | (沓 9087)
 | 顔從兄奇年八十二刑左手盲 | 左目 (沓 9159)
 | 奇妻大女青年五十一 | (沓 9061)
 | 奇男弟崇年卅八 | (沓 9138)
 | 崇妻大女定年廿七 | (沓 9063)
 | 崇子男生年十二 | (沓 9095)
 | 顔戸下婢綿年十七 | (沓 9036)
 | 顔戸下奴宋年十七 | (沓 9059)
 | 顔戸下婢汝年卅八苦腹心病 | (沓 9075)
 右顔家 | 口食十六人 | 警 二 百 (沓 9109)



〔版面の状態〕全長が明らかな簡はすべて 23.2~23.5 cmであり、幅は（計測可能な簡のみ）すべて 0.8~1.0 である。編綴痕間の長さが近似する（9156 で左端 7.2~8.0 cm、9073 中間で 7.8~8.0 cm、9058 右端で 8.1~8.5 cm、9084 左端で 7.8~8.0 cm、9087 右端で 8.1 cm、9159 右端で 8.1 cm、9061 左端で 8.2 cm、9138 右端で 8.0~8.2 cm、9063 右端で 8.3 cm、9095 左端で 7.4~8.0 cm、9059 左端で 7.8~8.2 cm、9075 右端で 8.3 cm、9109 右端で 8.0~8.4 cm）。

〔備考〕羅新 2000、町田隆吉 2007、凌文超 2015 が復元する。羅新・凌文超は南郷嘉禾四年簿の一部であることを指摘する。

羅新 2000 は、9061・9138・9063・9095 を入れていない。凌文超 2015 は沓 9045（口女弟兒年七歳）を追加する。冒頭字を生とするが、確定し難いため保留する。

同戸である可能性がある記述に、以下のものがある。

頭男弟莫年四歳 (沓 9250)

図版では、文字がほとんど見えない。幅と編綴痕間の長さは、陳顔の戸の諸簡にほぼ同じであるが、判断は保留した。

〈劉桓〉

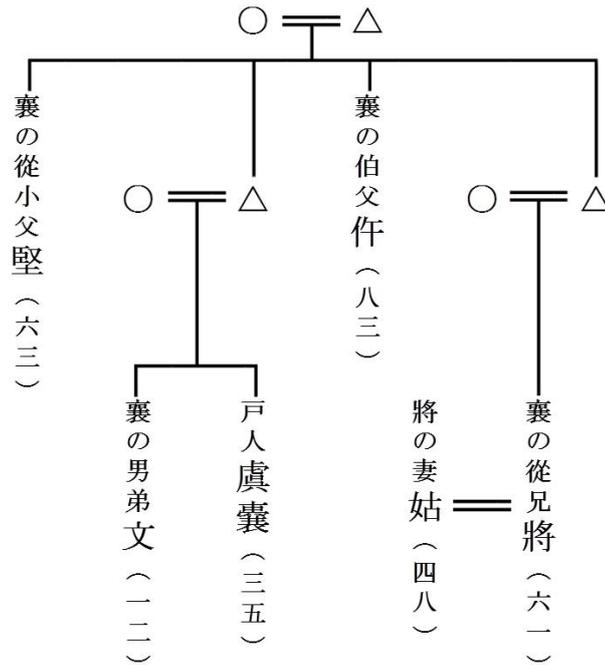
戸人劉桓（三九）
桓の妻□（四二）
桓の子男□（一一）

宜陽里戸人公乘劉桓年卅九 | 真吏 | (壺 8928)

| 桓妻□年卅二 | 桓子男□年十二 | (壺 8941)

〔版面の状態〕二簡の長さは相違する（8928 は 23.2 cm、8941 は 24.0 cm）が、幅は近似する（8928 は 0.8 cm、8941 は 1.0 cm）。編綴痕間の長さも近似する（8928 は左端 7.8 cm～8.5 cm、8941 は右端 7.7～8.0 cm）。

〈虞囊〉



宜陽里戸人公乘虞囊年卅五		(尙 9153)
囊男弟文年十二		(尙 9125)
囊従兄將年六十一		(尙 9089)
☑ 將妻大妻姑年卅八		(尙 9451)
囊伯父忤年八十三		(尙 9216)
午男孫度年四歳		(尙 9291)
囊従小父堅年六十三		(尙 8913)

〔版面の状態〕全長 (23.2~23.5 cm) 幅 (0.7 cm~0.9 cm) が近似する。9153・9125・9291 の編綴痕間の長さは近似し (9153 右端は 7.2 cm~8.1 cm、9125 右端は 8.0 cm、9291 左右端 8.0 cm)、9216・8913・9089・9451 の編綴痕間の長さは近似する (9216 左端 7.8~8.4 cm、8913 左端 8.0~8.3 cm、9089 左端 7.8~8.6 cm、9451 左端 8.0~8.7 cm)。

〔備考〕町田隆吉 2007 が復元する。以下の簡も同戸とする。

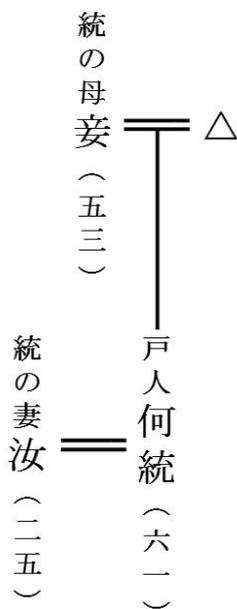
●右囊家口食五人 筭三 訾 ☑ (尙 9593)

この簡は筭を付している点において、成員簡の書式と相違する。また、【吏民簿 3】宜陽里戸集計簡の書式では、集計に筭を付さない(右顔家 | 口食十六人 | 訾 二 百 (尙 9109) (前掲陳顔の戸))。故に、この簡については同戸でないと判断した。

凌文超 2015 の復元に従い尙 9291 を付した。凌は尙 9451・尙 8913 は入れていない。

尙 9451 將妻の後の大妻は、大女の誤記である。

〈何統〉



- | | |
|-------------------|----------|
| □陽里戸人公乗何統六十一 真吏 | (壺 9356) |
| 統母大女妾年五十三 | (壺 9328) |
| 統妻大女汝年廿五 | (壺 9308) |
| 統戸下奴聽年十四 | (壺 9108) |

〔版面の状態〕四簡の全長はすべて等しく（23.5 cm）、幅も近似する（0.9～1.0 cm）。編綴痕間の長さも近似する（9356 右端近くで 8.4 cm、9308 左端で 7.4～8.2 cm、9328 左端で 8.5 cm、9108 右端で 8.1 cm～8.5 cm）。

〔備考〕南郷簿には宜陽里・東陽里の戸が存在するため、9356 戸人簡冒頭の不明字は、「宜」あるいは「東」と考えられる。真吏は宜陽里簡特有の記述であるため、宜陽里である可能性が高い。

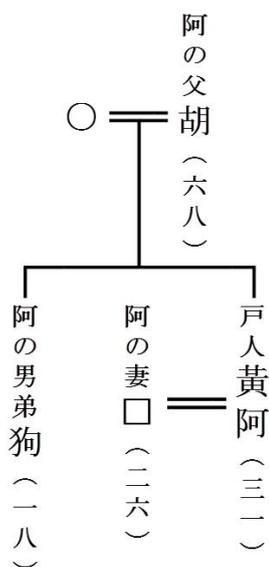
「竹簡参」採集簡 26 盆に同姓同名の記述が存在する。

州吏何統年六十（参 2951）

これは、「戸人[見]一人任吏□□[刑腫叛走]以下戸民自代□□□□人名年紀爲簿」（参 3003）（吏の親族の吏役を担うべき者が官から把握不能になるなどしたため、他の民がかわってその職務を担ったことに関する名簿か）の一部と考えられる。何統は、州吏である可能性が高い。

この戸では、母の年齢が子よりも低い。母子が義理の関係であり、実の母子では無いと想定すれば、この現象も不自然ではない。

〈黄阿〉



宜陽里戸人公乘黄阿年卅一 | 真吏 (卷 9360)

| 阿妻大女□年廿六 | (卷 9417)

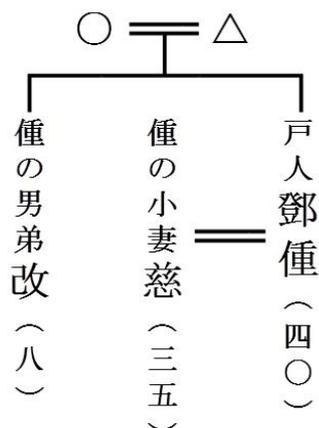
| 阿父胡年六十八風病 | (卷 9387)

| 阿男弟狗年十八 | (卷 9282)

〔版面の状態〕四簡の全長がほぼ等しく (23.4~23.5 cm)、幅も等しい (0.8 cm)。編綴痕間の長さも近似する (9360 は左端 8.1~8.9 cm、9417 は左端 7.9~8.8 cm、9387 は右端 8.1~8.8 cm、9282 は右端附近で 8.0~8.7 cm)。

〔備考〕凌文超 2015 の復元に依拠する。9360 の年齢は原積文で八十一と積読されていたが、凌は卅一に修正する。鷺尾祐子 2015 a で 9417 を 9399 と夫婦としたが、凌説に従い改めた。

〈鄧僅〉



宜陽里戶人公乘鄧僅年冊 | | (壺 9338)

| 僅小妻慈年卅五 | | (壺 9443)

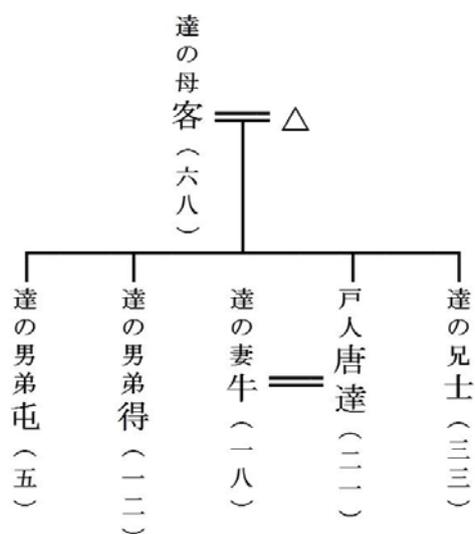
| 僅男弟改年八歲 | | (壺 9395)

右僅家口食七人 | | 警 五 十 (壺 9017)

〔版面の状態〕四簡の全長はほぼ同じ (23.4~23.6 cm)。9338 と 9443 は幅も等しい (9443 は下編綴痕で計測)。

〔備考〕凌文超 2015 の復元に依る。9338・9395 の名は原釈文では僅であったが、凌説に従い改めた。凌はさらに壺 9381 (□女弟阿年十歳) を付加するが、冒頭の字の部分が割れており不明であるため、保留した。

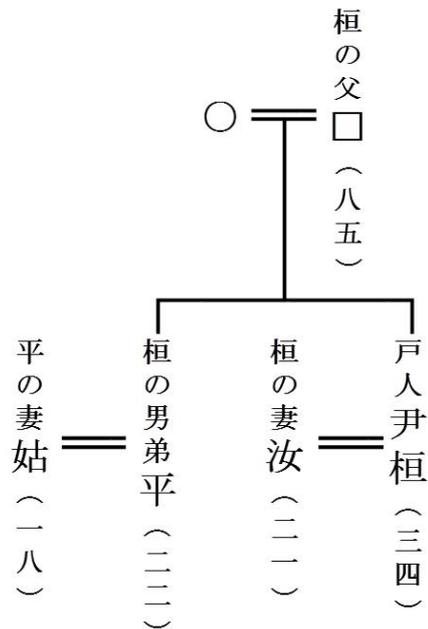
〈唐達〉



縣吏唐達年廿一 | | (老 7631)
 | 達母客年六十八 | 達兄士[年卅]三 (老 7650)
 | 達男弟得年十二 | 達妻牛年十八 (老 8635)
 | ……目病 | 達男弟屯年五歲 (老 8434)

〔版面の状態〕四簡の幅は近似する（0.8～1.0 cm）、全長はやや相違する（24.0～24.4 cm）。編綴痕間の長さは、7631・8635・8434 で近似する（7.8～8.0 cm）。

〔備考〕一般的な書式では、戸人の兄弟は年長→年少の順に記載する。故に、8635 の得と 8434 の屯がそれぞれ達に繋がられている点については、違和感があるが、版面の状態の類似から二簡とも同一戸に属すとした。



縣吏尹桓年卅四 | | (尙 8629)

| □桓父□年八十五 | 桓妻汝年廿一 (尙 8472)

| 桓男弟平年廿二 | 平妻姑十八 (尙 8614)

〔版面の状態〕三簡で全長・幅は近似する（全長 24.2～24.3 cm、幅 0.8～0.9 cm）。編綴痕間の長さもほぼ等しい（8.4～8.6 cm）。

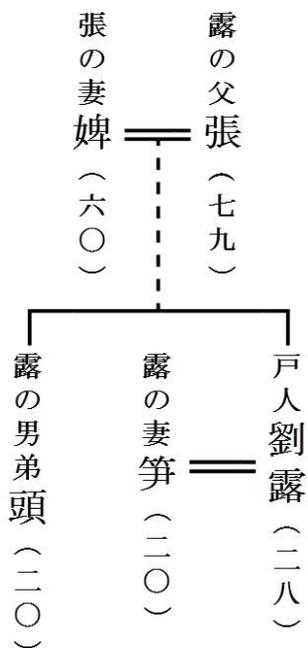
〔備考〕8472 冒頭の不明な一字は、ほぐれた編綴紐が字のように見えている可能性がある。

【吏民簿 2】に、同戸の記述が見える。

□[吏]尹桓(?)年卅五 桓妻大女汝年廿二筭一(1578)

「竹簡 貳」積文では夫の姓は五であるが、図版によって改めた。【吏民簿 2】の記述では、夫婦の名前は前掲 8629・8472 に等しく、年齢はそれより一歳上である。

〈劉露〉



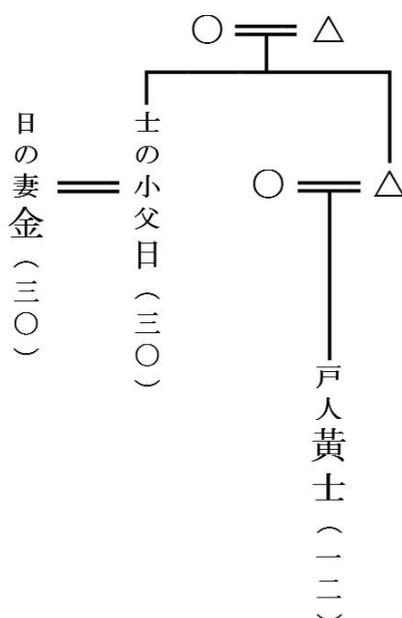
尚書吏劉露年廿八 | | (巻 8416)

| 露妻笄年廿 | 露男弟頭年廿給縣吏 (巻 8400)

| 露父張年七十九 | 張妻婢年六十踵兩足 (巻 8643)

〔版面の状態〕三簡で全長、幅は近似する（全長 24.3～24.4 cm、幅 1.0～1.1 cm）。編綴痕間の距離も近似する（8416・8400 は左端、8643 は右端で計測し、7.8～8.0 cm）。

〈黄士〉



郡吏黄士年十二 (壹 7638)

士小父日年卅苦腹[心病] 日妻金年卅 (壹 8410)

〔修正〕 8410 日の妻の年齢を卅に修正した。

〔版面の状態〕 二箇の全長・幅は近似する（全長 24.1～24.2 cm、幅 0.7～0.9 cm）。編綴痕間の長さも等しい（7638 左端最短で 7.5 cm、8410 左端同じ）。

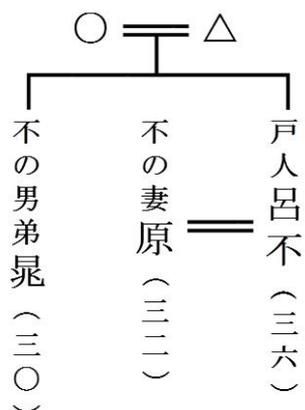
〔備考〕 【吏民簿 2】 に同一戸の記述が存在する。

郡吏黄士年十三 士兄公乘追年廿三刑口 (貳 1623)

姓名が同じ、年齢は一歳上となる。十二歳は呉簡吏民簿中に出現する官吏の最年少であるが、二箇所に同様の記述が見えることから記録者の誤りではなく実態に即していることが明らかである。

8410 は年齢の廿・卅の箇所にひびが入っており、見えにくい。釈文の二人の年齢については修正の余地があると考えられる。妻の金については、字形から卅のほうが妥当であると判断した。

〈呂不〉



尚書吏呂不年卅六 | | (巻 8639)

| 不男弟晁年卅 | 不妻原年卅二 (巻 8641)

〔版面の状態〕二簡で全長・幅が等しい（全長 24.2 cm、幅 1.0 cm）。8639 の上編綴痕位置が明瞭でないが、下編綴痕の位置は二簡でほぼ同じである（左端で 8639 は 7.7～8.0 cm、8641 は 7.6～8.0 cm）。

【吏民簿 4】

※「竹簡参」嘉禾四年吏民簿 示意图 2・4 簿

平陽里戸人公乘黄風年六十八 (参 4271/示意图 2・4)
妻大女□[年]七[十]七 子男客卅五 (参 4720/示意图 2・3)
客妻大女草年[廿]三 [客]子男□年四歳 (参 4269/示意图 2・2)
右風家口食五人 其ノ三人男ノ二人女 (参 4268/示意图 2・1)

①簡番号 採集簡「竹簡参」33 盆 4268-4503。全 137 点。

「竹簡参」示意图 2-4 に含まれる簡と、これに簡番号が連続する簡からなる。

書式の相違する以下の簡を除外した。

4361~4409 (示意图 3)、4414~4434、4437~4440、4442~4444、4446~4448、4450~4451、4453~4456、4459、4463~4469、4471~4475。

②作成時期 【吏民簿 1】嘉禾四年簿と同時期か。

【吏民簿 1】と同名同年齢同里の例が複数存在する。(すべて示意图 2 の平陽里関連)

例：

【吏民簿 4】

平[母]大女妾年七十 平妻大女取年廿八筭一 (参 4274)

平陽里戸人公乘烝[平]年卅□ 筭一 踵兩足 (参 4275)

【吏民簿 1】示意图 2

平母大女妾年七十 (壺 10479)

平陽里戸人公乘烝平年卅二筭一踵兩足 (壺 10480)

平妻大女取年廿八筭一 (壺 10481)

一方で、「六年」の記載が見える。これは簿の作成時に書かれたか、後日の記載かは不明である。

平陽里戸人公乘黄監年五十 六年三月廿三日物故死 訾 五 十 (参 4298)

③作成対象 小武陵郷と南郷か。【吏民簿 1】小武陵郷簿に同じく高遷里と平陽里が見える一方、新成里・宜都里・宜陽里など小武陵郷以外の里名が見える。宜陽里は【吏民簿 3】に見え、南郷である(凌文超 2011 参照)。

簿に見える里名は、示意图 2 では、冊の外側より内側に向かって平陽、新成（一家族）、萬歳（一戸人）、宜都、宜陽、高遷の順に見える。示意图 4 では、外周より高遷・東陽の二里が見える。

④把握可能人数（年齢と性別・続柄が明らかな人数）131 人。

⑤特徴 一戸あたり平均口数は、5.14 人。訃（9 件）一戸あたり平均 55.55。奴婢・客の記載無し。死物故の記載あり。一歳児無し。

⑦研究 凌文超 2011。

附記：「竹簡柒」示意图 32 の諸簡は主に吏民簿からなるが、書式・サイズが【吏民簿 4】に類似し、同一簿である可能性が高い。また、「竹簡柒」示意图 17・18・19・20・21・24・26・27・28・30 にも同一簿が存在する（ただし吏民簿以外の簿や、吏民簿であっても本簿とは相違する簿の簡も含む）。これらに残存する部分は、数量としては「竹簡参」をはるかに上回る。また、「竹簡参」は井戸から掘り出され廃棄された土中より発見された採集簡であることから、井戸より出土した「竹簡柒」掲載諸簡の部分のほうが本体であると考えられる。

「竹簡柒」示意图 32 などからなる吏民簿の簡と、「竹簡参」【吏民簿 4】の簡が同一戸を構成すると考えられる例を紹介する。

a 東陽里戸人公乘彭當(?)年卅 | (柒 3777 示意图 32・250)

b | 妻大女汝年十八 | 當男弟諸年七歳 (参 4489 示意图 4・14)

上の二簡は、長さ（左側）は a 22.4 cm、b は 22.6 cm、幅（上編綴痕で計測）は同じく 0.8 cm であり、大きさは近似する。編綴痕間は、a は左側最小 7.5、b は最小 7.6、上編綴痕は二本に割れ、二本の間の幅 0.8 まで一致し、二簡は同一戸に属す可能性が高い。

本簿は、物故の記述が存在する点で他の簿と相違する。

平陽里戸人公乘黄監年五十 六年三月廿三日物故死 訃 五 十 (「竹簡参」4298 示意图 2・31)

以下の新成里の簡にみえる物故表記から、物故の記述はあとから追記されたのではなく、戸人・成員など他の記述と同時に書かれたと考えられる。

新成里戸人公乘[文栗]年七十二 五年十一月十九日物故 妻大女思年六十□ (「竹簡柒」2465 示意图 20・20)

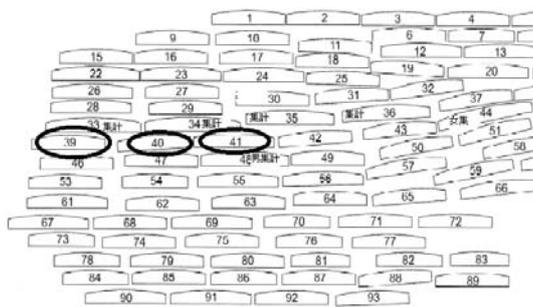
一般的に、新成里の他の戸の記述では、中央の段にも成員の情報を記載するが、前掲の簡では中段には成員ではなく物故記述が存在するからである。

[新成]里戸人公乗廬生年卅七 妻大女真年卅七 生男弟將年十五 (「竹簡柒」3985 示意图 32・458)

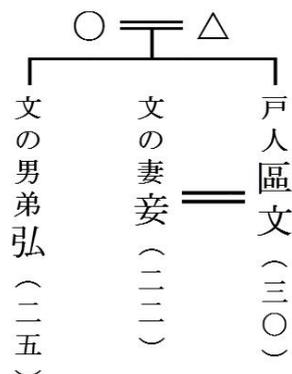
物故の記述は、従来では他の成員について記述する箇所を、物故の記述にあてているため、他の記述と同時に書かれたと考えられる。

当該簿の物故記述で最も時代がくだるのは嘉禾六年であり、ゆえにこの簿は嘉禾六年に書写されたものである可能性が高い。つまり、これは嘉禾四年の簿を、嘉禾六年時点で死亡状況を補足しつつ複写したものである。なぜ、嘉禾四年の簿を嘉禾六年に複写する必要があったのかは、以後検討されるべき課題である。

〈區文〉



「竹簡参」 示意图 2・區文の戸



新成里戸人公乘區文年卅 | 妻大女妾年廿二 | 文男弟弘年廿五 (参 4308/示意图 2・41)

| [文]妻大女[妾]年廿二 | (参 4307/示意图 2・40)

●右文家口食四人 | | 其／二人男／二人女 (参 4306/示意图 2・39)

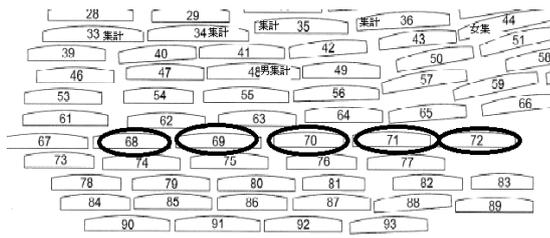
〔示意图〕 反時計回りに 4308・4307・4306 の順に並ぶ。

〔版面の状態〕 三簡の全長 (23.2~23.3 cm) 幅 (1.0~1.1 cm) がほぼ等しい。下編綴痕が近い位置を通っている (下編綴痕 4308 左端下から 7.6 cm、4307 左端下から 7.8 cm、4306 左端下から 7.5 cm)。

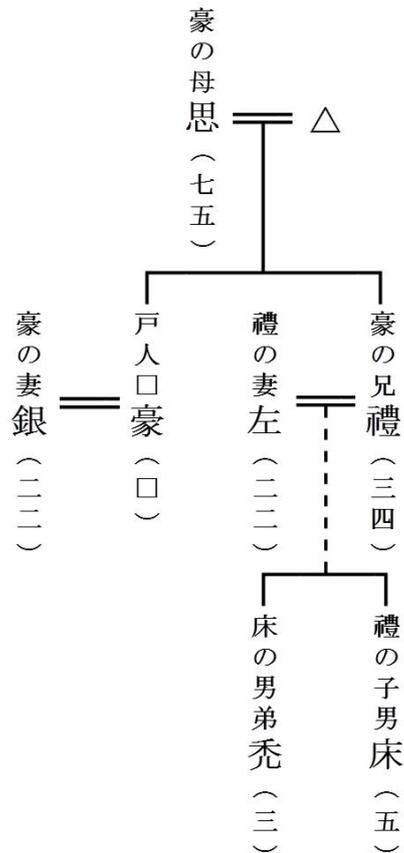
〔備考〕 同一の簡に三人を連記するのは、【吏民簿 4】中ではこの簡と 4495 (高遷里戸人) のみであり、数少ない事例の一つである。

4308 の妻と 4307 の妻は名前・年齢が同じである。通常は一方を小妻として記載するのであり、全く年齢と名前が同じ妻が二人いる場合、個人の特定に支障をきたすと考えられる。何故このような記述が存在するかは、不明である。あるいは誤って重複して記述した可能性もある。

〈口豪〉



「竹簡参」 示意图 2・口豪の戸



宜都里戸人公乗口 (豪) [年]□□□	訾	五	十	(参 4336/示意图 2・69)
豪母大女思年七十五	豪妻大女銀年廿二			(参 4339/示意图 2・72)
豪兄禮年卅四	禮妻大女左年廿二			(参 4338/示意图 2・71)
禮子男[床]年五歳	[床]男弟[禿]年三歳			(参 4337/示意图 2・70)
右豪家口食八人	其 / 五人男 / 三人女			(参 4335/示意图 2・68)

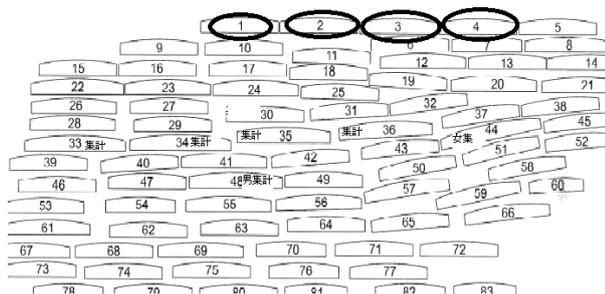
〔示意图〕 反時計回りに 4339・4338・4337・4336・4335 の順に並ぶ。原簿の並び方からすれば 4336 は 4339 の右側に位置するべきであり、編綴痕が切れた際に何らかの位置の転倒が生じたと考えられる。

〔版面の状態〕 四簡の全長はすべて近似し (23.2~23.3 cm)、幅も近似する (0.9~1.1 cm)。下編綴痕のうち主要な線が連続して通っている (4336 左端下から 7.5 cm、4339 右端下から 7.0 cm、4338 右端下から 6.6 cm、4337 右端下から 6.7 cm、4335 右端下から 6.7 cm)。

〔備考〕 写真では、戸人の簡の上段の記述はほとんど見えない。版面の状態・示意图の状況などから同一戸とした。八人の戸のうち、七人まで把握可能である。

凌文超 2011 で 4339・4337・4335 が同一戸であることを指摘する。

〈黄風〉



「竹簡参」示意图 2・黄風の戸

戸人黄風（六八）

風の子男客（三五）

風の妻□（七七）

客の妻草（二三）

客の子男□（四）

平陽里戸人公乘黄風年六 | 十八 | (参 4271/示意图 2・4)
 | 妻大女□[年]七[+]七 | 子男客卅五 (参 4270/示意图 2・3)
 | 客妻大女草年[廿]三 | [客]子男□年四歳 (参 4269/示意图 2・2)
 右風家口食五 | 人 | 其 / 三人男 / 二人女 (参 4268/示意图 2・1)

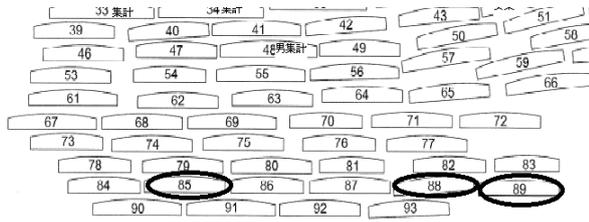
〔示意图〕反時計回りに 4271・4270・4269・4268 の順に並ぶ。

〔版面の状態〕4270 中段・4269 中段下段のひび割れが激しいため、文字の確認が困難であり、4269 客の妻の年齢は卅の可能性もある。

四簡で全長が近似し（23.0～23.3 cm）幅が等しい（1.0 cm）。編綴痕間の長さも近似する（左端で計測して 7.5～7.7 cm）。下編綴痕の位置も類似する（左端下から 7.4～7.7 cm）。

〔備考〕五人からなる戸の完全な復元が可能である。父母とその息子夫婦と孫が同居する。

〈謝唐〉



「竹簡参」 示意图 2・謝唐の戸



宜陽里戸人公乘謝唐年卅一六 | (参 4356/示意图 2・89)

| 唐母大女貴年六十三 | 唐妻大女登年卅一 (参 4355/示意图 2・88)

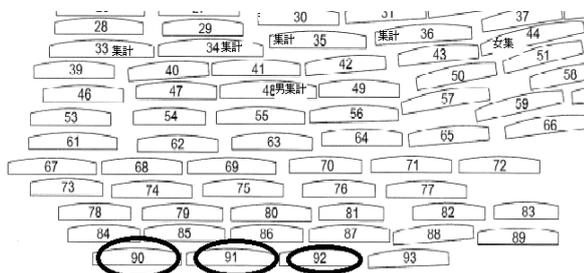
●右[唐]家口食五人 | | 其ノ三人男ノ二人女 (参 4352/示意图 2・85)

〔示意图〕 反時計回りに 4356・4355 が並び、二簡はさんで 4352 が存在する。

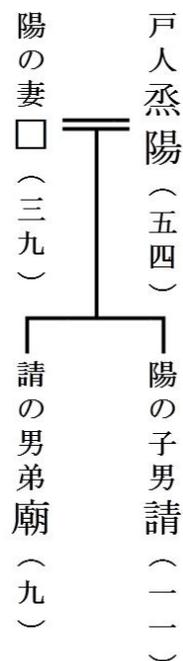
〔版面の状態〕 戸人の年齢は、写真からは廿六か卅六か判別がつかない。廿六の可能性もある。

上が折れている 4352 以外は、全長が近似し (23.0~23.1 cm)、幅はすべて近似する (0.9~1.0 cm) 編綴痕間の長さも近似する (4356 右端 7.6 cm、4355 右端 7.6 cm、4352 左端 7.6 cm)

〈烝陽〉



「竹簡参」 示意图 2・烝陽の戸



宜陽里戸人公乘烝陽年 | 五十四 | (参 4359/示意图 2・92)

| 妻大女□年卅九 | 子男請年十一 (参 4358/示意图 2・91)

| 請男弟廟年九歳 | (参 4357/示意图 2・90)

〔示意图〕 4359・4358・4357 の順に反時計回りに並ぶ。

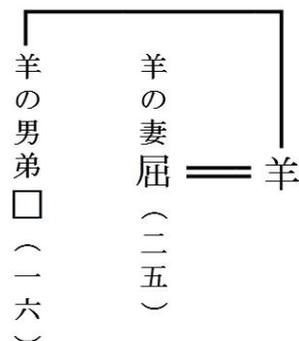
〔版面の状態〕 三簡の全長は等しく (23.2 cm)、幅は近似する (0.9~1.0 cm)。下の編綴痕が近い位置を通る (二本に分裂する下側の位置が、4359 左端下から 8.0 cm、4358 は右端下から 7.7 cm、4357 は左端下から 7.8 cm)。

〔備考〕 4358 妻の年齢は写真からはよく見えず、廿の可能性もある。下の段の記述が無いことから、4357 は成員簡の最後であると考えられ、この戸は夫婦と子からなる核家族である可能性が高い。

〈羊男弟□〉



「竹簡参」示意图 4・羊らの戸



| □母大女主年卅五 | 羊妻大女屈年廿五 (参 4491/示意图 4•16)

| 羊男弟□年十六 | □妻大女盛年□□ (参 4490/示意图 4•15)

〔示意图〕 4491・4490 の順に時計回りに並ぶ。

〔版面の状態〕 幅は二簡で等しく (1.0 cm)、全長も近似する (23.1~23.2 cm)。編綴痕の位置もほぼ同じである (下編綴痕が 4491 中間で下から 7.6 cm、4490 左端で下から 7.6 cm)。

〔備考〕 凌文超 2011 にて復元される。また、「竹簡壺」示意图 2 の以下の諸簡の戸と同戸であると指摘されている

□子男羊年廿五筭一 (壺 10447/示意图 2•196)

羊妻大女屈年廿四筭一 (壺 10452/示意图 2•201)

羊男弟勉年十七筭一腫兩足 (壺 10448/示意图 2•197)

「竹簡壺」の同戸の例から、屈の夫の羊は 26 歳であると推測される。

【吏民簿5】

※「竹簡肆」嘉禾五年・六年中郷吏民簿

嘉禾六年東_扶里戸人公乘周城年卅一 (肆 395/示意图 2・170)
妻積年卅一 (肆 391/示意图 2・166)
城男弟里年十 (肆 390/示意图 2・165)
城子男逸年七歳 (肆 389/示意图 2・164)
城母西年六十七 (肆 388/示意图 2・163)
右城家口食_口一人 警 五 十 (肆 785/示意图 4・132)

嘉禾六年東_扶里戸人公乘鄧展年廿六 (肆 403/示意图 2・178)
展母津六十一 (肆 402/示意图 2・177)
妻莽年廿一 (肆 401/示意图 2・176)
展客年七歳 (肆 400/示意图 2・175)
右展家口食四人 警 五 十 (肆 399/示意图 2・174)

大男鄭佶年卅二 (肆 341/ 示意图 2・116)
妻思年卅 (肆 340/ 示意图 2・115)
子女汝年七歳 (肆 339/ 示意图 2・114)
汝男弟增年四歳 (肆 338/ 示意图 2・113)
●右佶家口食四人 (肆 337/ 示意图 2・112)

曼洩里戸人孫傳年[卅]_口刑右足 (肆 452/示意图 2・223)
傳妻汝年卅一 (肆 451/示意图 2・226)
傳子男清(?)年_口 (肆 450/示意图 2・225)
傳男弟要(?)年十 (肆 449/示意图 2・224)
●凡[傳]家口食四人 (肆 448/示意图 2・223)

①簡番号 1-899 (発掘簡 1 盆)。全 877 簡。下記の 22 簡を除外する。

198.213.225.497.498.499.515/811.824.825.826.827.830.831.832.833.834.835.886.887.889.
894.

「竹筒肆」示意图 1-4 に含まれる諸簡、および番号がこれに連続する簡からなる。

示意图 1-4 は、里名の重なり方が同じであり、書式も共通しているため、四つの示意图の簿は、本来一つのまとまりとして保存されていた可能性が高い。

②作成時期 嘉禾五年・六年か（戸人簡に、嘉禾五年緒中里と嘉禾六年東~~秣~~里が混在している）。

③作成対象 中郷（集凡中郷領吏民三百卅九戸口食一千七十一人 肆 30899）楊芬 2011 参照。

所属する里：緒中・小赤・曼洩・嘉禾六年東~~秣~~・梨下・平毗・嘉禾五年緒中・戸人簡冒頭に大男/大女と記し里名を付さない書式の里（五唐里）・（石下里）。

④把握可能人数 （性別・続柄・年齢が明らかな者）536 人。

⑤特徴 残存する里集計簡に記載された一里に所属する戸の数は、みな 50 戸である。

●集凡[五唐]里魁周□領吏民五十戸口食二百八十九 （肆 380）

●集凡東~~秣~~里魁鄧（？）□領吏民戸五十五口食二百七十七人（肆 428）

集凡小赤里魁黃仁領[吏民]戸五十口食四百卅五人 （肆 495）

●集凡曼洩里魁□忽[領]吏民五十戸口食二（？）百五十七人（肆 568）

……領吏民□□□戸…… （肆 702）

一戸あたり平均口数は、③に挙げた郷の集計によれば 3.07。里集計からは、五唐里 5.78、東~~秣~~里 5.04、曼洩里 5.14 という数字が導かれるが、小赤里は 8.7 と突出して多い。

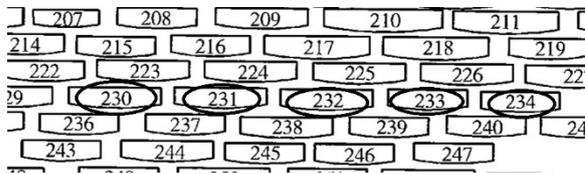
譬は、「50」のみ。

奴婢・客の記載無し。死・物故の記載あり。1 歳児が記述されている。

吏・卒・特定徭役について項目別の集計が存在するが、戸人・戸成員の記述にこれらが記載されている例は、非常に少ない。

⑦研究 楊芬 2011。

〈口文〉



「竹簡肆」示意图 2・口文の戸

- | 妻大女足年卅六 | (肆 459/示意图 2・234)
- | 子男叱年廿一 | (肆 458/示意图 2・233)
- | 叱妻従(?)年十五 | (肆 457/示意图 2・232)
- | 叱女弟草年十六 | (肆 456/示意图 2・231)
- 凡文居口食五 | [人] (肆 455/示意图 2・230)

〔修正〕455 五の下には、曼洩里戸集計簡の他の書式から「人」字が入るべきである。図版写真から、人を書いた部分がひび割れ削れており、文字が消えている可能性が高いと考えられるため、人字を加えた

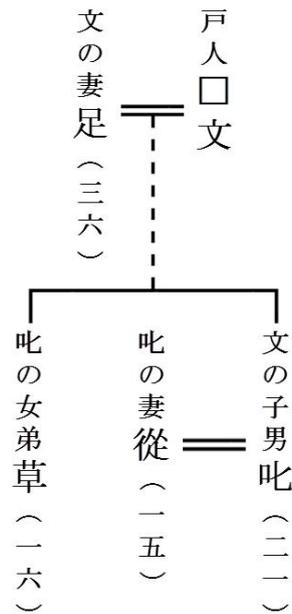
〔示意图〕時計回りに 459・458・457・456・455 の順に並ぶ

〔版面の状態〕五簡の幅は近似する (0.6~0.7 cm)。233・232・231 の三簡で全長が等しく (23.5 cm)、他の二簡はやや短い (23.5 cm)。上下の編綴痕がすべて二本に分裂しつつ連続して通る (下編綴痕 459 左端で下から 7.0~8.1 cm、458 右端で下から 7.0 cm~8.1 cm、457 右端で下から 7.0~8.2 cm、456 右端で下から 6.9~8.1 cm、455 右端で下から 6.7~8.0 cm)。

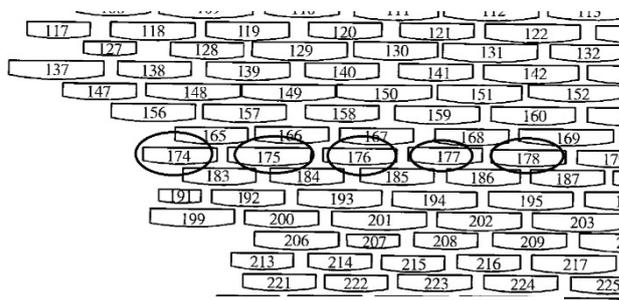
〔備考〕戸人の簡は探し出せないが、集計簡から口文を戸人とすることがわかる。また、一戸全体の家族構成が確定可能であり、戸人夫婦と、その息子夫婦と、戸人妹からなる五人家族である。

また、示意图のこの周辺には曼洩里の戸がまとまって存在しており、この戸も曼洩里所属であると考えられる。

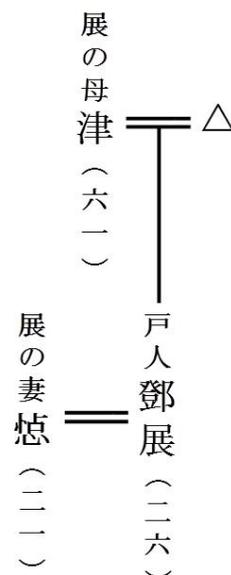
戸の集計簡には、曼洩里の他の戸の場合「凡某家口食×人」と記述されるが、この戸では「家」ではなく「居」となっている。戸集計簡の家字の含意が居字と重なることを示唆する興味深い例である。



〈鄧展〉



「竹簡肆」示意图 2・鄧展の戸



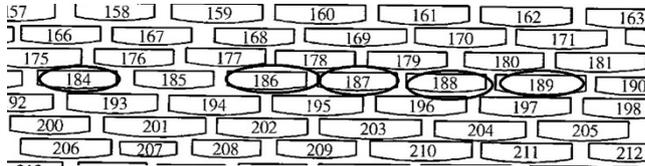
嘉禾六年東里戸人公乘鄧展 | 年廿六筭一 (肆 403/示意图 2・178)
 | 展母津六十一 | (肆 402/示意图 2・177)
 | 妻愼年廿一筭一 | (肆 401/示意图 2・176)
 | 展客年七歳 | (肆 400/示意图 2・175)
 右展家口食四人 | | 警 五 十 (肆 399/示意图 2・174)

〔示意图〕時計回りに 403・402・401・400・399 の順に並ぶ。

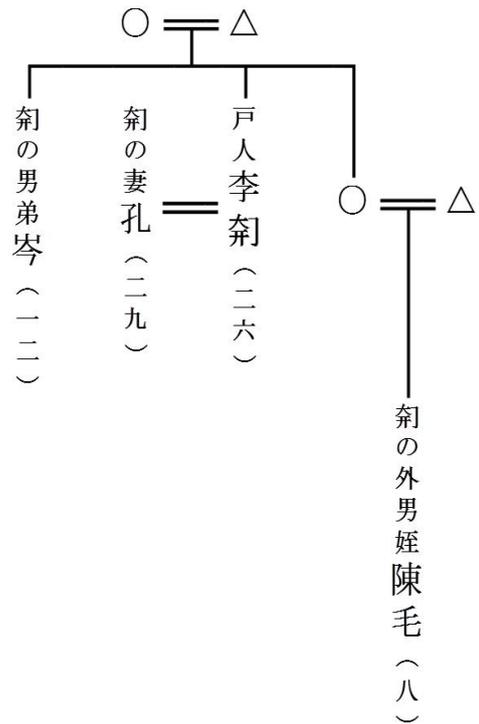
〔版面の状態〕全簡の幅が等しく (0.7 cm)、全長は 403・399 が 23.2 cm である以外はすべて 23.5 cm。編綴痕も近似する位置にあって連続する (分裂した下編綴痕の最も上の位置で、403 右端下から 8.7 cm、402 右端下から 8.9 cm、401 右端下から 8.7 cm、400 右端下から 8.9 cm、399 右端下から 8.7 cm)。

〔備考〕四人からなる戸の完全な復元である。400 客は続柄記述が抜け落ちているため、展のいかなる親族か不明である。

〈李糸〉



「竹簡肆」示意图 2・李糸の戸



嘉禾六年東里戸人公乘李糸		年廿六踵佐足		(肆 414/示意图 2・189)
妻孔年廿九筭一				(肆 413/示意图 2・188)
糸男弟岑年十二				(肆 412/示意图 2・187)
糸外男姪陳毛年八				(肆 411/示意图 2・186)
右糸家口食四人		訾	五	十 (肆 409/示意图 2・184)

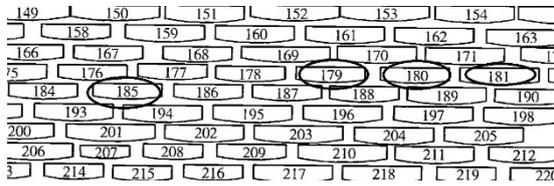
〔示意图〕時計回りに 414・413・412・411 の順に並び、一簡おいて 409 が続く。

〔版面の状態〕五簡で全長 (23.5~23.7 cm)・幅 (0.7~0.9 cm) が近似する。編綴痕の位置も近似する (下編綴痕が二本に分裂した上の線の位置が、414・413・412・411 すべて左端下から 9.0 cm、409 は左端下から 8.7 cm)

〔備考〕四人からなる完全な戸の復元である。

外姪男について、町田隆吉 2007 は「おい」に分類する。妥当な解釈である。外が付されることから、戸人の姉妹の子と考えられる。この戸の外男姪には、戸人と相違する姓「陳」が明記されている。

〈李果〉



「竹簡肆」示意图 2・李果の戸



嘉禾六年東~~棘~~里戸人公乘李果卅一筭 | (肆 406/示意图 2・181)

| 果母小五十七筭一 | (肆 405/示意图 2・180)

| 果妻世年廿一筭 | (肆 404/示意图 2・179)

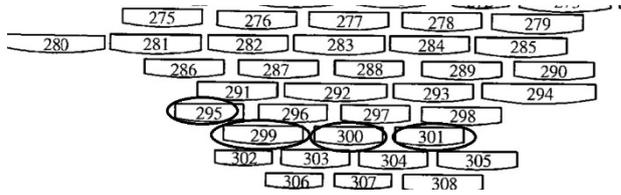
右果家口食三人 | | 訾 五 十 (肆 410/示意图 2・185)

〔示意图〕時計回りに 406・405・404 が並び、一つずれた層に 410 が見える。

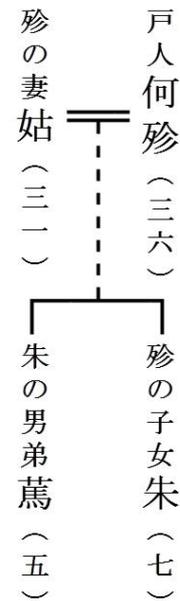
〔版面の状態〕全長はすべて等しく (23.6 cm)、幅は 405 以外 0.7 cm である (405 は 0.8 cm)。下編綴痕の四簡での連続が確認される (分裂する下編綴痕の上の線まで計測し、406 右端下から 8.7 cm、405 右端下から 8.7 cm、404 右端下から 9.0 cm、410 右端下から 9.0 cm)。

〔備考〕三人からなる完全な戸の復元である。夫婦と夫の母で構成されている。李均明 2008 にて復元されている。

〈何珍〉



「竹簡肆」示意图 2・何珍の戸



平叱里戸人公乗何珍年卅六 | (肆 526/示意图 2・301)

| 珍妻姑年卅一 | (肆 525/示意图 2・300)

| 珍子女朱年七歳 | (肆 524/示意图 2・299)

| 朱男弟薦年五歳 | (肆 520/示意图 2・295)

〔示意图〕時計回りに 526・525・524 の順に並び、524 につづき一つ内側の層に 520 が並ぶ。

〔版面の状態〕幅はすべて等しく (0.7 cm)、全長は近似する (23.7~23.8 cm)。編綴痕の位置も近似する (各簡編綴痕間の最短で 6.9~7.0 cm)

〔備考〕「朱」に関連する簡には、以下のものがある。

朱小妻常年廿五 (肆 17/示意图 1・17)

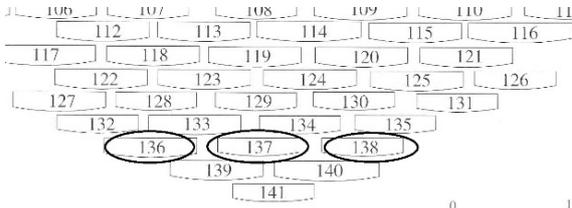
朱の小妻の簡は、何珍の戸の簡より短く (23.2 cm)、編綴痕の位置も相違する。

この簡は、以下の簡と同戸であると考えられる。

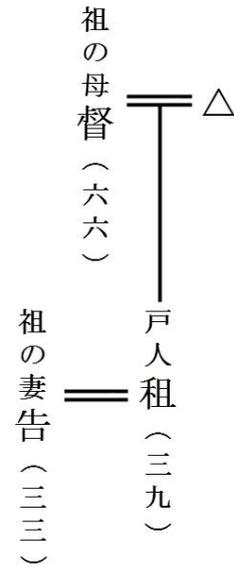
平叱里戸人公乗赤朱年廿二苦腹信病 ☑ (肆 883)

妻生年卅六 (肆 884)

〈口租〉



「竹簡肆」 示意图 4・口租の戸

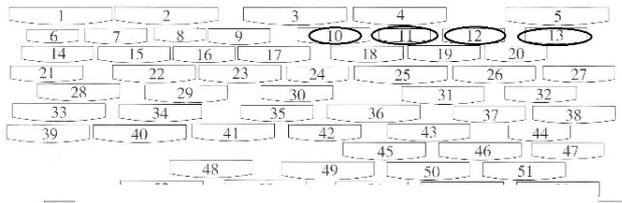


- ☑ 嘉禾六年東_扶里戸人公乘口[租] | 年卅九筭一苦腹心 | 病 (肆 789/示意图 4・136)
- | 祖妻告年[卅]三 | (肆 790/示意图 4・137)
- | 祖母督年六十六 | (肆 791/示意图 4・138)

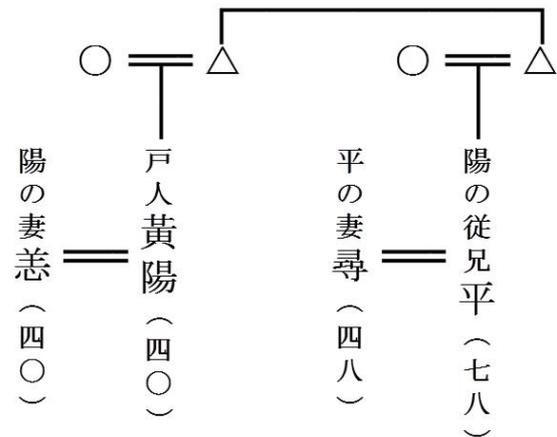
〔示意图〕 反時計回りに 789・790・791 の順に並ぶ。

〔版面の状態〕 三簡すべて幅 0.8 cm であり、790 と 791 は全長が等しい (23.7 cm)。編綴痕が見える 789 と 790 は編綴痕間の長さがどちらも最短 6.1 cm であり、近似する位置に編綴痕が存在する。

〈黄陽〉



「竹簡肆」示意图 4・黄陽の戸



- 平[吡]里戸人公乘黄陽年卅 | | (肆 663/示意图 4・10)
 | 妻恙年卅 | | (肆 664/示意图 4・11)
 | 陽従兄平年七十八踵兩足 | | (肆 665/示意图 4・12)
 | 平妻大女尋卅八 | | (肆 666/示意图 4・13)

〔示意图〕反時計回りに 663・664・665・666 の順に並ぶ。

〔版面の状態〕三簡で全長 (23.7~23.9 cm)・幅 (0.6~0.7) が近似する。663・664 で下の編綴痕の位置が近似し (663 は左端下から 0.8~9.0 cm、664 は左端下から 8.1~9.0 cm)、665・666 は上編綴痕の位置が近似する (665 は右端上から 7.9 cm、666 は右端上から 7.7 cm)。

〔備考〕示意图 3 に、陽の戸の集計簡が存在する。

凡陽家口食六人 (肆 572/示意图 3・39)

平[吡]里の集計簡には、「右某家口食×人」の例が存在する

- 平吡里戸人公乘楊治年五十一 (肆 805)
 治子女寛年四歳 (肆 662/示意图 4・9)
 治男弟□年九歳 (肆 660/示意图 4・7)
 右治家口食五人 (肆 661/示意图 4・8)

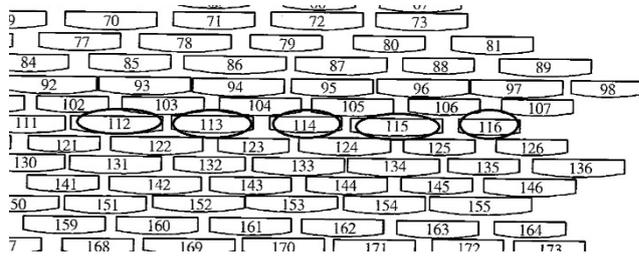
「凡某家口食」は、曼洩里集計簡に多い。

曼洩里戸人孫傳年[卅]□刑右足 (肆 452/示意图 2・227)

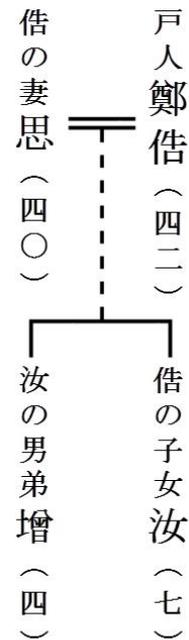
●凡[傳]家口食四人 (肆 448/示意图 2・223)

示意图上で 572 に近い位置には、曼洩里の簡が多いことから、572 は曼洩里に所属する他の戸の集計である可能性が高く、平吡里黄陽の戸の簡ではないと考えられる。

〈鄭倅〉



「竹簡肆」示意图 2・鄭倅の戸



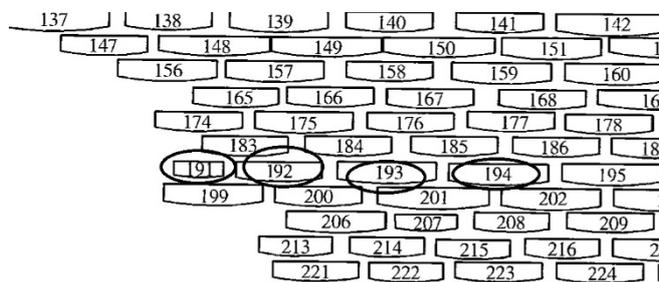
- 大男鄭倅年卅二 | | (肆 341/示意图 2・116)
- | 妻思年卅 | | (肆 340/示意图 2・115)
- | 子女汝年七歳 | | (肆 339/示意图 2・114)
- | 汝男弟増年四歳 | | (肆 338/示意图 2・113)
- 右倅家口食四人 | | (肆 337/示意图 2・112)

〔示意图〕 時計回りに 341・340・339・338・337 の順に並ぶ。

〔版面の状態〕 341・340・339・338 は全長 (23.1~23.3 cm)・幅 (0.7~0.8 cm)。339 は下の編綴痕で計測) が近似するが、337 はやや大きい (全長 23.5 cm、幅 1.0 cm)。編綴痕が近似する位置に存在する (編綴痕間最短を左端計測し 7.5 cm~7.8 cm)。

〔備考〕 夫婦とその子からなる完全な戸である。【吏民簿 5】の戸人簡には、通常は里名が附されているが、「大男」「大女」から始まる書式には付されない。【吏民簿 5】に見える里集計簡に記載されている里名のうち、戸人簡に見えないのは五唐里のみであるため、大男・大女が戸人簡冒頭に置かれる書式の簡群は、五唐里に属する可能性が高い。五唐里集計簡 (肆 380/示意图 2・155) の周辺には、「大男」「大女」で開始する簡が存在することも、この判断を裏付ける。

〈李空〉



「竹簡肆」示意图 2・李空の戸

戸人李空(五一)
 空の妻思(四七)
 空の子男文(六)

嘉禾六年東扶里戸人公乘李空年 | 五十一筭一 | (肆 419/示意图 2・194)

| 妻思年卅七筭一 | (肆 418/示意图 2・193)

| 子男文年六歳 | (肆 417/示意图 2・192)

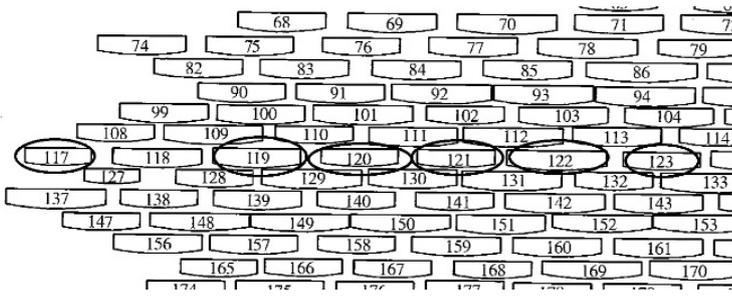
右空家口食三人 | | 訾 五 十 (肆 416/示意图 2・191)

〔示意图〕時計回りに 419・418・417・416 の順に並ぶ。

〔版面の状態〕四簡で全長が近似 (23.5 cm~23.7 cm) し、幅は左側が割れている 191 以外すべて等しい (0.7 cm)。編綴痕が近似する位置にあり、編綴痕間の最大値が左端で 7.1~7.2 cm である (下編綴痕の位置は、左右に走る主要な線の下側のものとする)。

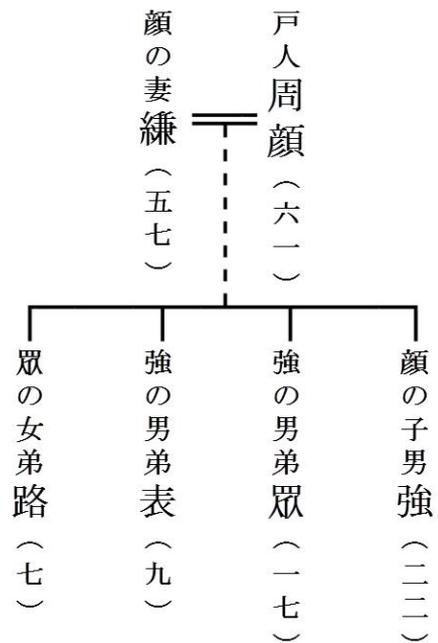
〔備考〕夫婦と子からなる完全な戸である。

〈周顔〉



「竹簡肆」示意図 2・周顔の戸

大男周顔（？）年六十一踵右足 | |
 (肆 347/示意図 2・122)
 | 妻縑年五十七 | (肆 346/示意図 2・121)
 | 子男強年廿二踵兩足 | (肆 345/示意図 2・120)
 | 強男弟眾年十七 | (肆 344/示意図 2・119)
 | 強男弟表年九歳 | (肆 348/示意図 2・123)
 | 眾女弟路年七歳 | (肆 342/示意図 2・117)



〔示意図〕時計回りに 347・346・345・344 と並び、一簡間に置いて 342 が続く。348 は戸人より左にあるべきだが、右隣に見える。位置が逆転した可能性がある。

〔版面の状態〕六簡すべて全長 (23.2~23.4 cm) と幅 (0.6~0.8 cm) が近似する。上編綴痕が明瞭でない 342 以外、編綴痕間の長さが近似する (上下とも編綴痕が分裂するが、左右に通る線で計測し、上は最も上、下は最も下の位置で量る。8.0~8.3 cm)

〔備考〕成員簡冒頭の名前+続柄の部分「強男弟」と記述する簡が、二簡出現する。通常は、すぐ上の兄弟の名前に繋げて記述するため、通例どおりならば年少の表は「眾の男弟」と書かれる。これは特殊な記述方法である。この簡だけ、位置がずれていることも気になる。

「強」については、以下の簡も存在する。

[強]姪子男全年七歳 (肆 315/示意図 2・90)

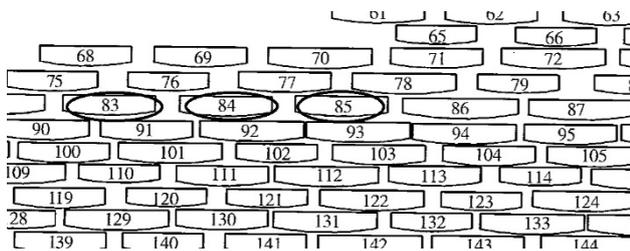
右強家口食四人 (肆 316/示意図 2・91)

これらは示意図上での位置が周顔の戸とはかなり相違するため、除外した。あるいは、下記の簡と接続すると考えられる。

大男勇強年卅一 (肆 257/示意図 2・32)

257 は、上下に分裂した簡冊の上の部分に見える。簡冊の上下を接合すると 315・316 と近い層に並ぶため、この三簡は本来連続していた可能性が強い。

〈周慶〉



「竹簡肆」示意图 2・周慶の戸

戸人周慶（六二）
 慶の妻合（六〇）
 慶の子男緝（一五）

大男周慶（？）年六十二筭一 | | (肆 308/示意图 2・83)

妻合年六十 | | (肆 309/示意图 2・84)

子男緝年十五腹心病 | | (肆 310/示意图 2・85)

〔示意图〕反時計まわりに 308・309・310 の順に並ぶ。

〔版面の状態〕三簡は全長が近似し（23.3～23.4 cm）、幅が等しい（0.8 cm）。上下の編綴痕は分裂しているが、編綴痕間の長さが近似する（8.8 cm～9.0 cm。上編綴痕二本の内上のものと、下編綴痕二本の中で下のもの間。左端で計測）。

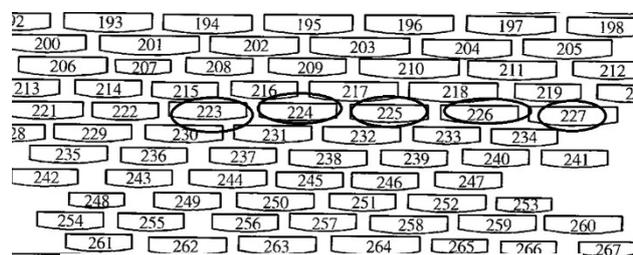
〔備考〕示意图上で三簡に以下の簡が連続する。

紵女弟嬰年十三（肆 311/示意图 2・86）

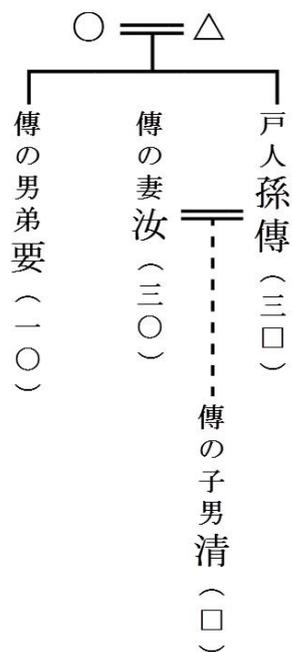
嬰男弟□年六歳（肆 312/示意图 2・87）

311 の冒頭の字は、左の部分にひび割れがあり、緝である可能性もある。編綴痕の位置も近似している。

〈孫傳〉



「竹簡肆」 示意图 2・孫傳の戸

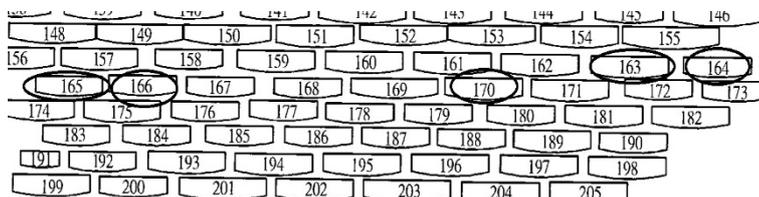


- 曼洩里戸人孫傳年[卅]〇 | 刑右足 | (肆 452/示意图 2・227)
- | 傳妻汝年卅筭一 | (肆 451/示意图 2・226)
- | 傳子男清 (?) 年〇 | (肆 450/示意图 2・225)
- | 傳男弟要 (?) 年十 | (肆 449/示意图 2・224)
- 凡[傳]家口食四人 | | (肆 448/示意图 2・223)

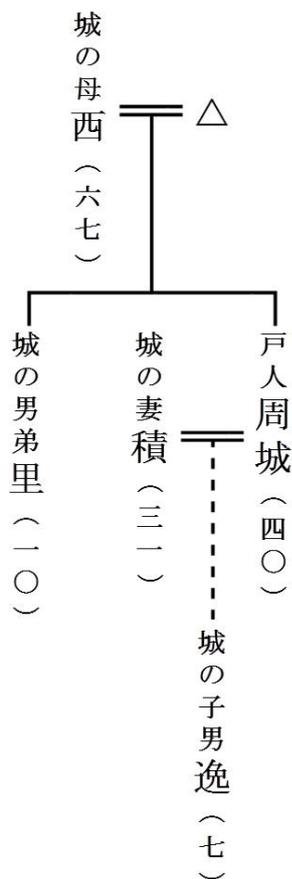
〔示意图〕 時計回りに 452・451・450・449・448 の順に並ぶ。

〔版面の状態〕 幅は四簡で近似する (0.6~0.8 cm)。451・450・449・448 の四簡で編綴痕間の位置が近似する (右端で計測し最短で 7.6 cm)。

〈周城〉



「竹簡肆」示意图 2・周城の戸



嘉禾六年東_里戸人公乘周城年 | 卅筭一 | (肆 395/示意图 2・170)
 | 妻積年卅一筭一 | (肆 391/示意图 2・166)
 | 城男弟里年十 | (肆 390/示意图 2・165)
 | 城子男菽年七歳 | (肆 389/示意图 2・164)
 | 城母西年六十七 | (肆 388/示意图 2・163)
 右城家口食口一人 | | 警 五 十 (肆 785/示意图 4・132)

〔示意图〕左端に 391・390 が時計回りに並び、一つ内側の層の右端に 389・388 が時計回りに並ぶ。

391 と同じ層に戸人簡 395 があるが、間があく。

〔版面の状態〕6 簡の全長と幅は近似する（全長は 23.5～23.7 cm、幅は 0.7～0.9 cm）。下編綴痕が連続して通る（二本に分裂した下の痕跡が、395 は右端下から 8.9 cm、391 は 8.8 cm、390 は 8.7 cm、389 は左端下から 8.8 cm、388 は右端下から 8.5 cm、785 は 8.5 cm）。

〔備考〕戸の集計簡である 785 は別の示意图（示意图 4）にあるが、周辺に東_里の簡が存在する。版面の状態などからも同一戸であると判断した、

【吏民簿 6】

※「竹簡肆」嘉禾四年廣成郷等吏民簿

嘉禾四年平樂里戸人公乗李客年卅三筭一（肆 2495/示意图 10・44）

☑ 客妻□年卅三 客子女西年十（肆 2484/示意图 10・33）

右客口食四人 ☑ （肆 2501/示意图 10・50）

①簡番号 1917-2056 および示意图 10-11 の 2452-2724（3 盆）。全 340 簡。

下記の 73 簡を除外した。

2547.2554.2560.2568.2569.2570.2571.2572.2573.2574.2575.2576.2577.2578.2584.2585.2586.2587.2588.2589.2590.2594.2597.2602.2608.2611.2613.2630.2635.2653.2654.1943.1944.1945.1946.1947.1948.1949.1950.1951.1952.1953.1954.1955.1956.1957.1958.1959.1960.1961.1962.1970.1976.1977.1980.1981.1983.1986.1987.1990.1992.1995.1997.1998.1999.2002.2004.2005.2008.2010.2011.2013.2039.

②作成時期 嘉禾四年（戸人簡に嘉禾四年と見える）

③作成対象 おもに（1）廣成里など廣成郷の里（【吏民簿 3】参照）が見える。これらは廣成郷の簿であるが、（2）の諸里は廣成郷ではないと考えられる。

（1）廣成里・平樂里・新成里（1 点）漂里（1 点）→里名が戸人簡に見え、その上に嘉禾四年と付されている。

（2）ほか、陽貴里・富貴里があるが、嘉禾四年とは付されていない。

④把握可能人数（性別と続柄・年齢が明らかな者）230 人

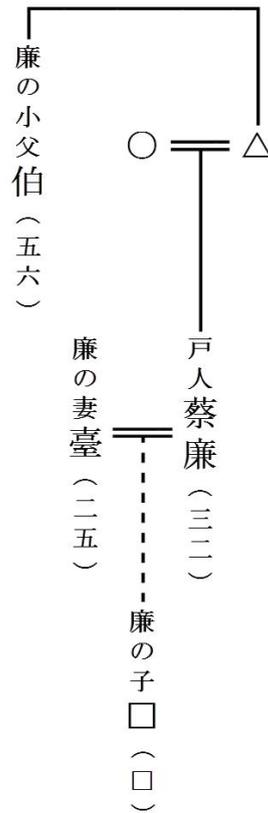
⑤特徴 一戸あたりの口数は、平均 4.96。

一戸あたりの訃平均は、92.38 であり、比較的高い。

奴婢・客の記載は無く、死・物故の記載も無い。1 歳児の記載も無い。

⑥備考 簡の本数は多いが、里や郷の集計簡が少ない（肆 2565 のみ）。

〈蔡廉〉



☑ 人公乘蔡廉年卅二 | | (肆 1937)

| 廉妻大女臺年廿五 | □子仕[伍]□年□歳 (肆 1925)

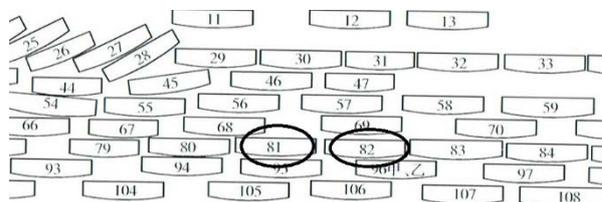
☑ | 廉(?) 小父公乘伯年五十六踵兩足 | □妻大女霞(?) 年六十 (肆 1921)

〔版面の状態〕三簡の幅が等しい (0.7 cm)。1925 と 1921 は、編綴痕の位置が近似している (1925 は編綴痕間最長左端 8.7 cm、1921 は 9.0 cm)

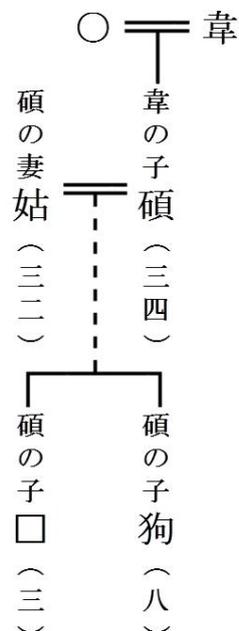
〔備考〕写真からは廉の字を確認し難い。1925 と 1921 は接続すると判断されるが、1937 については可能性にとどまる。

1937 の中段に、文字の痕跡が存在するが、写真では読めない。

〈韋子碩〉



「竹簡肆」示意图 11・碩らの戸



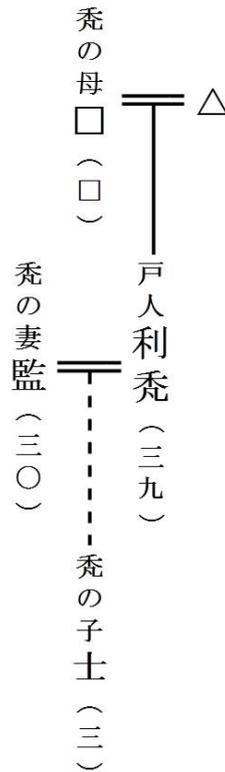
☑ | 韋子公乘[碩]年卅四給州卒 | [碩]妻大女姑年卅二 (肆 2696/示意图 11・81)
 | 碩子仕□□年三歳 | 碩子仕伍狗年八歳 (肆 2697/示意图 11・82)

〔示意图〕 反時計回りに 2696・2697 の順に並ぶ。

〔版面の状態〕 二簡の幅は等しい (0.7 cm)。

〔備考〕 図版写真では文字や編綴痕が見えにくい。二簡の示意图における位置によって同戸であると判断した。ただし、一般的な書式では、子は年長→年少の順に記載するのであり、2697 の記述には問題がある。

〈利禿〉



嘉禾四年廣成里戸人公乘[利]禿年 | 卅九刑右手 | (肆 2025)

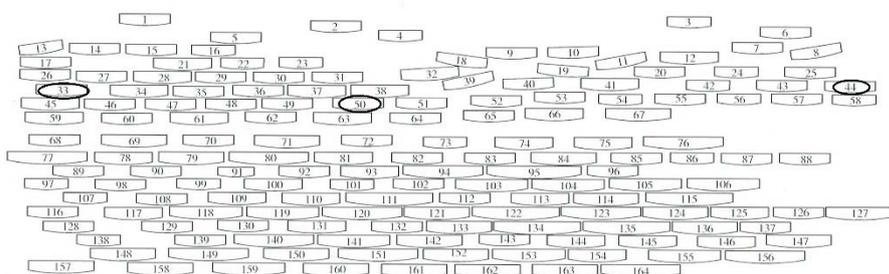
| 禿妻大女監年卅 | 禿子仕伍士年三歳 (肆 2021)

中 | 禿[母]大女□[年]□□□ | □妻大女姑年卅八筭一 (肆 2680/示意图 11・65)

〔版面の状態〕幅は三簡で近似する (0.7~0.8 cm)。2021 と 2680 は全長が近似する (24.4~24.5 cm)。2025 と 2021 は、編綴痕間の最短の長さが近似する (右端で 8.4~8.5 cm)。

〔備考〕2025 の年齢は、卅九の可能性もある。

〈李客〉



「竹簡肆」 示意图 10・李客の戸

戸人李客（三三）
 客の妻□□（三三）
 客の子女世（一〇）

嘉禾四年平樂里戸人公乘李 | 客年卅三筭一 | (肆 2495/示意图 10・44)

☐ | 客妻□□年卅三 | 客子女世年十 (肆 2484/示意图 10・33)

右客口食四人 | ☐ (肆 2501/示意图 10・50)

〔修正〕 2484 の妻の下は、釈文では一字不明とするが、二字のようである。2484 下段子女の名を、西から世に改める

〔示意图〕 同じ層の左右端に 2495 と 2484 が位置し、一つ内側の層の中央に 2501 が見える。

〔版面の状態〕 三簡の幅は等しい (0.7 cm)。編綴痕は見えにくい。

〔備考〕 各簡の客字は確認可能であり、示意图内でも近接するため、同一戸とみなした。書式としては客の下にあるべき「家」字が、脱落している。

【小武陵2】

「竹簡貳」19 盆には、【吏民簿1】と姓名を同じくする者の記述、あるいは名・年齢を同じくする者の記述が、複数存在する。

- (1) ☑陽里戸人公乘謝贊年 | 廿二筭一給縣卒 | 訾 五 十 (貳 4511)
☑ | 贊男弟了年廿筭一 | 了妻大女倉年十六筭一 (貳 4644)
| ●贊嫂大女是年廿二筭一 | 是子男設年六歲 (貳 4494)

→ 【吏民簿1】

東陽里戸人公乘☐贊年廿一筭一給縣卒 (壹 10308)

贊寡 {女更} 大女是年廿二筭一 (壹 10279/示意図 2・36)

是子男設年五歲 (壹 10274/示意図 2・31)

贊男弟☐年十九筭一 (壹 19279/示意図 2・30)

- (2) 東陽里戸人公乘丞敦年卅一筭一刑左手 訾五十 (貳 4492)

→ 【吏民簿1】 東陽里戸人公乘丞敦年卅一筭一刑左手 (壹 10269)

- (3) 車母大女阿年八十三 車妻大女然年卅六筭一 (貳 4638)

→ 【吏民簿1】 車母大女阿年八十三 (壹 10466) 車妻大女然年卅六筭一 (壹 10471)

前掲の諸例より、「竹簡貳」19 盆のこのような諸簡は、【吏民簿1】と同じく小武陵郷を対象として作成された簿であると考えられる。

「竹簡貳」19 盆の諸簡は、書式は【吏民簿1】に類似しているが、成員簡には二名が連記され、「訾」は戸人簡に記載される点で相違する。名を同じくする者の年齢を比較すると、【吏民簿1】と同じ記載と、一歳上のものがある。

【小武陵3】

【小武陵2】諸簡の含まれる「竹簡貳」19盆には、【小武陵2】諸簡とは戸集計簡の書式が異なる簡が混在している。

例えば、【小武陵2】の前掲謝贊・謝達の戸を記述する簡の附近には、次のような戸集計簡が見える

●凡口十三事十一 筭三事 (貳 4499)

凡口四事 筭二事 (貳 4482)

これと相違する以下のような戸集計簡が見える。

●右亮家口食九人 其ノ四人男ノ五人女 (貳 4668)

●亮男弟養年十四 亮寡嫂大女妾年六十一 (貳 4670) 亮舅何鐵年卅筭一 鐵妻大女姑年卅九筭一 (貳 4655)〉

この種類の集計簡は貳 4652～貳 4934 の範囲に多く、戸人簡には主に安陽里と記されている。小武陵郷の簿である【吏民簿1】には安陽里の戸が二戸見えるため、これらの諸簡も【吏民簿1】同様小武陵郷の簿である可能性が高い。

〈何高〉



安陽里戸人公乗何高年 | [五]十五 | (貳 4678)

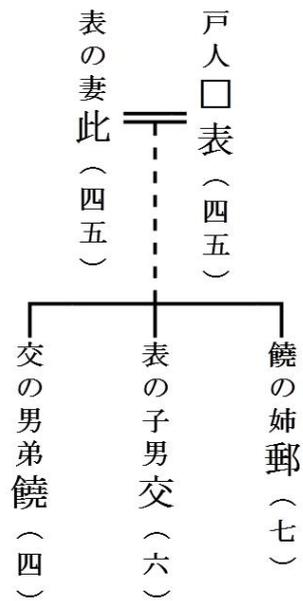
| 高姪子男櫛 (檐?) 年七歳 | □男姪子[沮]年[廿]五[筭一] (貳 4788)

| ●沮妻大女青年十四腹心病 | 腫兩足 (貳 4789)

〔版面の状態〕三簡の全長 (23.4~23.5 cm)、幅 (1.0~1.2 cm) が近似する。編綴痕間の長さの最大値が三簡で等しい (左端で計測、8.5 cm)。

〔備考〕4789 の年齢は、廿四の可能性もある。4678 と 4788 下段の年齢は、写真から確認することができない。

〈口表〉



安陽里戸人公乗口表 | 年卅五筭一腫兩足 | (貳 4502)

| 妻大女此年卅五筭一 | 表子男交年六歳 (貳 4794)

| 交男弟饒年四歳 | 饒姉小女郵年七歳 (貳 4795)

〔版面の状態〕幅は三簡で近似する（1.1～1.2 cm）。全長は 4794 がやや短い（23.1 cm。他は 23.4～23.5 cm）。編綴痕の位置は近い（編綴痕間の長さが、4502 は右端 8.2 cm、4794 は右端 8.2 cm、4795 は右端 8.5 cm）。

〔備考〕「表」関連の簡には、下記の簡も存在する。

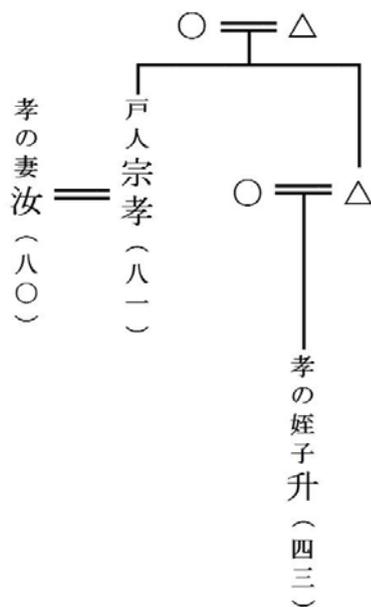
☑表弟公乗鳶（鳶？）年八歳 (貳 4548)

この簡は上記の簡よりも細く、字の様子も異なるため、同戸ではないと判断した。

一般的に、兄弟を記載する際には性別に関係なく年長→年少の順で記載する。兄弟を先に記述し、女性を某の姉と記述する記載例は、あまり出現しない。

4794 と 4795 は確実に連続するが、4502 はこれらと文字の様子が若干相違する。しかし、4794・4795 近辺には安陽里の戸が多く、またサイズや編綴痕の位置は近似するため、4502 も同一戸とした。

〈宗孝〉



安陽里戸人公乗宗孝年八十一 | | (貳 4792)

| 妻大女汝年八十 | 孝姪子公乗升年卅三第一給卒 (貳 4791)

〔版面の状態〕全長（4792 は 23.2 cm、4791 は 22.9 cm）、幅（4792 は 1.1 cm、4791 は 1.0 cm）は近似する。編綴痕間の最長の値も近似する（4792 は 8.5 cm、4791 は 8.4 cm）。

参考文献

走馬楼呉簡テキスト・図版

「竹簡壹」長沙市文物考古研究所・中國文物研究所・北京大學歷史學系走馬楼簡牘整理組『長沙走馬楼三國呉簡』竹簡壹（上中下）文物出版社 2003年

「竹簡貳」長沙簡牘博物館・中國文物研究所・北京大學歷史學系走馬楼簡牘整理組『長沙走馬楼三國呉簡』竹簡貳（上中下）文物出版社 2007年

「竹簡参」長沙簡牘博物館・中國文物研究所・北京大學歷史學系走馬楼簡牘整理組『長沙走馬楼三國呉簡』竹簡参（上中下）文物出版社 2008年

「竹簡肆」長沙簡牘博物館・中國文化遺產研究院・北京大學歷史學系走馬楼簡牘整理組『長沙走馬楼三國呉簡』竹簡肆（上中下）文物出版社 2011年

「竹簡柒」長沙簡牘博物館・中國文化遺產研究院・北京大學歷史學系・故宮研究院古文獻研究所『長沙走馬楼三國呉簡』竹簡柒（上中下）文物出版社 2014年

論考

※日文

安部聡一郎 2005「名籍竹簡」2005 報告書所収

關尾史郎 2015「長沙呉簡吏民簿の研究（上）—「嘉禾六（二三七）年廣成郷吏民簿」の復元と分析—」『新潟大学人文学部人文科学研究』137

谷口建速 2015「長沙呉簡にみえる佃客と限米」『湖南出土簡牘とその社会』汲古書院

町田隆吉 2007「長沙呉簡よりみた「戸」について—三国呉の家族構成に関する初歩的考察—」『長沙呉簡研究報告』第3集

町田隆吉 2016「甘肅・臨沢出土の西晋簡と孫氏一族—臨沢出土西晋簡研究（一）」桜美林大学・桜美林論考『人文研究』7

鷲尾祐子 2006「漢初の戸について—《二年律令》を主な史料として—」富谷至編『江陵張家山二四七号漢墓出土漢律令の研究』論考篇 京都大学人文科学研究所

鷲尾祐子 2010「長沙走馬楼呉簡連記簡の検討—家族の記録について—」『中国古代史論叢』7 立命館東洋史学会

- 鷺尾祐子 2011「示意図簡冊構成簡の検討と戸人の制度」2010 特刊所収
- 鷺尾祐子 2012「走馬楼吳簡吏民簿と郷の状況—家族研究のための予備的検討—」『立命館東洋史学』35
- 鷺尾祐子 2015a「分異時期と家族構成の変化について—吳簡による検討」『湖南出土簡牘とその社会』汲古書院
- 鷺尾祐子 2015b「嘉禾四年—六年（235-237）長沙の婚姻慣行：婚姻と年齢」『東洋学報』97-1
- 鷺尾祐子 2016「嘉禾四年～六年吏民簿所見夫妻齡差（嘉禾四年～六年吏民簿にあらわれた夫婦の年齢差）」故宮博物院・湖南省文化庁・長沙市人民政府主弁「紀念走馬楼三国吳簡發現二十周年長沙簡牘研究國際學術研討会」2016年8月27,28日 中国・長沙市 中国共产党湖南省委员会招待所
- ※中文
- 侯旭東 2009「長沙走馬楼吳簡《竹簡》貳“吏民人名年紀口食簿”復原的初步研究」『中華文史論叢』2009-1
- 侯旭東 2013「長沙走馬楼吳簡「嘉禾六年（廣成郷）弦里吏民人名年紀口食簿」集成研究—三世紀初江南郷里管理一瞥」中央研究院『第四屆國際漢學會議論文集 古代庶民社會』
- 李均明 2008「走馬楼吳簡人口管理初探」『簡帛研究』2006 廣西師範大學出版社
- 凌文超 2011「走馬楼吳簡采集簡“戶籍簿”復原整理与研究——兼論吳簡“戶籍簿”的類型与功能」『吳簡研究』第三輯
- 凌文超 2013「走馬楼吳簡簿書復原整理趨議」『歷史学評論』第一卷 社会科学文献出版社
- 凌文超 2015「嘉禾四年南郷戶籍與孫吳戶籍的確認」『走馬楼吳簡采集簿書整理與研究』廣西師範大學出版社
- 羅新 2000「走馬楼吳簡整理工作的新進展」『北大史学』7
- 王利華 2007『中国家庭史』第一卷・先秦至魏晉南北朝時期
- 王子今 2004「三國孫吳郷村家族中的“寡嫂”和“孤兒子”—以走馬楼竹簡爲中心考察—」『古史性別研究叢稿』所収 社会科学文献出版社
- 王子今 2004b「說走馬楼所見“小妻”兼論兩漢三國社会的多妻現象」『學術月刊』2004-10。『古史性別研究叢稿』所収 社会科学文献出版社
- 楊芬 2011「孫吳嘉禾年間臨湘中郷所轄里初步研究」2011年3月・湖南省長沙・中日長沙吳簡學術研討会

楊際平 2007 「秦漢戸籍管理制度研究」『中華文史論叢』2007-1

張榮強 2006 「孫吳簡中的戸籍文書」『歴史研究』2006-4 『漢唐籍帳制度研究』所収 商務印書館 2010年

張榮強 2010 「《前秦建元二十年籍》与漢唐間籍帳制度的变化」『漢唐籍帳制度研究』所収

科学研究費プロジェクト報告書

2005 報告書

平成 16 年度～平成 18 年度科学研究費補助金・基盤研究 B・研究成果報告書『長沙走馬楼出土吳簡に関する比較史料学的研究とそのデータベース化』2005 年

2009 特刊

科研費基盤研究 (A)・三菱財団人文科学研究助成プロジェクト『長沙吳簡研究報告 2009 年度特刊』2010 年

2010 特刊

科学研究費補助金・基盤研究 A「出土史料群のデータベース化とそれを用いた中国古代史上の基層社会に関する多面的分析」プロジェクト『長沙吳簡研究報告 2010 年度特刊』

資料集：三世紀の長沙における吏民の世帯
—走馬樓呉簡吏民簿の戸の復原—

Household Registers in Third Century Changsha:
A Collection of Source Documents Reconstructed from
Zoumalou-Wujian

2017年5月9日 発行

著者 鷺尾 祐子 (WASHIO Yuko)

発行  東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所
〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1

<https://publication.aa-ken.jp/>

© 2017 WASHIO Yuko
ISBN 978-4-86337-246-7